

平成20年第2回(6月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (6月27日)	
開 会.....	5
開 議.....	5
議事日程の報告.....	5
諸般の報告.....	5
行政報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	9
報告第1号の報告.....	10
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	22
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
発言の訂正.....	32
諮問第1号の上程、説明、質疑、採決.....	33
諮問第2号の上程、説明、質疑、採決.....	34
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	35
議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	37
議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	37
議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	38
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	39
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	40
議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	41
議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	43
議案第40号の上程、説明、質疑.....	45
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	47
川根地区広域施設組合議会議員選挙.....	47
散 会.....	49

第 2 号 (7月1日)

開 議.....	5 3
諸般の報告.....	5 3
一般質問.....	5 3
小 藪 侃一郎 君.....	5 3
鈴 木 多津枝 君.....	6 3
原 田 全 修 君.....	8 3
板 谷 信 君.....	1 0 2
澤 畑 義 照 君.....	1 1 5
佐 藤 公 敏 君.....	1 2 3
議案第 3 3 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 3 4
議案第 3 4 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 3 9
議案第 3 5 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 4 2
会議時間の延長.....	1 4 3
議案第 3 8 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 4 4
議案第 3 9 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 5 3
議案第 4 0 号の質疑、討論、採決.....	1 5 4
川根本町議会議員派遣の件.....	1 5 5
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 5 5
常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 5 6
日程の追加.....	1 5 6
議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 6
議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 9
議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 6 1
閉 会.....	1 6 2

応招・不応招議員

応招議員（14名）

1番	山	本	信	之	君
2番	佐	藤	公	敏	君
3番	中	田	隆	幸	君
4番	小	藪	侃	一郎	君
5番	原	田	全	修	君
6番	澤	畑	義	照	君
7番	杉	本	道	生	君
8番	高	畑	雅	一	君
9番	中	澤	智	義	君
10番	板	谷		信	君
11番	鈴	木	多	津枝	君
12番	芹	澤	徳	治	君
13番	久	野	孝	史	君
14番	森		照	信	君

不応招議員（なし）

平成20年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成20年6月27日(金)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
(平成19年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(平成19年度川根本町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(平成19年度老人保健特別会計補正予算(第3号))
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分した事件の承認について
(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 8 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第10 議案第32号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第33号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第34号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第35号 川根本町飲料水供給施設条例の制定について
- 日程第14 議案第36号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第37号 字の区域の変更について
- 日程第16 議案第38号 平成20年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第39号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議案第40号 平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第41号 平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 川根地区広域施設組合議会議員の選挙

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小藪侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	小坂進君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	中澤莊也君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	鈴木一男君	建設課長 兼事業課長	岩田利文君
会計管理者 兼出納室長	森紀代志君	教育総務課長	小坂泰夫君
生涯学習課長	森下睦夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開会 午前 9時00分

開 会

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。

よって、平成20年第2回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、ただいまより開会いたします。

開 議

議長（森 照信君） これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（森 照信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月20日、町長から第2回定例会を招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告1件、承認4件、諮問2件、議案10件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第121条ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から、平成19年度2月、3月、4月分及び平成20年度4月分の例月出納検査の結果について報告がありました。

また、榛原地域土地開発公社決算書の提出がありましたので、御報告いたします。

なお、内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

行政報告

議長（森 照信君） 今期定例会招集に際し、町長からあいさつがあります。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） おはようございます。

本日は平成20年第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき、まことにありがとうございます。

平成20年度がスタートして3カ月近くが過ぎました。平成18年の10月に策定された川根本町行政改革大綱及び実施計画、19年3月に策定された第一次川根本町総合計画を推進する中で編成された20年度予算であります。引き続き当町の歳入規模、身の丈に応じた予算となっております。さらなる効率性と有効性を追求し、真に必要な住民ニーズに即した事業への選択と集中を念頭に、業務執行をまいります。

冒頭あいさつを兼ねまして、行政報告をさせていただきます。

まず、平成19年度の決算の見込みについては、歳入合計は58億6,100万円、歳出合計は57億2,400万円となり、差引額、いわゆる形式収支は1億3,700万円で、繰越事業への財源58万円を削除した1億3,651万円が純繰越金となります。

また、19年度のみの実質的な収入と支出の差額を示す単年度収支では968万円の赤字となりました。

また、単年度収支の中には当該年度に措置された黒字要素、ここでは地方債の繰上償還額や財政調整基金積立金、また赤字要素、ここでは財政調整基金の取り崩し額がありますが、これらが仮に歳入歳出に措置されなかったとした場合、単年度収支が実質的にどのような額になったのかを示す実質単年度収支は2,390万円の赤字となりました。

ただし、19年度は簡易水道会計において繰上償還を実施しており、一般会計負担分を繰出金として支出しているために、その額を考慮しますと2,172万円の黒字であると言えます。要因としては、歳入では特別交付税が予算額1億6,800万円に対し4億100万円の収入で、2億3,000万円のプラスが大きな要因です。歳出では、事業執行における入札差金や経費節減等による執行残であります。

次に、行政改革関連であります。地方分権推進法の施行等により、地域主権型社会への転換が求められています。当然、財源を持続的に確保していく責任も自治体にはあります。こうした時代の流れをしっかりとらえ、行政改革をさらに進めてまいります。

6月23日には平成20年度第1回行政改革推進委員会が開催され、今年度の開催計画の協議や、平成19年度集中改革プランの進捗状況なども報告させていただきました。

平成19年度の川根本町行政改革大綱に基づく集中改革プランの実施状況について、概略を説明いたします。

効果の主な内容といたしまして、法律関係図書の整理として、すべての追録式法律関係図

書について見直し、618万円の効果となりました。これはインターネット等の普及により、法律等を検索できる状況になりましたので、全面的に見直したものであります。

公用車の見直しとして、廃棄車両の入札による譲渡益、それに伴う廃車費用の縮減などにより124万円の効果を上げました。さらに平成20年4月には、公用車の適正管理を目的とする公用車配置計画を策定し、廃車車両10台、移管車両10台とした適正管理を進めております。

職員の時間外手当の削減としては、954万円の効果を上げました。時間外勤務命令の徹底と課内の協力体制の整備に努めた結果であります。平成20年度には時間外勤務取扱規程を制定し、さらに適正化に努めてまいります。

補助金の見直しとして、3,212万円の効果であります。補助団体に対して事業の精査を指導したことで、引き続き平成20年3月には補助金の適正化方針等を策定し、すべての補助金の見直し作業を進めております。

消防団設備の見直しとして、積載車4台、可搬ポンプ8台を廃止いたしました。新規に購入した場合の金額4,080万円を効果額に計上しますと、行政改革による効果額の目標数値2,550万円に対し、効果は1億5,080万円となりました。

以上、平成19年度の実施状況を説明しましたが、昨年度実施した改革の効果の多くは平成20年度にあらわれます。今後も行政改革に努めてまいります。

また、昨年度から作成、配布しております川根本町予算説明書が完成し、全戸配布を昨日開始いたしました。これからのまちづくりは行政と地域住民、関係者が一体となって進めることが必要です。住民の皆さんがまちづくりへの提言や、参加しやすい環境をつくるためには、的確な情報の公開と共有が必要であります。この予算説明書を通じて、皆さんが川根本町のまちづくりについてさらに理解を深めていただき、予算の配分や優先順位が本当に適切か検討していただくとともに、だれもが安心して暮らせるふるさとの実現に向け、積極的に行動していただくきっかけになれば幸いです。

過疎対策についてであります。

総務省の過疎問題懇談会が今年の4月24日に、これまでの議論、主な意見について中間的な提言を行いました。この懇談会は、平成22年3月までを適用期限とする現行の過疎地域自立促進特別措置法に基づく対策の成果とその評価について、及び時代に対応した新たな過疎対策のあり方について検討を進めてきたものであります。

提言では、過疎地域等に存在する集落は、居住の場であることはもとより、生産活動や交流の場として生活全般を支え、さらに地域の伝統文化を維持しつつ、農地の管理や森林の保全を通じて自然環境を守り、水源の涵養、下流における土砂災害の防止等に大きな役割を果たしてきたと規定し、しかしながら、これらの集落の多くにおいては、人口減少と高齢化の進展に伴い重大な問題が生じ、年々深刻化するおそれがあるとしております。

時代に対応した集落のあり方に近づくためには、まず集落の住民が集落の問題をみずから問題としてとらえ、市町がこれに十分な目配りをした上で施策を実施していくことが必要

としております。住民と行政の強力なパートナーシップを形成していくことが強く望まれるとしております。

その上で、集落支援員、これは仮称でありますけれども の設置、集落点検の実施、集落のあり方についての話し合いの促進を通じて、身近な生活交通の維持確保、高齢者の見守りサービスの実施、伝統文化の継承、地域資源を生かしたコミュニティービジネスの振興、都市との教育交流、複数の集落の連携体制づくりなど、住民と市町の協働による地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策の必要性を指摘しております。意欲的に取り組む自治体に対して、国による支援も求めています。

国の過疎対策に対して、町としても県内の市町で組織する協議会、全国の過疎連盟の活動を通じて、新たな過疎対策法の制定を要望するとともに、川根本町としても、地域みずから新たな環境変化に対応し、自前で政策をつくり、地域をつくっていく時代という認識のもと、本町に適した、また必要なプロジェクトをみずから考え、それぞれの集落が特徴ある自然、風土、産品等を生かし、自立的な暮らしが維持できるよう支援していかなければならないと考えております。

今後とも前向きに取り組む姿勢を大事にしていきたいと思っております。

次に、大井川の環境改善であります。

川の環境改善に大きな影響がある中部電力井川、奥泉の両発電所の水利権が平成20年7月9日に期間更新を迎えます。河川環境の整備と保全という視点も取り入れた平成9年の河川法改正の趣旨を踏まえ、平成17年の田代川第2発電所の水利権更新時の合意事項と同様に、大井川全川の環境改善を見据えた上での、河川環境を維持し得る水量と水質の確保などを求めています。

懸案でありました大井川ダム直下の濁水対策については、技術検討会の体制やメンバーも固まり、来月、7月3日には第1回の検討会が開かれることが正式に決まりました。濁水の影響や地元の要望や思いをしっかりと伝え、技術的なアドバイスもいただきながら、実効ある対策が講じられるよう協議を進めていきたいと考えております。濁水の直接的な影響を受けている地元としては、国・県も入った検討会が開催されることは評価していきたいと考えております。地元の意見集約も進めながら、合意形成ができるよう私も努めてまいりたいと考えております。

近年、地球温暖化を初めとして、経済活動が地球の環境に与える影響の大きさが広く認識されるようになりました。川根本町は、水と森の番人としての使命を果たすためにさまざまな取り組みを始めています。

川根本町役場としても、導入したエコアクション21の取り組みを通じて、ごみの減量化、節電、省エネルギー、公共事業やイベントにおける環境負荷削減などを進めてまいります。

緑のカーテン事業も、女性の会の参加など広がりを見せています。エコミュー奥大井の活動とあわせて、全町的な意識向上を期待しております。

また、森林については、森林の保全と利用を両立させながら森林の有する多面的な機能を高度に発揮し続ける持続可能な森林管理を進めるために、森林認証制度の導入を進めてきましたが、正式に認証を取得いたしました。まず認証林1,460haで環境や地域社会とも調和した適正な森林管理、林業経営を行ってまいります。

次に、行政と地域住民が協働してまちづくりを進めるためには、情報の共有は重要であるとの考えのもと、従来より役場の広報の充実強化を目指してきたところですが、平成19年度静岡県広報コンクール、広報誌（町）の部門で「広報かわねほんちょう」が最優秀を受賞し、広報写真の部でも奨励賞を受賞いたしました。6月17日の静岡県広報協会の総会時に表彰されました。2年連続の最優秀賞であります。担当職員を初め、関係者の皆様の日ごろの努力をたたえるとともに、今後も町民に親しまれ、読みやすくある広報誌であるよう努めてまいります。

以上、簡単ではありますが、行政報告とさせていただきます。

今回提案いたしますものは、報告1件、専決処分の承認4件、諮問2件、条例の制定、改正等の6件、補正予算4件の合計17件であります。よろしく御審議いただきますようお願いし、開会に当たってのあいさつといたします。

議長（森 照信君） 御苦労さまでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（森 照信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、5番、原田全修君、6番、澤畑義照君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（森 照信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から7月1日までの5日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から7月1日までの5日間に決定しました。

日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成19年度川根本町一般会計予算）

議長（森 照信君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成19年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 報告第1号は、本年3月定例会において承認をいただきました平成19年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので、報告するものです。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、事業名、林道幡住線災害復旧工事は、翌年度繰越額1,350万円です。

事項別明細書の6ページをごらんください。

事業費内訳として、需用費17万5,000円、使用料及び賃借料2万5,000円、工事請負費が1,330万円となっております。

続きまして、5ページ歳入についてですが、県補助金1,272万円、繰越金58万円、町債が20万円となっております。

以上、繰越明許費について報告いたします。

議長（森 照信君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会報告するものです。御了承ください。

日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

議長（森 照信君） 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）、その提案理由を御説明申し上げます。

皆様御承知のとおり、平成20年度医療制度改正に伴いまして、川根本町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりました。改正の趣旨としましては、健康保険法等の一部を改正す

る法律及び地方税法等の一部を改正する法律等による改正に伴い、後期高齢者医療制度の創設を整備するものであります。

次に、改正の概要であります。1つ目は、賦課額に後期高齢者支援金等課税額を追加し、算定額の基準等を定めました。

次に、老齢等の年金給付を受けている65歳以上の国保被保険者である世帯主を対象とした国民健康保険税の特別徴収開始に関する規定が定めてあります。

3つ目は、課税方式が医療、支援、介護の3方式となることから、課税賦課限度額も変更となってきます。

最後に、新たな特定世帯に係る軽減措置を定めたものです。

以上が専決いたしました主な内容であります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありますか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

たくさん通告をしてあるんですけども、本来だったらこういう新しい制度改正に基づく条例の改正ということで、委員会において十分に審議しなければならないものだとということ、まず最初に述べておきます。そのために質問がかなり多くなりました。

まず最初に、全協で3月31日に可決して4月1日施行ということで、議会を開くいとまがなかったため専決をしたとの説明でしたけれども、どんな法律が3月31日に可決成立して、この国保税条例の専決をしなければならない必要が生じたのか伺います。

2点目は、島田市をちょっと調べてみたんですけども、後期高齢者支援金分の保険料は所得割と均等割だけになっていました。このほうが所得が少ない人の負担が軽くなるのではないかなというふうに考えるんですが、そういうことを比較したり検討したりされたかどうか伺います。

それから、次、後期高齢者のほうの支援分の保険料創設についてですけども、最高限度額を3方式の合計で38万円プラス9万円を62万円から、47万円プラス後期支援分の12万円の限度額を設けて、介護分の9万円と足して68万円ということで、最高で6万円上がる、合計すると負担増になるということですけども、全協での説明ではこの影響を15人ぐらい受けられるという説明だったんですけども、総額でどれくらい負担増になるのか、お願いいたします。

それから、次ですけども、今までは7月の本算定でことしの税額が決まるまでは前年の額のままで仮徴収をし、本算定で決まった額から差し引いて、あとの回数で割って徴収していたわけですけども、ことしの税額は4月から本算定までにこの税額で計算した額と、本算定以後は本算定で決めた税額で計算した額の合計がことしの税額となって、そこから仮徴収分を引いた残りを残りの月数で割って徴収するということになるのではないかと思います。

すけれども、そのこの点の御説明をお願いいたします。

第14条に特別徴収の規定が新設されたわけですがけれども、ことし10月の支給の年金から天引きするということですがけれども、どのように周知を、周知もですし、住民の納得を得なければ、地方自治体だからいけないわけですがけれども、国で決めたからということではなくて、やはり努力をしていかなきゃいけないということで、どういう手だてを考えているのかお聞きいたします。

次に、14条の第2項ですがけれども、世帯主が4月2日から8月1日の間に65歳になった場合は特別徴収できるというふうにあるんですがけれども、この場合、本人の希望、できるとあるわけですから、その条件として本人の希望などが生かされるのかどうか伺います。

それから、20条の特別徴収から普通徴収となる場合というふうにあるんですがけれども、それはどういう場合なのか伺います。

それから、21条に普通徴収者の方法によってというのを各条項に追加するわけですがけれども、徴収の特例は、普通徴収者だけを対象とすることになっているのではないのでしょうか。どういう場合なのか伺います。

それから、22条ですがけれども、修正申告が30日以内に修正申告をした場合はとなっているんですがけれども、それ以内に申告ができなかった場合、次の本算定が何かで調整されていくのか、申告できなかった部分が調整されるのかどうか伺います。

それから、第26条の減免規定に新設する第1項3号のイにある日雇い特例被保険者に扶養されている人は、日雇い手帳の余白がなくなるまで保険印紙が張っていなければ、そういう人の被扶養者でないと減免の対象にならないと定めているんですがけれども、これでは減免の意味がないかなと、それは私の考えですがけれども、よく中味がわからないんですがけれども、こういう対象者が当町にいらっしゃるのかどうか、また、どういうことなのかちょっと説明をしていただければお願いいたします。

それから、同条1項4号の、特別な事情というふうに減免のところに書いてあるんですがけれども、この特別な事情とはどういうことなのか、どういうものを指すのか、適用基準など定めた要綱があるのかどうか。また、これは既存の条例にあることですので、適用の実績があるかどうかを伺います。

それから、同条第2項の減免申請の改正で、現行は納期限7日前までに申請するとなっていますがけれども、改正後は普通徴収者は7日前ですがけれども、特別徴収者は前々月の15日までに申請するとなっています。結局天引きの場合は、額を変更したり天引きをやめたりするということ起きた場合には、すぐにできないよということで2カ月分ぐらいはかかるだろうということなのかどうか、この2カ月、新たに設けられた前々月の15日までに申請するという理由について伺います。

それから、最後ですがけれども、第27条の各号に特例を受ける者として被保険者の後ろに追加した特定同一世帯所属者というふうな文言があるんですがけれども、これはどういう人を指

すのか伺います。

以上です。お願いします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、議員の御質疑に説明をさせていただきます。

13項目ございますので、順次1番のほうから概略説明をさせていただきます。

まず最初に、1番の御質疑の件でございますが、平成18年6月21日に健康保険等の一部を改正する法律が公布されまして、平成20年度から施行という部分があります。従来の老人健康保険制度にかわり、長寿医療制度、後期高齢者医療制度でございますが、創設されまして、高齢者の医療の確保に関する法律第48条で、制度の運営主体として都道府県の地域ごとに、各当該区域内のすべての市町村が加入する特別地方公共団体の広域連合の18年度の設置が定められております。

それらの関係と、もう一つは地方税法の一部改正がありまして、これは平成20年4月20日可決成立しまして、同日施行されております。これらに伴いまして、今回専決で改正したものは、その2つの法律案の改正に伴うものであります。

次に、第2点目でございますが、2点目につきましては、島田市さんの例をとっていただいたわけでございますが、島田市が採用しました支援金分の2方式の方法についてですが、各市町の実情に応じまして方式を変更することは可能となっております。当町が採用することもできます。この2方式は一般的に大都市に適しているとされております。川根本町が4方式を採用する理由としましては、一般に低所得者が多いとされる国保では、2方式を採用しますと所得割を課税される者が極めて少なくなる反面、大多数の人は均等割だけを負担することになります。中間所得者層の税負担が相当高くなることから、4方式を採用しております。低所得者層への軽減措置、要するに7割、5割、2割の軽減でございますが、条例制定されておりますが、中間所得者層への軽減というのはありません。こうした方への配慮も公平性を保つために必要だと考えております。

次に、3点目のことでございます。最高限度額が設けられたんですけれども、総額でどのくらいふえるのかという御質疑ございました。

現在、国保世帯での限度額を超える世帯は、先ほどおっしゃいましたように15世帯の推計でありますので、1世帯6万円の増額となりますことから、15世帯掛けることの6万円の90万円がふえる金額となります。しかし、限度額まで達しない世帯もありますので、差し引きしてくるわけでございます。その数字については非常に複雑でございますので、数字が出てきませんでした。

次に、4点目でございますが、4点目は議員の内容にほぼ近い考え方でございますが、まず4月から6月までの3カ月間は仮算定期間として条例で定められてあります。その者の、ここですが、前年度分、これは平成19年度のことでございますが、の国民健康保険税額を当該年度、これは平成20年度の納期であります12期の数で除して得た額を徴収しています。こ

の徴収する額はあくまでも暫定的なものなので、徴収できる総額はその者の前年度の国保税の2分の1を超えることができないと規定があります。仮に徴収しました国保税は当該年度、これは20年度でございますが、の保険税に満たないことになる場合には、本算定、これはことしから7月1日になりますけれども、それ以降に不足税額を徴収し、超えることとなる場合には還付の手続を行っていく予定でございます。

5番ですが、どのように周知を図り、納得を得るのかということですが、既に川根本町の広報誌でも周知は行っていますが、3月に70歳以上の一部負担割合の凍結に伴い、高齢受給者証の再交付や、退職被保険者の年齢が65歳未満へ引き下がったことによる保険証の再交付の際にリーフレットを作成し、お知らせはしてきています。10月から特別徴収の対象者になる方で、国保税の滞納がない方、口座振替により納めている方については、届け出により口座振替により納めていただくことが可能となりました。対象者の方々へは、今月20日に通知文をお送りしまして、問い合わせや申し込みの受け付け事務をただいま行っております。

次に、6番目でございますが、本人の希望も生かされるのかという御質疑でございましたけれども、国保税の滞納のない方、既に口座振替により国保税を納めている方については、希望によりまして従来どおりの口座振替に変更することが可能となります。

次に、7番目でございますが、特別徴収から普通徴収となる場合はどんなときですかということでございますが、特別徴収対象世帯に年金を受給していない方が国保加入した場合には、普通徴収と切りかわってきます。

次に、8番目でございますが、特別徴収の徴収の特例につきましては、お手元のお分けしました資料の第18条、19条のほうで定めてありますので、大変申し訳ないんですが、ごらんいただきたいと思います。

9番目でございますけれども、これは次の本算定で調整されないのかという御質問ですけれども、本算定で修正し、調整をします。

次に、10番目でございますが、10番目につきましては、日雇い特例被保険者云々ということで、当町にもこういう対象者がいるのかどうかという御質疑でありました。

日雇い特例被保険者に扶養されている人というのは、国保の被保険者でないため、この方が国保加入をした場合、申請により減免することができるかと定めてあります。現在、対象者はありません。日雇い特例被保険者の手帳を持っている方の数を把握することは、他保険のために当町では不可能となります。

次に、11番目につきましては、適用実績はあるのか、要綱はあるのかということでございますけれども、その他特別な事情というのは、所得に対し多額の医療費がかかってしまい納付が困難な場合や、失業、廃業による所得の減少により納付が困難になった場合等が挙げられます。国民健康保険税条例施行規則を制定し、減免について必要事項を定めてあります。今現在、適用実績は2件でございます。

次に、12番目でございますが、12番目につきましては時間がかかるのはどうしてかと、2

カ月かかるのはどういうことなのかということでございまして、それは議員のお見込みのとおりでございます。

次に、最後でございます。特定同一世帯所属者というのはどういうことかということでございます。特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の創設に伴い、国保の資格を喪失し、後期高齢者へ移行した者と同一の世帯に属する国保被保険者のことを言います。ただし、この世帯にほかに国保の方がいない場合に限りです。

以上の内容が特定同一世帯所属者と申し上げます。

以上でございます。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 4点ほどありますので、順次お願いします。

一番最初ですけれども、健康保険法の何かが、ちょっと聞き落としなんですけれども、20年から改正されて施行するということと、それから地方税法の一部改正が20年4月20日に可決、施行されたということが専決の主な理由だというふうにおっしゃられたんですけれども、20年4月20日可決施行の地方税法の一部改正が専決の理由にはならない、できないと思います。3月31日に専決をしているわけですので、これはもう矛盾していると思います。ちょっと訂正をお願いいたします。

それから、4つ目で、この専決処分した税条例の税率の適用なんですけれども、説明では税率は適用されないんだと、この後行う本算定の税率で20年度は算出するんだということで、20年度の1年間分の税額は本算定の税率で算出するという説明だったわけなんですけれども、今までだったらそれでいいと思うんです。本算定で変えた税率で1年分を計算して、その総額から仮算定期間というんですか、4月から税率が決まるまでの間に徴収した税額を差し引いた残りを、残りの8カ月で割って徴収をするというふうな、今までだったらいいと思うんですけれども、少なくとも今回はもう専決でこういう税率を確定をして、4月から施行するという税率を確定をしていて、後の本算定の施行は7月1日からになっているわけですから、その間の期間というのは少なくともこの専決の税率が適用されて、その専決の税率で計算した分と、後の本算定で決定する税額との合計総額が1年分の税額になって、そこから仮徴収した分を引いて、残りの月数で割った分を徴収するというのが当然ではないかと思うんですけれども、この専決で定めた税率を適用しないという理由、根拠は何なのかを再度お聞きいたします。

それから、3点目は、下のほうの第26条の減免規定のところなんですけれども、日雇い特例被保険者に扶養されている人ということで、もちろん現在は国保の対象にならないわけですね。だけど、そういう人が後期高齢者に行く場合なんですか、日雇い手帳の余白がなくなるまで保険印紙が張っている日雇い被保険者に扶養されていた人なら減免の対象になるよという定めなわけなんですけれども、何か申請すれば可能になるよということだったんですけれども、そのこのところをもう一度答弁をお願いいたします。

それと、何か現在はそういう人はいないと言われたんですけども、もちろん国保にはいないと思うんですけども、入っていない、でも、後期高齢者にもう既に行ったからいるのではないかなと思うんですけども、そのところも確認をいたします。

それから、同じ第26条の第2項のほうの減免申請ですけども、2カ月ぐらいかかるから前々月の15日までに、今までは7日前までに申請すればよかったのが、減免申請できたのが、これからは特別徴収者は、要するに天引きされる人たちは、前々月の15日までに申請となっていて、非常に2カ月も前という予測できないことではないかと思うんですよね、突然大変な状態になるということは。だから、結局2カ月後にしか申請が、要するに減免が適用されない、2カ月後か、また手続きにかかるとすればもっと先しか減免が適用されないということで、今までの1週間前というのに比べると、非常に期間を2カ月も置き過ぎるのではないかと。手間がかかるということで、そんなに2カ月も、前々月の15日までに申請なんて長い余白をつくる必要はないんじゃないかと思うんですけども、これはどのように、この前々月の15日ということが決められたのかお伺いします。

その4つです。お願いします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、まず1点目の地方税法等の一部改正する法律が4月20日（4月30日）、可決成立しまして、同日施行という形になっているんですけども、3月31日の専決はおかしいじゃないかということなんですけれども、これは事前に地方税法が改正されるよということでありました。可決成立したのは確かに4月20日（4月30日）でございますけれども、これにつきましては、国保関係におきまして納付とか減免とか特別徴収等の関連がございまして、それに伴いまして、先に地方交付税の内容を把握して専決をしなくちゃならないという要因がありました。4月に入ってからだと、この国保税の一部を改正する条例が認められてもらわないと、このいろんな国保税に関する、例えば3方式とかというのが運用できない関係で、地方税法はいろいろ検討した結果、4月に入ってしまったという現状でございます。

それから、2点目の件でございますが、2点目につきましては、これは仮算定のことを申し上げていたと思いますけれども、ちょっと仮算定につきましては非常に複雑ございまして、これは先ほども申し上げましたけれども、国民健康保険税条例第21条に徴収の特例というのを定めてあります。これが仮算定でございます。内容につきましては、地方税法の第706条の2に、仮に徴収することができる暫定賦課を定めてあります。町民税の総所得の金額が確定していないため、その年度分の国保税を確定できない場合は、医療費等の支給は前年度開始直後から行われるため、その財源を確保するための方法として、前年度分の国保税額を基準として仮に徴収することができるものとするということで定めてございます。

したがって、今回やりました仮徴収につきましては、4月、5月、6月分の税額は前年度分、平成19年度分ですけども、の国保税額を当該年度、平成20年度の納期で、納期と

というのは12期ですけれども、割った部分を納めてもらうという形になります。その次に、その後の7月からにつきましては、今までは8月が本算定でございましたけれども、1カ月繰り上がりまして7月から3月までの9カ月分につきましては、7月に本算定が定められますので、本算定で1年間の分はあなたは幾らですよというのが定められます。その金額から事前に、仮に納めていただきました4月、5月、6月分の3カ月分を引きます。そうしまして、残った額を残りの9カ月で割ってもらって納めていただくということでございます。

今回の条例の改正とは、この仮算定の条例とちょっと別のような形で考えていただければいいんじゃないかと思います。来年度からは、同じように、今、本算定で計算された額を、同じ率で掛けた分を3カ月分納めていただいて、新たに来年度の7月の本算定で積算をし直したやつを差し引いた分の残りを9カ月で割るという形になります。

非常にちょっと複雑でございますけれども、御理解願いたいと思います。

それから、3点目でございますが、10番目の問題だったと思いますけれども、日雇い被保険者に扶養されている人というのは、後期へ行く場合に再度これらについて説明を求めたいということでございますけれども、先ほどの答弁とちょっと重複するところが多々あると思いますけれども、日雇い特例被保険者に扶養されている人というのは、国保の被保険者でないということが第1点でございます。この方が国保加入をした場合には、申請により減免をすることができます。そういう定めになっております。現在、うちのほうは先ほども申し上げましたけれども、それに該当する者はありません。

それから、日雇い被保険者の手帳を持っている方の数を把握することは、違う保険の場合ですので、当町ではちょっと把握が不可能になってきております。その件でございます。

それから、最後に御質疑がありましたのは、12番目のことございまして、先ほど私は議員のお考えどおりでございますと言いましたけれども、非常に期間が長い、2カ月というのは非常にかかり過ぎじゃないかという御質疑でございましたけれども、やはり特別徴収は前々月の15日までに申請をとなっておりまして、結局天引きでは額を変えたりとめたりするのに非常に時間がかかってしまうということで、今回、今回といいますか、2カ月前以上ということはずないと思いますけれども、2カ月間ぐらいはその期間をいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（森 照信君） 再々質疑ありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 一番最初の問題についての説明ですけれども、専決しないと3方式が、専決しておかないととれないということが大きな理由だったみたいですが、専決しなくても、要するに実際に実施するのは本算定の税額が決まったときに3方式で計算をするわけですから、それまでは前年度の額で仮徴収しているわけですから、専決の必要はないんじゃないかと思うんです。

それと、ちょっと絡むんですけれども、次の税額の計算の仕方ですね、専決で上がって

る税率は使わないと。本算定で出された決まった税率で計算をするんだということの説明が、非常に御理解くださいというだけけれども、この条例を見る限りにおいては、条例の一番最後の13ページですが、あけていただきたいんですけども、この条例は公布の日から施行すると書いてあるわけです。公布の日というのは3月31日専決したんだから、この日だと思うんです。

後から計算することなんだから、どっちにしても、後から計算することは4月から、次の委員会になるんですけども、国保税条例の改正を見ますと、54ページです、この条例は平成20年7月1日から施行するになっているんです。この空白というか、4月から7月までの期間というのは、当然この専決のほうの税率が生きていないか、使わなければならないのではないかと思うんですけども、21条に徴収の特例で仮徴収については総所得が確定していなくて算出できない場合は前年度の税額で仮徴収して、それを本算定の計算した額から引いて、あとの残りの月数で割っていいというふうに書いてあるとしても、私は、総額を決めるときは条例どおりにやれば、最初の4、5、6の3カ月間はこの専決の条例の税率が該当して適用されて、あと7月から交付される本算定の税率が適用されて当然じゃないかと。

これは昨日、担当の職員とも何度も何度も丁寧に、本当に丁寧に説明してくれるんですけども、私にはそうではない理由が理解できないんですけども、なぜなんですか。

それと、一番最後の2カ月分は必要ということですけども、かかると、安全を見てということもあるでしょうけれども、その場合例えば、今大変になったよ、減免申請したい、来月から、今度からの保険税をとめてもらいたいと思ったときに、2カ月前でなければだめということになると、結局今やったことに対して払わなきゃいけないか、払えないから払わないういだった場合に、さかのぼって決定されたときに、では、そのところは遡及して減免になるのかどうか、それを確認いたします。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 先ほどの専決の必要性ということだと思いますけれども、これは先ほど町長の説明の中にもありましたように、大きく分けると3つの改正があります。まず健康保険法の一部の改正については、賦課額に支援金分を追加するもの、それから課税限度額の変更、年金給付を受けている65歳以上の国保被保険者である世帯主を対象とした国保税の特別徴収の開始を規定するもの、地方税法の一部を改正する法律の成立に伴うものとして、特定同一世帯や旧被保険者への減免想定に関するものというものが主な改正になっております。

この辺から見ますと、どうしてもやはり3月に専決で条例の一部改正をしなくてはならないと、しておかないとその法律が4月1日から運用できないということになります。したがって、先ほども4月20日（4月30日）の可決成立、同日施行というのが、4月20日（4月30日）になったんだからおかしいじゃないかということですけども、それは、こういう言葉はいいのかわかりませんが、改正されるという判断で、これらの地方税法

も二転三転しまして、3月31日までにできると私たちは思ったんですけれども、最終的には4月20日（4月30日）になったんですけれども、こういうような内容で改正を予定しているよということで、うちのほうはそれを想定の中でこの改正をしたということでございます。

それから、2点目でございますけれども、非常にわかりにくくて申しわけありません。

これは旧条例の第11条関係と、新しくできました21条の関係でございます。旧条例のほうにもその内容を書かれた文章が入っております。これにつきましては一切、新しい条例でも改正をされておられません。先ほど来言いましたように、4月、5月、6月については前年度の所得に対して同税率を掛けたものを12で割ったものが、4、5、6で納めてもらいますよ、それから7月の本算定で1年間の、要するに直近の所得に対して1年間の税額をはじきますよ、そうして1年間でこれだけ納めてもらうという金額が出てきますので、その1年間で納めてもらう金額の中から仮に納めていただいた4、5、6の金額を差し引くわけです。そうすると残ったものが後で納めてもらう金額になります。それが9カ月分、7月から始まりまして3月分の9カ月分を納めてもらうという形になります。来年も同じように、4、5、6につきましては同じ税率の場合には1カ月当たり、例えば7月に本算定で出しました数字が1年間でございますので、それを12で割った1カ月分を4月に、同じ額を5月に、6月に仮に納めてもらいます。それで7月に新しい所得で計算をしまして、その納めてもらったものを引いた残りの分を、残りの月で割って納めてもらうという、その繰り返しになります。その分については今までとは何ら変わりません。

そういうことですので、仮算定というのは、そういうようなやり方でやっております。これは非常に私の町、今のところ、合併しましたので私の町ぐらいたなとも思っておりますけれども、非常にちょっと複雑になっております。

それから、3番目でございますけれども、これは具体的に言いますと社会保険庁へのデータのやりとりに2カ月ぐらいかかりますよということでございます。非常に、後期の支援金の支払いは5月から始まっておりますので、後期高齢者支援分を新設することが必要となってきたわけですが、したがって、これにつきましては……失礼しました。要するに、データのやりとりに2カ月かかるということでございます。

以上でございます。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

原案に反対の立場から討論いたします。

本当にふだんお世話になっていて、いろんなことを細かく教えてくださる課長さんを困らせるために質問したわけではないんですけれども、本当に最後まで納得できない、多分納得できる答弁はないだろうと私は思います、この条例改正には。それくらいおかしなものとか言いようがない専決処分の条例改正であると思うんです。

なぜこんなことをしたのか、私はきのう担当課の職員が本当に誠実に何回も繰り返し繰り返し、今の課長と同じように話し、説明をしてくれて、とにかく21条にあるんだから、この税率が使わないものでも21条で、本算定で4月1日から適用すると書いてあるんだからというふうな説明を繰り返ししてくださったんだけど、結局、私はこの改正の大きな目的というのは、この原因になっている後期高齢者医療制度の4月からのスタートにあると思うんです。

背景を考えると、後期高齢者医療制度というのは、その4月前後、後ではなくて前ですね、改正の前どころ、本当に全国から批判の声が上がって、廃止しろ、中止しろと、撤回しろと、そういう声が上がって、渦巻いていた最中で、政府も次から次と、減免をするよ、凍結をするよ、本当に一部分ですけども手直しをして、手直しをしたことでもう見切り発車を4月1日にしてしまった、そういう背景があって、結局自治体に、その見切り発車して、もう始まったんだよ、始まったから何を言っても撤回はだめだよ、見直しでやって行かなきゃしようがないんだよということを意識づけるための私は専決ではないかと、今の話を聞いていてもそうとしか思えません。

なぜなら、最後に課長の答弁で、このような内容で改正を想定しているよということを知らせるための専決だと、そんな専決は専決の要件にはありません。できないことです。でもやってしまった。そのことを私はまず認められない。反対の理由の大きな柱です。

それから、この税率改正の中で、率については本算定のほうでかなり手直しがされて、税額下がっていますけれども、少なくともここに出されている税額はかなり現行から見ると負担増になる額が出されています。一つ一つ申し上げられませんが、ましてや最高限度額については、もうこれは本算定でも手直しなしで6万円、合計で引き上げるということで、これも非常に大きな改正になりますけれども、こういう重大な問題を議会にかけないで町の権限で専決をしてしまう、こういうことを仮にもこのような内容で改正を想定しているよということを知らしめるために専決をするなどということは、絶対にやってはいけないことではないでしょうか。

最高限度額の引き上げというか、全部が上がったわけではないですね、医療部分が53万円を47万円に下げて、後期高齢者の分が12万円限度額を設定するということですので、53万円だった人が47万円に下がるということはあるわけです。だから課長が金額を聞いても計算ができませんという答えになったんだと思うんですけれども、それにしてもこの15人の人たちが6万円上がるということは、月額にすると5,000円増額、既にもう最高限度額で53万円の

9万円ですから62万円ですか、介護納付金分合わせて払っていらっしゃる方々が、月額にすると5万2,000円なわけですよ。その方たちがさらに5,000円月額でふえて、5万7,000円毎月保険料を払わなければいけない。たとえ所得があるといっても、私はぎりぎりのところにかかっている人たちがこの負担増の影響を受けるわけだから、本当に大変なことだと思うんです。簡単に限度額、お金ある人の分を上げるんだからいいだろうというふうに考えられない問題だと思います。きちんと議会の審議をやるべき問題だと思います。

とにかく問題点、専決をする必要があるかどうかの確認も、それからこの提案された税率が適用されない、適用されなくてよかったわけですけれども、適用しないのにわざわざこういうものを出してきたという問題、非常に矛盾した中での専決の承認というのは、とても議会軽視も甚だしいもので、認められないということを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

この案について、賛成の立場から討論いたします。

この専決の件は、国の制度、法の改正等により後期高齢者支援金分12万円が追加され、限度額が上がるということですがけれども、先ほども、今ちょっと医療の分で6万円のマイナス、あと介護は9万円そのまま、本来56万円のところでございますけれども、川根本町は53万円と下げております。合計6万円上がっておりますけれども、対象者等もおりますけれども、これ、国の制度でありまして、その制度を維持というかやっていかなければならないということで、この部分が加わったと思います。また、軽減等につきましても、応能応益等を使って軽減等もやっております。

また、この専決処分ですがけれども、当町では本算定をことしは7月ですがけれども、やっております。また、その間のことですがけれども、この制度というか、平成20年度の制度として4月1日から運用するためには、この専決をしなければならないということでもありますので、この件については賛成といたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条

例の一部を改正する条例については、承認することに決定いたしました。

日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について（平成19年度川根本町一般会計補正予算（第6号））

議長（森 照信君） 日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認について（平成19年度川根本町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 承認第2号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第6号）の概要について説明いたします。

これは3月31日付で専決処分させていただいておりますが、老人保健特別会計において支払基金交付金が、19年度中の歳入が確保されないため、一般会計において立てかえるためのものです。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,804万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億292万3,000円とするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の6ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費は1,804万5,000円の増額です。これは老人保健特別会計への繰出金です。

続きまして、歳入について説明いたします。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は1,804万5,000円の増額です。今回の財源として特別交付税を計上するものであります。

以上、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

まず最初に、老人保健特別会計へ、支払基金からの交付通知がおくれたために不足分を一般会計から一時立てかえて繰り入れるということで、その財源は特別交付金を充てるという説明だったわけですがけれども、基金からの交付通知がおくれた理由、それと交付通知が来たのはいつなのか、それから特別調整交付金が入ったのか、入るのか、その時期はいつなのか、それから、専決ですので入れた、もう過去形でいいわけですね。特交が入ったのはいつで、老健特会に入れたのはいつで、それから特別交付税で医療費を支払ったのはいつか。

それから、特別交付税は、当初予算では1億5,000万円計上してあったわけですがけれども、今回の1,804万5,000円の増額で1億6,804万5,000円になるわけですがけれども、ほかに計上し

ていない額があるのかどうか、交付税について残りがあるのかどうかお聞きいたします。

以上です。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、ただいまの御質疑にお答えさせていただきます。

まず最初、1点目でございますけれども、これは後ほど専決の3号にも出てきますけれども、まず支払基金の交付額は年4回変更がございます。3月補正の時点で第3回目の、これは12月変更額でございますけれども、3回目の平成19年度の交付決定額を見込みましたけれども、見込み額より支払基金の分が下回って交付されることとなりました。支払基金の交付額は、算定計数から交付額が決まりまして、算定基準については全国市町村の医療費の実績平均額10カ月分と、2カ月分の医療費の見込み額から算出されるものであります。この金額につきましては支払基金で決定されます。昨年と比べまして、全国的に医療費実績平均が下回り、全国的に算定計数が低く算出されたのが今回の原因と思われまます。

これにつきまして、基金からの交付でございますが、交付通知が来ましたのは事前に、3月31日でございますけれども、連絡が入りまして、3月31日付でこういうような金額に決定しましたよという通知がありました。私どものほうに公文書のほうで来ましたのは4月2日で受け付けしております。

それから、2番目でございますが、2番目と4番目につきましては、特交の関係につきましては財政の関係でございますので、後ほどまた説明あると思っておりますけれども、老人保健の特別会計に入れたのはいつかという御質疑がありました。これにつきましては、老人保健に入れたのは繰入金でございますので、一般会計に繰り入れるのは3月31日で起表しました。実際にこちらのほうに入ってきたのが5月20日に支払いをされております。

それから、3点目の部分でございますが、特交で医療費を支払ったのはいつかということでございますが、特交の分だけではありませんけれども、一般会計の分でいただいて医療費を支払ったのは、最終日が4月22日に支払っております。

あとの4点目につきましては、また後ほど御説明があると思っております。

議長（森 照信君） 総務課長。

総務課長（小坂 進君） ただいまの質疑の中の2番目に特別交付税が入ったのはいつかという御質問ですので、3月21日に入っております。

それから、4番目の当初で1億5,000万円計上して、今回1,804万5,000円で、1億6,804万5,000円の計上ですが、要するに計上していない額は普通交付税かどうかという御質問でございますけれども、特別交付税でございます。その金額は2億3,374万9,000円でございます。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（平成19年度川根本町一般会計補正予算（第6号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（平成19年度川根本町一般会計補正予算（第6号））は、承認することに決定いたしました。

日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第3号））

議長（森 照信君） 日程第6、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 承認第3号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第3号）の概要について説明をいたします。

これは、3月31日付で専決処分させていただいておりますが、支払基金交付金について19年度中の歳入が確保されないため一般会計において立てかえをし、歳出予算を確保するものです。

なお、今回の補正での立てかえ分については20年度において精算されるものです。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、財源更正であります。

それでは、事項別明細書により歳入から説明させていただきます。

事項別明細書5ページをごらんください。

第1款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は2,238万5,000円の減額です。これは支払基金で決定される基礎数値である全国市町村の医療実績等が昨年度に比べ低くなったため、19年度の交付額が不足したためです。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は434万円の増額です。これは実績見込みによるものです。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は1,804万5,000円の増額です。歳入の不足を一般会計で補うものです。

続きまして、歳出について説明いたします。

第1款医療諸費、第1項医療諸費は財源更正です。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長は全協の説明のときに、この補正の専決について、要するに老人医療費が当町の場合、伸びているのが専決の原因だというふうなことを言われたと記憶にあるんですけども、3月に補正で9,800万円確かにふやしていますが、今回は医療費の補正がありません。伸びていると言えば確かに伸びているし、先ほどの説明によると全国的には実績の部分下がっているということで、うちの町が伸びているということで町長が言われたのかどうかちょっとわかりませんが、老人医療費の状況を、伸び率はその前の年に比べてどうなのか、それからこの伸びているということを何か軽く話をされたわけですが、重要な問題だと思うんですけども、もう少し説明をしていただきたいなと思います。

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） それでは、先ほどの専決の第2号とちょっと重複するかもしれませんが、要するに全国の医療費の実績によりますと、昨年と比べまして全国的に医療費実績平均は下回っているように思われます。全国的に算定計数が低くなったというのが、先ほどの説明でございますけれども、今回については、当町におきましては、1人当たりの医療費は2.44%の伸びを示しております。町長が申し上げたのはその点だと思います。

それから、3月に補正をさせていただきました9,800万円を増額したというのは、3月補正において伸びの見込みを含んでありまして、今回の補正はありませんということでございます。

それから、ちなみに老人医療費の伸びの率は前年と比べてどうかということですが、2.44%というのは、18年度の1人当たりの医療費が金額で言いますと50万7,000円、それから19年度の1人当たりの医療費が51万9,000円、四捨五入すれば52万円ぐらいになりますけれども、その関係で2.44%の伸びを示しているということでございます。

議長（森 照信君） 再質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長に伺いますけれども、老人医療費、当町はとても低いというのを前に説明を受けていて、1人当たりの医療費は県下でも低いほうだと思っていたんですけども、全国平均よりは下回っているということを今説明がありました。伸びているから

後期高齢者だよというふうに、短絡的には幾ら町長でもおっしゃらないとは思いますが、当町の老人医療費の伸びについてどのように対策とか考えていらっしゃいますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 老人医療費に関しては、それぞれこうした保険制度の中でデータが集まってまいります。それをしっかり見ながらさまざまな健診等で実態を把握して、やはり個別の対応、あるいは地区での対応、あるいは行政として制度の充実等を図りながら、健康で老人の方が暮らせるようなものをつくっていきたい。現在これから大きな制度変革がありましたので、また健診制度も変わりましたので、その結果をどのように生かして住民のケアをしていくのか、スタッフの充実も含めて今後一緒に考えていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 再々質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第3号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第3号））は、承認することに決定いたしました。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時35分

議長（森 照信君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について（川根本町
税条例の一部を改正する条例について）

議長（森 照信君） 日程第7、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 承認第4号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由とその内容を御説明いたします。

本案は地方税法の一部を改正する法律等が、平成20年4月30日に公布され、即日施行されたことに伴い、川根本町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により同日専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

議案の21ページ及び新旧対照表の27ページをごらんください。

今回の税制改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するため、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充、上場株式等の譲渡益・配当軽減税率の廃止及び損益通算範囲の拡大等を実施するほか、公益法人制度改革への対応、住宅の省エネ化を促進するため、既存住宅の省エネ改修工事に対する固定資産税の減額措置の創設、個人住民税の公的年金からの特別徴収制度の創設などが主なものとなっています。

最初に、個人住民税における寄附金税制の拡充ですが、これは2本立てとなっており、1つは条例により控除対象寄附金を指定する仕組みが導入されたこと。いま一つは地方公共団体に対する寄附金税制の見直しです。これは俗にふるさと納税と呼ばれている制度で、寄附金の5,000円を超える部分について、所得割額のおおむね1割を限度に所得税とあわせ控除するというものです。

次に、証券税制ですが、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率は平成20年度末をもって廃止するというものです。現在、所得税と住民税をあわせ10%に軽減されていますが、本来の税率である20%に戻されることとなります。なお、特例措置として、100万円以下の配当と500万円以下の譲渡益は2年間延長されます。このほか譲渡損失と配当の損益通算が可能となる制度も創設されました。

3つ目は、公益法人制度改革への対応です。

現在、民法に規定される社団法人や財団法人は、公益法人制度改革により、新たに一般社団法人、一般財団法人と公益社団法人、公益財団法人に移行されることとなります。現在ある公益法人は5年の移行期間の中で新たな法人となりますが、この間、特例民法法人として現在の民法法人と同じ扱いとするほか、税制上必要となる規定を整備するものです。

4つ目は、住宅税制です。まず、住宅の省エネ改修に係る固定資産税の特例措置で、平成20年度から2年間にわたり創設されます。基本となる窓の改修に加え、天井や床、壁の断熱

改修など30万円以上の工事を対象に、工事を実施した翌年度の固定資産税額を3分の1減額するというものです。

次に、長期優良住宅に係る特例措置の創設です。構造上主要な部分の耐久性や耐震性が確保され、ライフスタイルの変化に対応できる間取りであることなど要件を満たし、行政庁の認定を受けた新築住宅が対象となり、5年間の税制優遇措置を受けることができます。

このほか、昭和39年から導入されている新築住宅に対する固定資産税の減額措置が、さらに2年間延長されております。

5つ目は、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入です。これは納税の利便性、徴収の効率化の観点から、65歳以上の公的年金の受給者を対象に住民税の特別徴収を行うというもので、平成21年度から実施されることとなります。

これらの制度改正の施行期日や経過措置については、附則により規定しております。

以上、専決処分しました川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

専決をした理由は、地方税法の改正が4月30日に可決成立をしたことで、同日施行ということで議会を開くいとまがなかったとの説明でしたけれども、専決をしなければならなかった理由、もとの根拠法が改正されたんだから、同日施行だからということなんでしょうけれども、その改正の中味の中で、当町においてどうしても適用が始まるから慌てて改正しなければならないものは何なのかお聞きいたします。

それから、公益法人の制度の改革によって税制改正が行われたわけですがけれども、当町への影響はどういうものがあるか、どういう影響になるのか、金額など予測ができましたらお聞きいたします。

それから、3点目ですがけれども、第31条第2項の均等割の税率で、1のイのところに書いてある均等割を課することができない公益法人というふうにあるんですけども、それはどういう公益法人なのか、町内に公益法人の均等割税率が課せられる公益法人というのは、該当するところがあるのかどうか、その内容についてお聞きいたします。

それから、個人の住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入では、公的年金受給者3,800人のうち65歳以上は3,600人で、うち2割の700人が特別徴収の対象になるという説明だったわけですがけれども、この中で長期の滞納者、今までは滞納もできたわけですがけれども、本当に苦しい人たちなどの滞納も可能だったわけですがけれども、特別徴収になるとそういうこともできなくなるわけですがけれども、そういう長期滞納をされていた人たちが何人いらっしゃって、滞納額がどれくらいあるのかをお聞きいたします。

それから、年金の受給額が年額18万円以下、月額1万5,000円以下の人や、徴収額が老齢

基礎年金額を超える場合は天引きしないというふうになっていますけれども、長期滞納者の中で年金が年額18万円以上の特別徴収される人ですけれども、そういう中で滞納されている人の人数、滞納額は幾らかお聞きいたします。もしかしてダブるかもしれないです。

以上です。

議長（森 照信君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 質問にお答えいたします。

まず1点目の専決の関係でございますけれども、町の税条例は法律の改正に合わせて改正するというところでございます。条例の公布日が法律の公布日と同一日にしまして行うということですが、これは納税者の不利益にならないように配慮しなければならないと、そういうことで法律とか条例は公布日、施行日同一という形にさせていただいております。

今回の例で挙げますと、個人住民税におけるエンジェル税制、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得の特例でございますけれども、これが今度改正になります。旧法が適用される特定株式の取得時期でございますけれども、これを公布の前日というような規定をしたということでございます。優遇税制が廃止されることになったんですけれども、公布日までの適用とうたうということで、これは国も県も町も同一ということがございます。そういった例もございます。一応、代表的な例でございます。

2番目の公益法人制度改革による税制改正の当町の影響でございますけれども、これは、当町には民法による財団法人や社団法人という公益法人は、現在該当ありません。したがって、特に影響はないと思われまます。

3つ目の質問でございますけれども、第31条第2項の均等割の税率の関係でございますけれども、その1番の（イ）に書いてある内容でございますけれども、これは法人税法第2条第5項で公共法人というものを規定しております。これは国とか地方公共団体が入るわけでございます。それから、地方税法の第294条の第7項の公益法人としては、学校法人とか社会福祉法人、宗教法人、商工会とか、そういったものが該当します。地方税法第296条第1項の規定というものは、法人住民税の均等割を課することができないものを規定しておりますけれども、これらを除いたものには均等割を課すということの内容でございます。公共法人で例を挙げれば、土地開発公社等がこの対象となるということでございます。

町内の公益法人の均等割税率でございますけれども、該当する例としましては商工会がございませぬけれども、こういった場合は最低税率が適用になっております。社会福祉法人等は非課税でございます。

それから、4番目になりますか、個人住民税からの公的年金の特別徴収の関係で、数字的には全協で概算は説明させて、今議員が述べられたとおりでございます。来年度から始まる公的年金からの天引き制度でございますけれども、国では年金収入のある人の2割程度ということが特別徴収になるのではないかという見通しということでございます。実際ちょっと今年度現在で概算計算してみますと、大体600人ぐらいになるんじゃないかというような試

算が出ております。これは年金収入だけで税金がかかる人の数でございまして、年金収入だけの場合ですけれども、こういった場合には148万円程度までには住民税はかからないという状況であります。また、年金収入があっても、給与等から住民税を特別徴収されている方は従来どおりの給与から天引きするような、そういう形になります。

長期滞納者の質問でございますけれども、どの期間をとらえてということもちょっとできなかったものですから、平成19年度末の現在の滞納者の実数でございますけれども、住民税で158名、総額で1,730万円という状況でございます。

それから、最後ですけれども、年金受給者が年額18万円以下や老齢年金等を超える場合は天引きしないということでございますけれども、質問の中で長期滞納者の実数ということでございますけれども、一応2年以上滞納の滞納者を対象とした場合ですけれども、今度、21年度から年金から天引きになるというような対象者でございますけれども、6人ございます。その方の滞納ですけれども、町民税で64万円ほどでございます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論を行います。

今回の地方税法の改正の主なものは、国のほうですけれども、道路特定財源の自動車取得税や軽油取引税の10年間の暫定税率の延長、それからふるさと納税制度の創設、それから65歳以上の年金から住民税を天引く制度の導入などで、実施は20年10月からというふうになっています。衆議院で再議決という形で成立した地方税法の改正です。

中でも世論の注目を浴びた道路特定財源の暫定税率のさらなる10年間もの延長については、参議院で審議中にもかかわらず、衆議院から送付後60日を経過しているということを理由に、与党が憲法第59条第4項の参議院が否決したとみなす動議を出して、本会議で再議決を強行して再可決されたものです。再議決の強行は1月の新テロ対策特措法に続いて憲政史上2度目、みなし否決は1952年以来56年ぶりという報道がありました。

民主党を初め、他の野党は本会議を欠席する中、日本共産党は本会議に出席し、暫定税率廃止論は世論でも圧倒的多数の民意が示されている、参議院で真剣に民意を生かす方向が審議されている最中に、参議院の審議権を剥奪して衆議院の数の力で再議決するという憲政史上かつてない暴挙で、国民世論から見ても一片の道理もないと撤回を求め、反対討論を行ったという報道もされました。

福田首相は物価が上がっても仕方がないと無責任な発言で、国民の苦しさに真正面から立ち向かう姿勢を示さず、最近では後期高齢者医療制度への批判を逆手にとって、消費税引き上げまで言及し、大企業や金持ち優遇税制の見直しや、6兆円もの防衛費の圧縮、無駄な公共事業の見直しなどの国民が一番求めている歳入歳出の根本からの見直しには手をつけない無責任な姿勢をとっています。

今回の改正でも、金持ち優遇と批判の強い、2003年から始めた上場株式などの譲渡益配当を本来の20%から10%への引き下げの優遇税制ですけれども、これが2008年度、今年度末で一たん廃止するということですが、経過措置で2009年度と10年度において、2年間は上限を定めて10%の特例を復活をさせるということも出ていますし、上場株式などの譲渡益と配当の損益通算を初めて導入するとか、大企業や大資産家ほど恩恵をこうむる優遇税制は温存されたままになっています。

一方、地域間の格差を是正するとして、都道府県の基幹税である法人事業税を引き下げて、相当分を国税である地方法人特別税や地方法人特別譲与税を新設して国に吸い上げ、人口や従業員数で都道府県に再配分するという、国は1円も出さないで地方の財源で地方を面倒見させる制度が創設されました。この影響で、法人事業税が833億円下がる一方で、再配分される地方法人特別譲与税は779億円しかなく、差し引き54億円の減収となります。これは静岡県等の例です。東京都、愛知県以外の府県の減収分は75%が交付税で穴埋めされるとのことですが、地方税を国税にかえて再配分すること自体、税源移譲の流れに逆行するだけでなく、将来の消費税率引き上げをねらっているということからも、到底賛成できるものではありません。

省エネ改修工事を行った既存住宅にかかる固定資産税の減額措置の創設や、新築住宅に対する固定資産税の減額特例の延長など、一定評価できるものもありますけれども、65歳以上の公的年金受給者から、個人の住民税の所得割額と均等割額を、2009年10月に支給される年金から天引きするというのも、総務省は地方自治体の事務の効率化にメリットがあると宣伝していますが、天引きするためには、自治体はシステムの整備が必要です。既に年金からは所得税の源泉徴収は言うまでもなく、介護保険料に加えて4月からは国保税と後期高齢者医療保険料の天引きが始まり、本人の意向を踏まえることなく年金から天引きすることに対して、多くの年金受給者、その年金を生活の主たる収入としている年金受給者から怒りの声が上がっている状況です。

このような住民の声に耳をかさない問答無用の国のやり方を、住民にも議会にも諮問もないような日程で国が地方に押しつけてくることに何の抵抗もなく受け入れるのは、議会の自殺行為であり、地方分権にも逆行するものと思えません。さして差し迫った理由もないのに議会に諮問することなく専決処分をするなど、住民本位のまちづくりの方向性や住民の信頼も失いかねないものです。

たとえ議会の議決権が及ばない専決処分の承認であっても、後期高齢者医療でも起きてい

る年金天引きという取りはぐれのない徴収方法に対する怒り、生活保護以下の人の年金からも有無を言わず天引きする冷たいやり方、生存権の侵害、人権侵害としか言いようがない、こういうやり方に対して、住民への周知も図られていませんし、住民の了解も得ていない、住民の生活に大きな影響を及ぼす重大な条例改正について、安易に承認をすることは議会自身の自殺行為になりかねないことを再度明らかにして、反対討論といたします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

この件について、承認について賛成の立場から討論をいたします。

これは地方税法改正等のことにより専決したものでありますけれども、寄附金、また公益法人、また固定資産税の減税とか、また住民税の特別徴収等のありますけれども、事務の効率化、そういったものも含んでいる法律でありまして、確かに道路特定財源等で年度末国のほうでは混乱している等ありましたけれども、町の議会では国の制度について議論してもそぐわないので討論はいたしません、この件については税法の改正により町の税条例を変えるということですので、承認といたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、承認第4号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、承認することに決定いたしました。

発言の訂正

議長（森 照信君） 町民課長。

町民課長（西村太一君） 申しわけありません。先ほど日程第1、承認第1号で、私の発言の中で地方税法等の一部改正は平成20年4月20日と発言したと思います。4月30日に御訂正をさせていただきたいと思います。

大変申しわけありませんでした。

日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（森 照信君） 日程第8、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、提案理由の説明をいたします。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、澤村泰子氏が平成20年9月30日をもって2期目の任期が満了となりますが、引き続き澤村氏を推薦したくお諮りするものでございます。

澤村泰子氏は昭和18年9月13日に生まれ64歳で、平成14年10月1日から人権擁護委員に就任され、2期6年、確実にその任に当たられ、あわせて平成15年6月1日から平成17年5月31日までは子供の人権専門委員として、子供たちへの人権教育に対し大変御尽力をいただいております。社会の実情にも明るく、適任と考えますので、引き続き委員に推薦したく、御同意をお願いするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 人権擁護委員という言葉はよく、しばしば聞きますし、非常に重要な役割を果たしていただいていると思います。ところが、では具体的にどういうことをされているのかというと、職務の性格上もありますし、個人にかかわることが多いでしょうから、私たちの目にはほとんど果たされているお仕事の内容というか、わかりません。

そこで、大まかに、法で規定されている人権擁護委員の職務と服務について、通告をしましたので、この場で発表していただきたいのですけれども、お願いいたします。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えいたします。

人権擁護委員さんは、人権擁護委員法に基づきまして活動をされております。その委員さんの職務につきましては法第11条に規定されておりまして、自由人権思想に関する啓蒙及び宣伝をなすこと、それから民間における人権擁護運動の助長に努めること、それから人権侵犯事件につき、その救済のため調査及び情報の収集をなし、法務大臣への報告、関係機関へ

の勧告等適切な処置を講ずること、それから貧困者に対し訴訟援助その他、人権擁護のために適切な救済方法を講ずること、その他人権の擁護に努めることとなっております。

また、服務につきましては法の第12条、13条に規定されておりました、人権擁護委員はその使命を自覚し、常に人格識見の向上と、その職務を行う上に必要な法律上の知識及び技術の習得に努め、積極的対応をもってその職務を遂行しなければならない。

それから、人権擁護委員はその職務を執行するに当たっては、関係者の身上に関する秘密を守り、人権、信条、性格、社会的身分または政治的意見もしくは政治的所属関係によって差別的または優先的な取り扱いをしてはならない。

次に、人権擁護委員は、その職務上の地位またはその職務の執行を政党または政治的目的のために利用してはならない。

4つ目として、人権擁護委員は、その職務を公正に行うのにふさわしくない事業を営み、またはそのような事業を営むことを目的とする会社その他の団体の役職になってはならないと規定されております。

以上です。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については原案による者を適任と認めることに決定しました。

日程第9 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（森 照信君） 日程第9、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて、提案理由の御説明をいたします。

平成20年9月30日をもって2期目の任期が満了となります筑地規恵氏を、引き続き人権擁護委員として推薦したくお諮りするものでございます。

筑地規恵氏は昭和22年7月5日生まれの60歳で、平成14年10月1日から人権擁護委員に就任され、2期6年、確実にその任に当たられ、社会の実情にも明るく、適任と考えますので、引き続き委員に推薦したく、御同意をお願いするものであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 質疑ではなくて、先ほどの課長が読み上げてくださった人権擁護委員さんの職務と服務についてのところの服務のほうの2番目に、人権擁護委員はその職務を執行するに当たっては、関係者の身上に関する秘密を守り、人格、信条と言われたんですけども、人格ではなくて人種であるということを訂正をお願いいたします。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 大変失礼しました。人種でございます。訂正いたします。よろしく申し上げます。

議長（森 照信君） 再質疑ありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで質疑を終わります。

本件は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦については原案による者を適任と認めることに決定いたしました。

日程第10 議案第32号 川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第10、議案第32号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第32号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、戸籍法の一部を改正する法律において戸籍法が改正されたことに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に基づきまして、本町の手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

戸籍法の改正は、戸籍の公開制度のあり方を見直し、戸籍の謄抄本等の交付請求をすることができる場合を制限する個人情報保護の観点により行われたもので、この改正により第三者が戸籍謄抄本を請求できる場合などの条項が新たに追加規定されております。この戸籍法の改正に伴いまして、地方自治法第228条第1項に定められている手数料のうち、全国的に統一して定めることが必要と認められている事務を規定している政令の一部が改正されたことにより、本町におきましても、手数料徴収条例の関係規定の一部を改正するものでございます。

改正点につきましては、条例第2条において規定しております手数料の種類を、改正されました戸籍法に規定されております条項を引用し整理したものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、川根本町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第 1 1 議案第 3 3 号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第11、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

今回、一部改正をお願いいたしますのは、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等の課税額と、国民健康保険税の減額のうち支援金等課税額の均等割額や平等割額を7割、5割、2割において、それぞれ軽減する額について改正したいものであります。

この改正につきましては、今までの税率で試算しますと急激な負担増が考えられますので、これらを守るため、特例措置として国保全体のバランスをとりながら支援分の応益割合等を調整し、緩和措置を行ったものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第33号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 1 2 議案第 3 4 号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第12、議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明いたします。

現在、簡易水道事業については、旧町単位で独立採算とし管理運営を行っています。このため共通する業務を別々に処理する必要があり、効率性・経済性に欠ける点があります。

今回の条例改正では、同じ町民が同じ負担で同じサービスが受けられることを基本方針として、平成21年度から一国二制度を廃止し、水道事業が持つ受益と負担の原則から、新町として新たな料金体系を構築することが主な内容となっております。

この条例改正により、町内全域の簡易水道施設を一体的に管理運営できるようになり、スケールメリットによる効率性と経済性の向上を追求し、サービスの向上と健全運営を目指すものであります。

なお、このことについては、過日開催した川根本町水道運営委員会で慎重に御審議いただき、適当であるとの答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容をお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第34号は、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第35号 川根本町飲料水供給施設条例の制定について

議長（森 照信君） 日程第13、議案第35号、川根本町飲料水供給施設条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第35号、川根本町飲料水供給施設条例の制定について説明いたします。

町全体で過疎と少子高齢化が進んでいます。特に飲料水供給施設について、遠隔地の小規模集落に建設され、管理運営を地元地区に委託していますが、施設を適正に管理できる方が減少し、維持管理にさえ苦慮されている地区があります。

同じ町民が同じ負担で同じサービスを受けられるよう、町直営で管理運営を希望する地区については、平成21年度から簡易水道と同じ水道料金を負担することで、同じサービスが受けられるよう飲料水供給施設設置及び管理条例の全部を改正するものです。

なお、このことについては、過日開催した川根本町水道運営委員会で慎重に御審議をいただき、適当であるとの答申をいただいていることを申し添えさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第35号は、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、川根本町飲料水供給施設条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14 議案第36号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第14、議案第36号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第36号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明いたします。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成20年4

月1日から施行されたことに伴い、配偶者以外の扶養親族に係る加算額について、1人当たり現行200円から217円に引き上げる改正を行うものです。

改正後の条例は、公布の日から施行し、適用は政令の施行に合わせ平成20年4月1日とするものです。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第36号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第36号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第37号 字の区域の変更について

議長（森 照信君） 日程第15、議案第37号、字の区域の変更についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第37号、字の区域の変更についての提案理由を説明申し上げます。

これは、下長尾（原山）地区における土地改良法における県営中山間地域総合整備事業により、ヒロヲ地区の農地造成に伴い、区域内の地番の一部の字区域を変更する必要性が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号、字の区域の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第37号、字の区域の変更については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第38号 平成20年度川根本町一般会計補正予算

(第1号)

議長(森 照信君) 日程第16、議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,190万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億3,009万3,000円としたいものです。

第2表では債務負担行為について新たな事業を追加したいものです。

今回の補正予算は、ウッドハウスおろくぼの指定管理への移行に伴う予算の組み替え、助成金の決定に伴う事業の追加、てん茶加工施設建設事業中止に伴う事業費の減額及び前年度の老人保健特別会計への一般会計繰出金の清算が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の一般11ページをごらんください。

第2款総務費、第2項企画費は1,123万4,000円の増額です。これは地域コミュニティー活

動用として視聴覚機器を購入する備品購入費と南アルプス山岳図書館建設に係る補助金です。

第3款民生費、第1項社会福祉費は271万円の増額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に係る繰出金の減額、老人保健特別会計の20年度支出見込みに係る繰出金の増額と、前年度実施しました高齢者医療制度円滑導入事業の補助金の精算による返還金を計上するものです。

第6款第1項農業費は2億4,932万5,000円の減額です。これは活性化プロジェクト推進事業でありますてん茶加工施設建設事業が中止となったことによる減額と、境川線工事に係る障害木伐採、用地及び補償費を追加させていただくものです。

第7款第1項商工費は、1,652万6,000円の減額です。これはウッドハウスおろくぼが指定管理者制度に移行となったことに伴うもので、町で行う修繕費等、指定管理料を計上し、その他を減額するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第12款使用料及び手数料、第1項使用料は1,544万5,000円の減額です。これはウッドハウスおろくぼが指定管理に移行したことによる収入の減額です。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は6万2,000円の増額です。これは今回、国民健康保険事業の本算定によるものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は53万円の減額です。

これは国庫支出金と同様、国民健康保険事業の本算定によるものです。第2項県補助金は、2億4,970万円の減額です。これは農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業である、てん茶加工施設建設事業の中止によるものです。

第16款寄附金、第1項寄附金は、本年度から制度化されましたふるさと納税の受け入れとして目を設置するものです。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は1,594万円の増額です。これは前年度の老人保健特別会計への一般会計繰出金について、実績に基づき繰入金として清算するものと国民健康保険事業の前年度精算金です。

第2項基金繰入金は1,300万円の減額です。今回の補正につき一般財源の調整として財政調整基金を減額し、補正後の繰入額を1億5,700万円とするものです。

第18款第1項繰越金は3万5,000円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を追加補正するものです。

第19款第5項雑入は1,073万円の増額です。これは地域コミュニティー活動用として視聴覚機器購入に係る自治総合センターの助成金と、南アルプス山岳図書館建設に係る合併市町村地域資源活用事業助成金の追加と、ウッドハウスおろくぼに係る販売品収入等の減額です。

第2表債務負担行為につきましては、一般15ページをごらんください。

中川根第一と中央小の教育用コンピューターリースについて、リース契約を締結できるよ

う債務負担行為を追加するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第38号は、13名の委員で構成する補正予算特別委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、補正予算特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました補正予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、議長を除く13名の議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、補正予算特別委員会は、議長を除く13名の委員を選任することに決定しました。

日程第17 議案第39号 平成20年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第1号）

議長（森 照信君） 日程第17、議案第39号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第39号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

4,487万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,212万1,000円としたいものです。

保険税の本算定に当たり、過去の給付実績と今年度の執行状況を考慮し、前年度の国民健康保険事業の実績に基づく精算と、今後の所要額・財源を再精査したことによる補正内容となっています。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保9ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は5,120万円の減額です。これは実績により20年度見込み額を算定したことによる減額です。第2項高額療養費は財源更正です。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は607万1,000円の増額です。これは20年度確定による支援金の増額と事務費拠出金の減額によるものです。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は11万7,000円の増額です。これは20年度確定による事務費及び医療費拠出金の補正です。

第5款第1項老人保健拠出金は157万6,000円の増額です。これは20年度の概算拠出金が決めたことにより、老人保健医療費拠出金及び事務費拠出金を増額するものです。

第6款第1項介護納付金は154万8,000円の減額です。これも20年度納付金が確定したことによる減額です。

第11款諸支出金、第2項繰出金は10万5,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計への精算です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページをごらんください。

第1款第1項国民健康保険税は9,640万8,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより、一般被保険者については医療給付費分現年課税分で8,095万円の減額、後期高齢者支援金現年分は303万3,000円、介護納付金分現年課税分は32万3,000円を増額するものと、退職被保険者については、医療給付費分現年課税分が1,146万5,000円、後期高齢者支援金分現年分が580万3,000円、介護納付金分現年課税分を154万6,000円減額するものです。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は487万1,000円の増額です。これは本年度の確定により、現年度分療養給付費等負担金の老人保健医療費拠出金分、後期高齢者支援金分と病床転換支援金負担金の増額と介護保険分の減額によるものです。

第2項国庫補助金は89万1,000円の増額です。財政調整交付金支援分の増額と介護保険分の減額による普通調整交付金の補正です。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は3,829万7,000円の減額です。交付金決定による退職者医療療養給付費交付金及び後期高齢者支援金交付金の減額と、老人保健拠出金交付金の増額及び病床転換支援金の追加によるものです。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は878万7,000円の減額です。これは交

付確定によるものです。

第6款県支出金、第2項県交付金は22万1,000円の増額です。これは交付金確定に伴う支援分の増額と介護分の減額による差額です。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は61万9,000円の減額です。保険税の本算定に伴う保険税軽減分の減額と保険者支援分の増額による差額です。

第2項基金繰入金は407万1,000円の増額です。これは後期高齢者支援金分の財源としての保険税について、被保険者の急激な負担増を防ぐため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応したくお願いするものです。

第10款第1項繰越金は8,917万8,000円の増額です。前年度歳計剰余金であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりました。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第39号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第40号 平成20年度川根本町老人保健特別会計 補正予算（第1号）

議長（森 照信君） 日程第18、議案第40号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第40号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,073万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,773万5,000円とし

たいものです。

これは前年度の老人保健の実績に基づき、支払基金交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金についての清算をするための補正と平成20年度歳出における過誤分、月おくれ分の見込みによる補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細、老保7ページをごらんください。

第1款医療諸費、第1項医療諸費は3,490万円の増額です。これは平成20年度の過誤分、月おくれの歳出が当初見込みを超えるため増額をお願いするものです。

第2款第2項繰入金は1,583万5,000円の増額です。これは前年度の財源不足額について一般会計繰入金で対応したため、立てかえ額を一般会計繰入金として返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細、老保5ページをごらんください。

第1款第1項支払基金交付金は2,416万円の増額です。支払基金及び審査支払手数料の交付金です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,975万1,000円の増額です。

第3款県支出金、第1項県負担金は391万5,000円の増額です。

第4款繰入金、第1項一般会計繰入金は290万9,000円の増額です。

それぞれ前年度の交付額が所要額に対し不足しているため、過年度分収入と平成20年度支払い分に対し、国、県、町の負担分を計上するものであります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第40号につきましては、さきに特別委員会に付託しました議案第38号と関連しますので、討論、採決を本定例会最終日に行いたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（森 照信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第19 議案第41号 平成20年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第1号)

議長(森 照信君) 日程第19、議案第41号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第41号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)の概要について御説明いたします。

今回の補正は、診療所のレセプト機器賃貸借契約に係る債務負担行為の補正をお願いするものです。

契約方法及び時期の変更による債務負担行為額及び期間の変更であります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第41号、平成20年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第20 川根地区広域施設組合議会議員選挙

議長(森 照信君) 日程第20、川根地区広域施設組合議会議員の選挙を行います。

この選挙は3名選挙していただきます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

川根地区広域施設組合議会議員に佐藤公敏君、杉本道生君、芹澤徳治君の3名を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました佐藤公敏君、杉本道生君、芹澤徳治君の3名を川根地区広域施設組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました佐藤公敏君、杉本道生君、芹澤徳治君の3名が川根地区広域施設組合議会議員に当選されました。

ただいま川根地区広域施設組合議会議員に当選されました佐藤公敏君、杉本道生君、芹澤徳治君の3名が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

当選人の発言を求めます。佐藤公敏君。

2番(佐藤公敏君) よろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 杉本道生君。

7番(杉本道生君) よろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 芹澤徳治君。

12番(芹澤徳治君) よろしく願いいたします。

散 会

議長（森 照信君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 39 分

平成20年第2回川根本町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成20年7月1日(火)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第33号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第34号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第35号 川根本町飲料水供給施設条例の制定について
(全部改正)
- 日程第 5 議案第38号 平成20年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第39号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第40号 平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第10 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 追加日程第1 議案第42号 工事請負契約の締結について
(平成20年度川根本町地域振興センター建設工事)
- 追加日程第2 議案第43号 工事請負契約の締結について
(平成20年度川根本町地域振興センター電気設備工事)
- 追加日程第3 議案第44号 工事請負契約の締結について
(平成20年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅C棟建築工事)

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	佐藤公敏君
3番	中田隆幸君	4番	小藪侃一郎君
5番	原田全修君	6番	澤畑義照君
7番	杉本道生君	8番	高畑雅一君
9番	中澤智義君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	久野孝史君	14番	森照信君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	小坂進君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	中澤莊也君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	鈴木一男君	建設課長 兼事業課長	岩田利文君
会計管理者 兼出納室長	森紀代志君	教育総務課長	小坂泰夫君
生涯学習課長	森下睦夫君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開議 午前 9時00分

開 議

議長（森 照信君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月27日の日と同様ですので御了承願います。

諸般の報告

議長（森 照信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月27日には本会議終了後、第1常任委員会及び第2常任委員会を開催し、条例改正案、補正予算などを御審議していただきました。また、30日には特別委員会を開催し、一般会計補正予算について熱心に御審議をいただきました。まことにありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

議長（森 照信君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により、通告された質問者は、小藪侃一郎君、鈴木多津枝君、原田全修君、板谷信君、澤畑義照君、佐藤公敏君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いします。

4番、小藪侃一郎君、発言を許します。4番、小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 早いもので6月も終わり、ことしも半分が過ぎました。きょうから7月1日ということでございます。

それでは、通告に従い、暫定税率関係、それと川根茶の2点について質問させていただきます。

1点目は、4月の暫定税率失効による影響についてであります。

一時的に暫定税率が失効したのは、御存じのように道路特定財源のうち、国税では揮発油税、地方税では軽油取引税や自動車取得税などでございます。減収額は国税が1,400億、地方税は700億、計2,100億円の減収見込みで、当初よりも300億円も減収額がふえたというよ

うな報道が盛んに行われておりました。川根本町20年度予算歳入見込み額の中に自動車重量譲与税4,000万円、地方道路譲与税1,500万円、道整備交付金200万円などが計上されておりますが、これらによる川根本町内の道路建設等への影響をお伺いします。

2点目は、川根本町の基幹作物「茶」川根茶についてであります。

まず最初に、質問の前に第62回全国茶品評会出品のために全力、全神経を注いでくださいました関係者、とりわけ出品者の熱意と御苦勞に敬意を表するものでございます。長年の茶園管理をして、ことし4月中旬からの摘採準備、5月初めの摘採と荒茶加工、6月初めの製品仕上げと、大変な仕事だったと思います。川根茶ブランド向上、維持のための役割もあり、行政、茶指導機関、JAおおいがわ等の手助けもありますが、改めて出品者、関係者に対し敬意と、よい結果が得られますよう祈念し、期待するところでございます。

さて、ことしの茶業は非常に厳しい環境に置かれました。茶を農業の基幹とする川根本町にとりましては、まさに正念場を迎えた感じであります。4月後半から始まりました、ことしの川根茶業も、当地にとっては厳し過ぎる茶況と肥料代約17%アップ、重油代約40%アップ、現時点では60%近いと言われております。それから、ガス代約20%アップ等々、製茶生産コストの上昇圧力のはざままで、茶生産家は悲壯感を抱いている状況です。需要と供給で形成される茶価は、行政サイドではいかんとでもしがたい問題ではありますが、まず現状をどのようにとらえているかお伺いし、また、再質問の場でそれぞれ質問させていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（森 照信君） ただいまの小藪侃一郎君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、小藪議員の質問、2点ありますけれども、お答えいたします。

暫定税率失効による影響についてありますが、言うまでもなく、道路は産業の支援や交流の拡大を図り、安全・安心な暮らしを確保するとともに、生活・産業・医療、そして文化を支える根幹的な社会基盤であります。

県を初め、各自治体は、幹線道路から身近な生活道路まで道路特定財源のみならず、一般財源を投入し、整備を進めています。

しかしながら、当町の道路事情は、いまだ質・量ともに不十分であり、道路整備を計画的かつ着実に推進していくためには、財源の安定確保が必要不可欠であります。

こうした中、揮発油税等の暫定税率を定めている租税特別措置法、地方税法が4月30日に再可決、財源を道路整備財源として処置する「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が5月13日に再可決されました。

本町の平成20年度予算では、議員御指摘のとおり、地方道路譲与税1,500万円、自動車重量譲与税4,000万円、自動車取得税交付金4,000万円が計上されております。今回の暫定税率失効による当初予算ベースでの影響額を推計しますと、4月中の1カ月では約350万円の減

収が予測されます。ただし、国においてこれらの減収については、最終的な減収額の確定などを踏まえて、補てん措置を検討していきたいとの考えが示されております。

川根本町内の道路建設等への影響はということではありますが、今年度計画されている工事は、富士城バイパス、青部バイパス、上長尾バイパス、県道3カ所、過疎代行事業町道2路線です。土木事務所に問い合わせたところ、予算については要求どおり確保されているとのことでした。ただ、発注時期については若干のおくれがありますが、事業全体に影響が出ないよう鋭意努力しているということでありました。

以上、暫定税率失効に関する影響であります。今後ともこうした影響が直接の工事が出ないよう、町としてもしっかり国・県に対して要望、意見を述べていきたいと考えております。

それから、お茶に関係する御質問であります。そのうち1点目は、全品についてであります。

今年度の第62回全国茶品評会への町内からの出品は、普通煎茶10kgの部に9点、同じく30kgの部に1点、地域からは初めての出品になります釜入り製玉緑茶にも1点の合計11点が予定されております。

出品茶のできばえは、出品者の日ごろの丹精込めた茶園管理の成果があらわれ、例年に増して、いずれ劣らぬ高品質の茶が製造されました。出品茶で審査されました大井川農協の品評会においても、当町の出品茶は高い評価を得、8月に熊本県で開催される全国茶品評会の結果が大いに期待されるところであります。こうした取り組みが川根茶のブランド力の向上に大きな影響を与えてくれるよう、今後とも取り組んでまいりたいと思っております。

本年の茶業状況に対する認識の御指摘であります。

本年の一番茶は、冬期の適度な寒さと気象災害の影響はほとんど受けることなく、順調に生育しました。4月後半からの気温上昇等により、全国的にも町内にあっても早場所、遅場所の差がない短期集中型であったと認識しております。

また、生産量の状況は、町内の共同製茶工場の実績等から推計すると、生産量は前年対比101%、荒茶量では100%と、ほぼ横ばいであった反面、販売金額、単価では前年対比95%と、近年の茶価低迷が解消できない大変厳しい状況が引き続けているものと認識しております。

一方、本地域の平均単価は、静岡茶市場の平均単価より1,300円ほど高い状況から見ますと、良質茶としての優位性は保たれていると思われれます。ただ、町内の荒茶工場間での比較では、平均単価が5,000円台から2,000円台と差がある状況、いわゆる格差が拡大してきている状況は見過ごすことができない状況になっております。荒茶の生産が、より鮮明に二極分化している。もちろん先ほど言いました特徴を伸ばしていくことと同時に、こうした茶業全体の底上げを図っていかねばならない、そういう状況だと考えております。

また、議員の御指摘のとおり、茶生産にかかる燃料費を初めとする生産コストの大幅な高騰は、今後の茶業経営に憂慮すべき状況と考えております。特定の品種、あるいは煎茶という特定の分野のみならず、さまざまな商品を提供できる産地になっていかねばならない

と考えております。

町といたしましても、早急に地域茶業の置かれているさまざまな実情を把握し、将来展望に立った茶業振興のために関係者による川根地域全体の茶業を根本的に協議する場を設け、今後の川根本町茶業振興の指針を定めていきたいと考えております。

以上、2点について答弁させていただきました。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 再質問させていただきます。

暫定税率関連についての答弁の中で、際立った影響がないということの答弁でございます。一応安心はしましたけれども、川根本町民の道路への関心は、それぞれ自分の地域ごとにあるわけでございますけれども、何といたしても青部バイパスであろうかと思えます。4月には地域住民内の間では、またまたおくれる、あるいは平成23年以降という今までの発表といえますかお知らせが、28年ぐらいになるんじゃないかと、そんなふうな情報が話題に上がり、何とも言えぬ挫折感を感じていたものでございます。今までも聞くたびに完成予定が後ずさりしているというような印象でございますが、今回も聞くのが怖いのでありますが、国・県への働きかけの状況を踏まえて、先ほども強い働きかけをしているという答弁ございましたけれども、完成予定等わかりましたらお伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、町内の道路整備に関しては、町民の方、大きな関心がありますし、町としても早期に整備をしたいと考えております。特に当町合併をしておりますので、旧両町を結ぶ青部藤川バイパスに関しては、早期に全線開通を願っているところであります。

この青部バイパスに関しましては、計画延長1,240m、うち橋梁延長が230m、トンネル延長が326mが主な工事概要であります。現在2基の橋脚の下部工が完成しているのみであります。理由は、トンネルの計画線形が大鉄トンネルに影響を与えるということで、線形の変更を余儀なくされ、結果、現在工事が途中となっております。今年度計画は、橋梁修正詳細設計、橋梁下部工事を予定しており、詳細設計については既に発注済みということであります。

先ほど申し上げましたように、当町最優先事業でありますので、静岡空港の開港、あるいは新東名高速の開通を間近に控えておりますので、町の活性化のために早期に完成するよう、国・県に対しまして今まで以上に要望してまいりたいと思っております。

この青部藤川バイパスは県の中期計画に位置づけられております。中期計画の完成年度が24年度中ということになっておりますので、この中期計画中には県も完成させると言っておりますので、現在その中で完成するというふうに認識をしております。

それから、要望事項に関しては、当町はさまざまな同盟会にも加盟しております。御前崎奥大井連絡道路整備促進期成同盟会、あるいは現在のところ、浜松市の政令市移行に伴い、

19年度で一たん解散はしましたけれども、国道362号整備促進期成同盟会等に加盟し、今までも県及び国土交通省に対して要望活動を関係各市町とともにやってまいりました。

今後とも御前崎奥大井道路の同盟会の要望活動は県に行いますし、また国道362号関係では、政令市移行に伴い浜松市の自治会、あるいは静岡市の自治会とともに、こうした活動ができるよう、現在浜松市の自治会とも地元の方が協議しておりますので、そうした活動を地区の方と連携しながら早期開通を目指していきたいと考えております。

冒頭申し上げましたように、大事な事業と位置づけておりますので、今後ともこうした要望活動等続け、早期完成を目指していきたいと思っております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 道路関連は、今、力強い、一生懸命やっていくというような意気込みが感じられましたので、改めて旧町一体感の醸成にも影響するものがございますから、早期完成を目指して一体となって働きかけをお願いし、また、議会でもそのような動きを加速させていくべきだと思っております。

2点目の川根茶についてですけれども、川根本町の茶業といいましても、現実にはJAおおいがわ川根茶業センターが大きな力を発揮されているところでございます。ことしで3回目の茶期を迎えたJAおおいがわ川根茶業センターには、期待するところが大きいわけであり、川根本町の茶農家のよりどころとして、また茶流通の拠点として、その役割はますます重要で欠かすことのできない施設であると理解しておりますが、施設整備補助金4億円が投入され、建設されたものでございます。町当局とJAおおいがわの意思の疎通は活発に行われていると思いますが、設置時に目標とした数値が、厳しい茶況の中で、達成率がどのようになっているか知る数字がございませんでしたので、この場でそういうものがございましたら、数字で達成率をお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今、御指摘のとおり、JA茶業センターは、川根地域における安全で安心な茶づくりを年間を通し、高品質なお茶を安定供給できる施設として、平成17年度に整備されたものであります。当町としましても、その重要性にかんがみ、国の補助金の受け皿となり、そのお手伝いをさせていただきました。

この茶業センターも設立以来3回目の茶期を迎え、昨年度の実績では、地域で生産される茶の50%以上が集荷され、茶業センターの統合前の集荷率45%を上回る状況となったと、茶業関係者より報告をいただいております。

同センターの建設に際しましては、議員の御指摘のとおり補助金を充当しておりますので、事業実施主体である大井川農協において、幾つかの成果目標を設定し、センター運営に取り組んできております。

担い手の育成や集約化、施設の利用状況、加工施設の収支状況は、ほぼ計画どおりの結果が得られましたが、仕上げ茶販売金額の増加といった目標は、目標対比53.2%と目標達成に

至っていない状況との報告を受けております。

これは、さまざまな事業計画が完全に軌道に乗っていない点や、引き続き茶業の低迷に起因するものが大きいものと考えられますが、町としても成果目標の達成に向け、事業主体である大井川農協に対し、より一層の指導を図るとともに、同センターとの連携を深め、川根茶の消費拡大に向けてPR活動やマーケティング調査等を推進していきたいと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 今の発表で、仕上げ加工率53%というような数字が出てまいりましたけれども、まさに、この点がこの地域のお茶の値段にもいささか影響を与えるものと思われる。流通段階で4億円の公金をつぎ込んでできた仕上げ加工設備でありますので、なお一層の頑張りをお願いしたいと思います。

そんな中、第2種兼業農家が多数を占める川根本町で、茶園放棄の、耕作放棄の事態があちこちで見られております。お茶にくみする者として複雑な思いとともに憂慮しております。

また、3月2日に山村開発センターで、静岡県戦略課題研究「大井川」研究成果報告会が開催されました。出席しましたけれども、静岡県農林技術研究所茶業研究センター、鈴木主任研究委員から、川根地域の景観の魅力とその生かし方の報告がございました。お茶本来の話題等からそれですけれども、この中で、地域の茶園は景観の中で重要な役割を果たしていると発表されておりました。また、町長は3月議会冒頭のあいさつの中で、「地域の価値は環境、景観、文化で決まると考えています」と言われております。耕作放棄茶園は、まさに地域の価値を下げるものであり、町長の思いをお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今、御指摘ありましたように、静岡県戦略課題研究「大井川中流域における茶園景観の特徴と評価」における、地域の茶園が風光明媚な景観形成に重要な役割を果たしているとの報告を受け、私自身もその重要性は大変大きなものとしておりましたので、改めて確認したところでございます。

この地域の景観というのは、これから我々がこの地域で暮らしを成り立てていくためには大変重要なものと私は認識しております。そして、結果として適正な現在の茶園管理がすばらしい景観というのを、大井川の流れとともにこの地域にもたらしたということを強く認識しております。しかしながら、御指摘のとおり、現在の地域の社会経済的な状況で、荒廃茶園というのがふえてきたというのも事実認識しております。このまま放置していきますと、さまざまな意味で価値を持っていた川根地域の茶畑を伴った景観というのが損なわれると、大変危惧しております。しかしながら、高齢化とか、あるいは茶価の低迷ということで、農家個人にその茶園の管理をゆだねる、あるいは責任を負わせることでは、もう限界が来ていると感じております。やはり組織体、あるいは地区一体となってその茶園を守っていくという、そういう仕組みづくりが改めてここで必要ではないか、そんなふうに考えております。

いわゆる集団営農とかというのは、この景観ということ念頭に置いたものではございませんけれども、集団的な営農方式、あるいは現在町内の一部の地区で始めております農地・水・環境保全向上対策事業、あるいはそれぞれ地区の地域づくり事業等も関連しながら、こうした景観を守っていければ、そんなふうを考えております。これは大変大きな問題であります。茶価の低迷とともに、連動しながらこうしたものを考えていきたいと考えております。

景観というものは大変重要なものと考えておりますので、今後ともその景観維持だけではございませんけれども、結果としていい景観が守れるよう、茶業の振興にも取り組んでいきたいと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 耕作放棄の茶園の面積でございますけれども、町内約600haと言われております茶園のうち、いろいろな数字が出ておりますけれども、10ha以上あるんじゃないかというような感じを受けておりますけれども、おおよその耕作放棄茶園面積がわかりましたらお願いします。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 昨年、農業委員会の農業委員さんに調べていただきました結果を見ますと、耕作放棄地面積12haという調査結果があります。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 先ほど答弁の中でもありましたけれども、耕作放棄茶園は地区の生活環境あるいは地域景観に与える影響は大きいと思います。観光、交流事業にも影響を与えていく問題を含んでおり、早急に取り組むべきだと思います。川根地域の茶生産農家、流通業者、JAおおいがわ、農業委員会など、行政等による話し合いの場を設定していくべきだと思います。例えば、「川根お茶街道環境会議」とでも銘打って、川根茶会議の必要性があると思います。

川根本町には多面的機能を持つ茶園の維持確保対策事業というものがあります。この実施要領での補助では対応がしがたいわけでありまして、先ほど答弁の中にもありましたけれども、新たに耕作放棄茶園対策事業を検討する必要があると思います。その点をお伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） こうした取り組みを進めていく場合、地域の方も含めて茶業関係者による協議の場を設けていく必要があるかと思っております。現在、町内外の関係者が構成員となっている町茶業振興協議会のより一層の機能拡充を進めていくことで対応を図ってきたいと考えております。現在お茶に関する再興というか、機関を町の茶業振興協議会というふうに位置づけておりますので、その中でさまざまな課題を検討し、部会的なもの、あるいは新たな組織をつくって重点的に検討する、そういう必要があれば、その中でそうした、いわゆる川根茶全体の振興策を考える協議会、あるいは会議を持っていきたいと考えており

ます。

また、耕作放棄地に対する対応でもさまざまな事務レベルでの対応、あるいは関係機関等の協力を得て、検討機関を設けて何とか対応していかなければならん、そんなふうを考えております。当然、本年度の事業の中にそうしたものも位置づけておりますので、これはもう一番茶の茶況がわかる前から計画をしておりましたけれども、より一層そうした茶況の状況を受けて、緊急にやっていかなければならんということを意を強くしているところであります。そうした検討、あるいは意向調査を踏まえて、耕作放棄地対策を定めて、農地保全・担い手育成モデルというのをつくっていければと考えております。現在、意向調査に関する準備も進めているところであります。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 次に、てん茶・粉末生産設備建設中止についてお伺いいたします。

20年3月議会の中で、産業・経済・労働、お茶と温泉、人が行きかいにぎわいのあるふるさとづくりの分野の説明で「川根茶という地域ブランドを維持し、多様化する消費者ニーズに対応していくため、新たなマーケット開拓の切り札としての新商品を育成するため、てん茶・粉末茶生産施設の整備を支援し、販売・流通分野で農協茶業センターなどと連携したマーケティング活動を展開しようとするものであります」と述べられております。ある種、目玉的存在の予算措置であったものが、5月早々、建設計画が頓挫し、6月20日と24日の議会全員協議会で町当局、事業実施予定者だった株式会社サワキの説明を聞きましたが、町民の大多数はことしに入り計画を知り、一番茶が始まった忙しいさなかに茶畑の風の便りでてん茶工場計画頓挫を知り、6月21日の静岡新聞で中止を現実と知ったのが実情であります。3月議会で賛成多数で成立した20年度予算の出来事でもあります。

当時は、町当局のこの事業に対する意気込みと事業計画説明を信頼した議会の一人として、まことに遺憾に思うところでございます。中止になった成り行きと見解をお伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今、御指摘のように、本年度建設が予定されていましててん茶・粉末茶生産施設の建設は、町としても、地域茶業に及ぼす効果等、大変期待していたものでありますが、本年5月に入り事業実施予定者より、事業運営上の不安を払拭できない旨の報告があり、事業の取りとめの申し出があり、もちろん再考を促しましたが翻意に至ることができず、今回の状況に至ったわけであります。

基本的には、事業実施者の申し出により、これが中止になりましたけれども、その至る過程には町の指導、あるいは原料の確保等についてまだまだ不十分な点があったことを、町といたしましてもこの経過を踏まえ、大変反省しているところであります。結果として中止になったことを大変私も遺憾に感じており、今後、同様の補助事業推進に当たっては、事業計画等をより一層精査し、事業採択に当たってまいりたいと考えております。

昨日の特別委員会でも御議論いただきましたけれども、こうして多くの方々が期待をして

上程いたしましたこのてん茶の工場が、さまざまな事情もあったにせよ、結果として中止になったというのは、行政としても大変責任を感じるところであります。やはり根底には町民全体の合意形成という中で、てん茶を一つの核にして川根地域の茶業を振興していこうというそういう雰囲気、あるいはそういう合意を形成できなかったというのは、やはり町としても手順にまだまだ不十分なところがあったと感じております。

こうした反省を踏まえて、今後茶業に限らず、こうした計画、事業の設立、あるいは推進には合意形成、あるいは事業の内容の精査というのをしっかりしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 今、答弁ございましたように、今回のてん茶建設計画は結果的に慎重さを欠いていたと言わざるを得ないと思います。情報公開不足、町民、茶農家への説明不足、拙速と思えるような計画進行などの理由があったかとも思っております。

今までのことをお話になられましたけれども、今後この川根茶産地に必要と思われず、てん茶事業の展開のお話はどのようにお考えかお伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 冒頭で申し上げましたように、さまざまな商品、製品を提供する茶産地でなければ、今後生き残っていけないだろうというふうに考えております。このてん茶に関しても、当地域に対してのてん茶の需要が高まっている状況が継続していることだけでなく、てん茶栽培における被覆工程の栽培上の利点や、普通煎茶の栽培にはやや不適な農地の利活用が期待できる点等、今後増加が予想される耕作放棄地茶園対策にも有効な対応策の一つとして考えております。今後もてん茶の振興は、地域の茶業振興上、重要なアイテムであると認識しております。

新たなてん茶事業への取り組みに関しましては、現状の茶況等を総合的に判断していく中で、川根地域としてのてん茶の必要性、優位性等に対する地域のコンセンサスを得た上で、事業実施に向けて具体的に検討に移っていかねばならないと考えております。

今回の一連のいきさつを十分反省しながら、何とかてん茶事業というのが次年度以降展開でき、それが川根地域の茶業の振興につながるよう努めていくことが、今回の一件を受けて行政の責任の一端であるとも考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） それと、今、てん茶のお話ししましたけれども、今回の農山村活性化プロジェクト支援交付金という事業は、この今まで話したてん茶の関連施設と林業機械施設、それから、集落道境川線関連工事の3つが全体工事の計画に入っておりますが、事業規模の一番大きいてん茶関連施設の中止により、林業機械施設の事業と集落道境川線工事のほうはどうなるんだろうかと、そういうような心配があります。これにどのように対応されるのかお伺いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 今回、先ほどから申し上げているてん茶事業に関しては、20年度の事業執行が不可能になり、現在、国・県と調整しておりますけれども、林業機械等の事業については、現在、国・県と事務的な調整を行いながら、当初の計画どおり事業を進めるといような感触を得ておりますので、こちらのほうに関しては予定どおりいけるといふふうに思っております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 国や県等で進めている農商工連携の促進を通じた地域活性化などの中山間地地域振興政策等は、いろいろな形で出てまいりますけれども、これを町当局、あるいは職員、関係者が施策を見つけ出して計画し、町民の生活、福祉向上へと努力する姿勢は、今後とも一層強くやっていただきたいものであります。今回の件で、こういう政策立案といようなものが委縮しないように、今回のてん茶・粉末製茶生産施設事業中止をよく検証し、これからのいろいろな施策、事業展開に生かしてほしいと思います。職員の士気の低下につながらないようにしていただきたいといような思いもあります。町長の考え、この点はいかがでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 3月のこのてん茶工場の説明のところで、私もこのてん茶工場に限らず、やる気のある町民の思いというのを受けとめて、それを支援していくんだ、この姿勢はすべてのものに共通すると言いましたけれども、今後ともやる気のある町民、もちろんそれを受けてやる気のある職員が委縮することなく、こうしたさまざまな計画立案ができ、そしてそれが町民の暮らしの向上に結びつくよう、積極的に行政運営に取り組んでいきたいと考えております。もちろん、先ほども申し上げましたけれども、町としても今回の事業中止とい事態に至ったことを十分反省しながら、行政としても、その原因を検証し、今後さまざまな計画策定、事業推進に役立てていくことは、当然これは行政の責任と痛感しておりますので、そうしたことを進めながら、先ほど言いましたように、やる気のある地域、やる気のある団体、やる気のある個人というのを積極的に応援する。そして、役場自体もさまざまな補助制度等の提案をしていく、そういう行政運営をしていきたいと考えております。反省しながら、それをしっかり受けとめて、この反省を生かすことが行政の役目といふふうに考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 6月下旬にこのようなお手元にありますけれども、町内全戸に配布された「かわねほんちょうことしの仕事」と題した20年度の予算説明書の23ページに、この農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業として、てん茶、林業、集落道の事業説明があります。町民の関心の高いものであります。現時点では23ページはむなし説明のページとなっているわけでありまして、この冊子の23ページの差しかえを配布するなどして、今年度、

てん茶施設の中止の事態説明とこのプロジェクトの対応、今後のてん茶を含めた茶業振興施策の取り組み等の説明をする必要があると考えます。この点お伺いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ことして2年目を迎えました「かわねほんちょうことしの仕事」というのは、情報提供しながら住民と行政、団体が一体となって連携して協働のまちづくりをしていこうということで、その情報源になっていただきたいということでお金をかけておりますけれども、発行したものであります。そういう意味では、その内容に誤りがあったでは、本来の意味の情報共有、情報提供という役目を果たしませんので、これはこの議会が終了し、確定した段階で、修正ということは回覧あるいは広報等を使って行っていきたいというふうに考えております。

また、内容を精査しましたところ、行政の視点というか、特別会計の取り扱いとか、まだ少し内容が不十分なところもありましたので、そうした町民にわかりやすい、実態がわかりやすい内容とするために、その部分もあわせて修正あるいは訂正の回覧を回していきたいと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 今、回覧と言いましたけれども、回覧で配布するというふうに受け取ってよろしいんでしょうか。各戸配布になるということ。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） まだ具体的な内容等にまで踏み込んで検討しておりませんが、議会終了後、その方法等も精査し、基本的には全戸配布のものが行っておりますので、それに対応した形で修正版のものも全戸配布という形になるのが、より正確な情報提供になるのかと考えております。

議長（森 照信君） 小藪侃一郎君。

4番（小藪侃一郎君） 以上で核心がなかなかつかめない質問になりましたけれども、4番、小藪の一般質問を終わります。

議長（森 照信君） これで小藪侃一郎君の一般質問を終わります。

次に、11番、鈴木多津枝君、発言を許します。

11番（鈴木多津枝君） おはようございます。日本共産党の鈴木多津枝です。

ただいまより通告に基づきまして、一般質問を行います。

まず最初に、安心して子供を生み育てられるまちづくりについて、町長の認識を伺います。

またかとうんざりされておられる方もおいでと思いますが、暮らしと子育て一番のまちには、私の選挙公約であり、若者定住を掲げる当町の総合計画を持ち出すまでもなく、町民の福祉の向上を第一の目標とする地方自治体にとって最優先課題と思い、議員就任以来、一貫して町長に求めてまいりましたが、いまだに町長の認識は変わらず、若者定住の住宅整備には何億円もつぎ込みながら、子育て支援策は近隣市町の中で一番おくれた町になりつつあり、

若者定住の住宅建設が単なる箱物づくりになり果てようとしています。

共働きの家庭になくはならなくなっている放課後学童クラブの早期実施と、乳幼児医療費補助の所得制限なしで中学卒業までのすべての子供に引き上げを求める緊急署名を集め、既に2回にわたり合計610人分の署名を町長に提出しました。1人で200人以上の署名を集めたお父さん、激励の手紙を添えて郵送で送ってくださった80過ぎたおじいちゃん、私たちも署名を集めてほしいことがあるけれども、子供のことは何より大事だからと、御近所を回って集めて持ってこられた80過ぎのおばあちゃん方、自分の子供は町外に出ているけれども、私はこの町の若い人のお世話になるからと、お店に見えるお客さんに署名を頼んでは、1枚、また1枚と届けてくださる中年の女性、若い人が働いている事業所では、社長さんが何回も集めて持ってきてくださいました。一枚一枚に一步を踏み出した人たちのドラマが浮かぶ署名です。

町長は、1回目に届けたとき、たとえ1,000人の署名でも数が問題ではない。1人の要望でも必要なときは聞きますと言われましたが、一人一人の思いがこもったこの署名にどのようにこたえるお考えか伺います。

次に、医者不足が社会問題になっている昨今ですが、特にリスクの大きい産科医は少なく、妊娠中に定期健診を受けていない妊婦が急に陣痛が来て飛び込んできても引き受けてくれる病院がなく、救急車の中で出産したなどのニュースが珍しくない昨今ですが、出産までに十四、五回の妊婦健診は保険がきかないため、若い妊婦さんにも負担が重く、厚労省は5回以上の妊婦健診補助を自治体に促しています。

そして、当町は19年度から県下でも唯一、妊婦健診の14回すべての補助を実施しています。いろいろなところから、どうやって実現したかと問い合わせが来ますが、初めは私自身が14回も補助していることを知らなかったほどで、このことは行政担当者の努力と認識の深さのたまものと、心から感謝しています。

そして、今回お願いしたいのは、助産院での健診もこの補助対象にできないかということです。これも全国的な取り組みで、助産院も補助対象とする自治体がふえています。当町での妊婦健診の実態と、助産院も補助対象にする必要性の有無についてお聞きいたします。

次に、廃園・休園となっている、利活用がまだ定まらない旧地名保育園、旧藤川保育園を児童館、あるいは子育て支援センターなど、地域の子供のたまり場として、地域の大人たち、高齢者と一緒になって活用を考えたらどうか伺います。

2点目は、ことし3月に文科省が告示した新学習指導要領について伺います。

文科省は、1998年の改訂で削ったものを、ほぼすべて復活させ、教育内容や授業時間をふやそうとしているようですが、学校週6日制だったときの内容を今の週5日制でやるのは無理が生じ、かなりの詰め込みになるのではないかと。授業についていけない子がふるい分けられ、勉強嫌い、学校嫌いがふえるのではないかなど、父母や関係者から危惧の声が広がっています。

そこで伺います。

1、授業はどう変わるのですか。

2、文科省が学校を通してすべての保護者に配布したと言われるパンフレットに強調されていることは何ですか。

3、子供に豊かな体験や人間関係ができる環境を提供できるよう、地域の大人も一緒に授業を受けられる仕組みなどを考えられないかについて、教育長の御認識や考えを伺います。

3点目です。徳山診療所の活用についてです。

月1回でもいいから眼科のお医者さんをお呼びしてほしい。保健センターとして保健師さんを配置し、健康相談や指導をお願いし、あるいは高齢者の交流の場に、いきがいの里やグループホームになどなど、さまざまな要望が寄せられています。

かつてモリオカ医師より寄贈された徳山診療所が老朽化し、建てかえを求める声が高まったとき、徳山、藤川、水川の区民が署名を集めて町が建設した医院です。町の鈴木医師への対応の間違いから、鈴木医師が近くで個人の医院を開業させて以来、空き家となって久しく、近年は県から派遣の助役の宿舎になったり、ふるさと協力隊で派遣された娘さんの宿舎になったりで、1億円近くかけて建てた医院が、もったいないとしか言いようのない使われ方のままです。

かつて建設を要望した徳山、藤川、水川の人などを中心に活用対策委員会、仮称ですけども、このようなものを立ち上げ、額を寄せ合って話し合い、交流できるようにする考えはないか伺います。

4番目です。年をとっても安心して暮らせるまちづくりについて伺います。

現代版うば捨て山とか、うば捨て山でも保険料は取られないなど、後期高齢者医療制度がスタートして3カ月が過ぎ、6月には年金から2度目の保険料天引きが行われました。医療抑制のための差別医療や、高齢者の懐に手を入れて搾り取る際限のない負担増の政治に、高齢者は不安を通り過ぎ、怒りが爆発しています。

当町や高齢者自身への影響を伺います。年金が月額1万5,000円以上あれば天引きし、1万5,000円以下には自分で払わせ、滞納が続くと正規の保険証を取り上げて短期被保険者証や窓口での支払いが10割負担になる資格証明書などにされるなど、よくもここまでと思える冷たい制度です。

また、介護保険制度も同様の冷たい制度で、金の切れ目がサービスの切れ目と言われた低所得者の高齢者いじめの大失敗の制度です。当町で生活保護以下の収入しかない低所得者の実態と救済策をどのように考えておられるのか伺います。

以上です。前向きな御答弁をお願いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、大きく分けて4つございますので、2番を教育長に答弁させていただきますが、残りを答弁させていただきます。

最初に、安心して子供を生み育てられるまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

現在、子育てについて数々の問題が取りざたされていますが、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子供や子育てをめぐる環境が大きく変化中、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の育児の孤立化や育児不安が指摘されており、夫婦共働き家庭だけでなく、専業主婦を含めたすべての子育て支援サービスの充実を図る必要があり、また、多様なニーズに対応するにはサービスの新設や既存サービスの見直しも必要と考えております。

放課後児童クラブ、乳幼児医療費補助の拡充を求める署名は、平成20年3月31日に408名、また6月19日には202名の方からの署名をいただきました。

放課後児童クラブにつきましては、昨年アンケートを実施し、その必要性を十分認識し、開設に向け、現在取り組んでいる状況であります。現在のところ、事務レベルでの実施要綱の素案を作成中であり、また開設場所についても学校施設を考えており、6月17日、町内校長会の席において余裕教室等の使用についてお願いをいたしました。

なお、今年度は試行的に実施し、将来の実施体制の基盤づくりの年とさせていただくため、設置場所も1カ所と考えております。設置場所確保の見通しが立った段階で、放課後子どもプラン運営委員会に諮り、実施する計画であります。

乳幼児医療助成事業ですが、この事業は、静岡県の福祉医療費助成制度により実施されており、県の基準では、平成16年12月1日から対象年齢を未就学児まで拡大、また、入院の際の日数下制限の撤廃等改正され、本町でも静岡県の制度に統一して実施しているところであります。

現在のところ、医療費の補充拡大は考えておりません。この制度の持続性からも、県の制度と統一した制度で現在のところは実施していきたいと考えております。

大きな項目の2つ目であります。出産助成を助産院も対象にとのことですが、御質問の趣旨は、妊婦健康診査費助成のことかと思いますが、本年度から、助産院での健診費用も助成対象として認めるものとしております。

次に、休園中の地名保育園、藤川保育園を児童館として活用との質問です。

藤川保育園につきましては、地域の皆様の深い御理解、御協力のもと、平成20年度から休園とさせていただいております。藤川保育園施設の利用につきましては、現在、地区住民との話し合いを持ち、最良の活用方法を検討している状況であり、方向性については、まだ確定はしておりません。地名保育園も同様、地区住民と協議し、なるべく早く結論が出るよう進めてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

大きな2番については、教育長から答弁させていただきます。

次に、3番目の御質問、徳山診療所の活用についてであります。

平成19年9月議会でも、徳山診療所利活用について御質問があり、そのときの答えとして、徳山診療所は、静岡県地域医療施設整備促進事業補助金をいただき、平成6年度事業で建設

しましたが、補助金の性格から転用が困難であり、処分制限期間を考慮しながら対応していきたい旨、回答させていただきました。その後、国庫補助金に係る財産処分については承認基準が出され、転用等緩和されましたが、県の補助金につきましては、現在、県において協議されている段階であり、現段階では、他の目的使用への転用は困難な状況にあり、処分制限期間を考慮しながら対応していきたいと考えております。

町においても、町有財産有効活用検討委員会を設置しており、状況に応じてこの委員会に諮ることもし、その中で地域の方々と御相談する場面もあるかもしれませんので、その節はさまざまな御助言、御意見をお願いしたいと思います。

大きな項目の4番目、後期高齢者医療制度であります。

まず、後期高齢者医療制度の影響であります。各医療保険者の被保険者構成に大きな変化が生じております。川根本町国民健康保険におきましても、75歳以上及び65歳から74歳の障害の認定を受けた方が後期高齢者医療制度の被保険者に移行され、国保被保険者の構成はゼロ歳から74歳までと大きく変化いたしました。そして、後期高齢者医療被保険者御本人にも保険料負担が生じたと同時に、後期高齢者医療制度の皆様を現役世代からも支えるというところから、各医療保険者の被保険者にも後期高齢者医療支援金という新たな賦課が追加されました。

そのような仕組みからも影響を考える一つには、やはり後期高齢者医療制度になって保険料を負担することにより、従来の国保税負担と比べてどのような差が生じているかを、個人や世帯合算で検証する必要があります。これにつきましては、実際の世帯数例と低所得者層、中間と思われる層、比較的高額な年金受給者という層に分けて負担増減の傾向を検証してあります。

実在のモデル世帯の保険料試算比較状況をここで紹介していくと長くなりますので、国が最近行った保険料額の変化を調べた実態調査がありますので、その傾向を御説明いたします。

基礎年金世帯及び厚生年金世帯の単身世帯については、国の9割の自治体において保険料は減少し、当町も国全体の傾向にあるように、減少しておりました。

4方式を採用している市町村においては、基礎年金世帯及び厚生年金世帯及び夫婦世帯で8から9割程度の市町村で保険料が減少しておりますが、やはり当町も同じ傾向であります。

しかし、年金400万円くらいの高所得世帯の単身世帯や高所得世帯の夫婦世帯のみの世帯では、全国の6割、7割から8割の世帯が減少傾向になっていても、当町では若干のアップが認められました。これらの要因は、当町の国保税額が県内においても大変低い額であったことがうかがえます。

川根本町の後期高齢者医療被保険者数にも日々変化が生じておりますが、6月6日時点で把握した当町の被保険者数は2,107人でした。そのうち、社会保険（被用者保険）から移行された方は384人で、その差し引き人数である1,723人が国保から移行された被保険者になります。

今まで個人では保険税や保険料を負担してこなかった被用者保険の被扶養者に位置づいていた方々に対する保険料軽減措置・激変緩和措置がありますが、その対象となる方は、被用者保険から移行された384人中328人と把握しております。被用者保険本人に扶養されていた御家族は、この4月から国保被保険者になられたことも変化・影響の一つかと思えます。

また、現時点の軽減内訳ですが、均等割の7割軽減が30.8%、5割軽減が19.7%、2割軽減が9.7%となっており、全体の60.2%の被保険者が軽減対象に位置づいております。

低所得者救済策の一つでもあります。平成20年度の経過的な軽減措置として、この7割軽減世帯を一律8.5割軽減に、また、所得割額を負担する方のうち、保険料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の方については、所得割額を一律50%軽減する見直し方針が出され、静岡県の広域連合におきましてもこの方針に対応させるため、広域連合の7月定例会において、静岡県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正、特別会計補正予算の上程等、その準備に着手されているところであります。

次に、低所得者救済策についてありますが、議員も御承知のとおり、国では、現在後期高齢者医療制度の運用改善で柱となる低所得者層の保険料軽減拡充を各広域連合の判断で今年度に前倒し実施するよう検討に入りました。

今回の運用改善等で低所得者層の保険料（均等割）の軽減割合を現行の最大7割から9割に拡大する方向で検討しております。

このため、加入者からの申請に応じ、保険料の年金からの天引きを暫定的にストップし、手計算で軽減拡充後の保険料を徴収する方法や、天引きを継続した後に差し引き分を還元する仕組みの検討等が加えられますが、市町村においては、事務作業が膨大になる可能性が出てきております。

また、保険料の支払方法においては、国保の保険料を直近2年間滞納なく確実に納付していた方（本人）が口座振替により納付する場合や、前年の年金収入が180万円未満の方で、御本人にかわって世帯主または配偶者の口座から口座振替により納付する場合など、いずれかの案件を満たされれば、特別徴収、いわゆる年金天引きから口座振替に変更可能となるよう対策が進められております。

このような措置を講じても、なお保険料が上昇し、これを支払うことができない特別の事情がある方については、その事情を的確に把握することが重要なことと思っておりますので、皆様から情報もいただきながら適切な対応をしていきたいと考えております。

また、広域連合においては、保険料の減額または免除や徴収猶予の事務取扱要綱も整備されております。

資格証明書の運用についてですが、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用し、それ以外の方々に対しては、従前どおりの運用とし、その方針を徹底するという見直し方針があります。資格証明書は特別な事情がある場合には交付しないこととされており、この相当な収入についても、市町村単位で判断基準が大きく乖離しないよ

う、広域連合ごとに統一的な運用基準を設けていただく必要があると考えます。

町におきましては、納付相談など、被保険者の皆様とお会いする機会を通じ、個々の実情の把握に努めた上で、広域連合と連携を図りながら、きめの細かな適切な運用を行いたいと考えております。

最後に、介護保険制度の低所得者救済策はとの質問であります。

介護保険料は、介護サービスに係る費用などから算出される基準額をもとに、所得に応じて設定されております。平成18年度からの第3次介護保険計画では、税法改正により、保険料の所得段階が上がった場合の激変緩和措置がとられ、また、所得が低い人の負担能力に、よりきめ細かく対応できるよう保険料段階の見直しがあり、所得段階を5段階から6段階に設定し、負担をお願いしているところであります。

介護保険は、独立採算が基本であり、低所得者の方々への配慮のための財源を、一般財源に頼ることは極めて慎重であらねばならぬと考えております。この制度の持続性からも、国の示す制度に準じた運営により、健全な運営が図られるよう努めていきたいと考えております。

介護保険計画は、3年ごとに見直しをされますが、平成21年度改定期に当たり、本年度が見直しの年であります。介護保険料の負担の問題につきましては、今後計画の見直しの中で検討させていただきたいと考えております。

滞納者へのペナルティーの規定もございますが、滞納者で介護保険を利用している人は現在のところおりません。滞納者への保険料を納めない場合の措置があること。そして納付困難等、困ったときの早目の相談等をチラシにより周知し、納入をお願いしていますが、滞納者への措置等につきましては、滞納者の状況を十分把握した上で実施を考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

新学習指導要領については、教育長のほうから答弁をいたします。

議長（森 照信君） 教育長、澤村迪男君。

教育長（澤村迪男君） 議員から、新しい学習指導要領について3点の御質問がありましたので、順次答えます。

まず1点目は、授業がどう変わるかという御質問です。

小学校の算数で台形の面積の求め方を取り扱うようになったとか、電磁石の強さの勉強が6年生から5年生になったとか、コンピューターの活用に関してローマ字の学習が4年生から3年生になったとかいう具体的なことは結構たくさんありますので、具体的に述べ切れませんので、主な改善点を述べます。6点あります。

1つ目、言語活動を充実します。国語のみならず全教育活動において、記録をとったり説明したり、話し合ったりすることがふえるかと思えます。

2つ目、理数教育を充実します。科学技術の土台である理数教育を充実させるために授業

時数をふやしたり、内容の系統性をはっきりさせたり、小・中の連携をとるようにします。

3つ目、伝統や文化に関する教育を充実します。国際化が進展すると国際社会で活躍する日本人もふえると思われまふ。国際社会で最も軽んじられるのは、自国の文化・伝統についての理解がないことだそうです。もちろん我が国の文化や伝統を継承・発展させるためのものでもあります。

4つ目、道徳教育を充実します。道徳教育推進教師を設けて、その者を中心に全教師が協力して道徳教育を推進します。

5つ目、体験活動を充実します。本町では既にいろいろ実施しておりますけれども、今まで以上に自然体験活動や職場体験活動を推進することが重視されます。

6つ目、外国語教育を充実します。小学校高学年に外国語教育を導入します。中学校においては、学習する語彙数をふやしたり、聞く・読む・書く・話す活動を総合的に行う学習がふえたりします。

次に、授業時数について述べます。

あらかじめ御承知願いたいことは、小学校での1時間というのは45分間のことで、中学校のそれは50分のことであります。

授業時数は、小学校は6年間で278時間増加します。内訳は、国語84時間、社会20時間、算数142時間、理科55時間、体育57時間、外国語70時間の増加です。総合的な学習の時間は150時間の減であります。これを学年で見ると、1年生が68時間、2年生が70時間、3年生から6年生までが35時間の増加になります。

中学校は3年間で105時間増加します。内訳は、国語35時間、社会55時間、数学70時間、理科95時間、保健体育45時間、外国語105時間、それぞれ増加します。総合的な学習の時間と選択教科を合わせて300時間の減であります。これを学年ごとに見ると、1年生から3年生までそれぞれ35時間の増加になります。

この35時間ないし70時間の増加分をどうするかですけれども、いろいろな方法があります。これから完全実施に向けて各学校でそれぞれ工夫するところですが、1週間の授業時数を小学校の1・2年生で2時間、3年生から6年生までと中学校で3学年とも1時間ふやすと、授業時数については解決します。これが報道関係から流れる情報かと思ひます。

また、長期の休業日を年間7日間短くする。つまり授業日数を7日間ふやすと一応解決できます。これが長期休業、つまり夏休みなどが短くなるという報道です。

そのほかにもいろいろな方法がありますけれども、学校側は、児童・生徒の実態やら地域の実態やら、それぞれを考慮しながら保護者や地域の皆様の御理解が得られる方法を考えると思ひます。

大きな2点目です。文部科学省が学校を通してすべての保護者に配布したパンフレットに強調されていることは何かの御質問です。

このパンフレットで強調されているもの、中心を流れているものは、現行の学習指導要領

で目指してきた「生きる力」をはぐくむという理念を、今回の改訂でも継承していくということでもあります。

「生きる力」は、中央教育審議会が平成8年7月、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」（第1次答申）で初めて出てきたかと思います。それ以来、教育現場ではずっと話題になり、目指してきたものですが、教育界以外では余り認知度が高くなかったかと思います。教育は、学校と保護者・地域社会との連携なくしては成立しないとの思いから、今回の改訂に先駆け、理解を求めるために配布されたのではないかと思います。

そこで、「生きる力」とは何かですが、簡単に言うと、知・徳・体のバランスのとれた力です。別な言い方をすると、問題を解決する力、他の人と協調することのできる豊かな人間性、それを支える健康と体力の3つであります。

このパンフレットでは、さらにさきに述べた時数がふえること、それから、学習指導要領の主な改善点などについても述べられています。

大きな3つ目です。子供に豊かな体験や人間関係を提供できるよう、地域の大人も一緒に授業が受けられる仕組みは考えられないかとの御質問です。

一緒に授業を受けるということが、例えば、4年生の算数の授業に地域の方が御一緒に分数の計算の勉強をすとか、5年生の音楽でエルガー作曲「威風堂々」を鑑賞すとか、中学の英語の授業に御一緒にすとかということだとすると、なかなか難しかりょうと思います。学校では、教師はそれぞれの授業に最大の精力を傾注しています。学習指導要領に定められた指導内容をもとに、それぞれの単元を実施するには単元のねらいを明確にし、児童・生徒の実態を勘案し、単元の計画を立てます。その単元の計画に沿って、それぞれの時間のねらいを定め、指導の計画を立てます。その中では発問（質問することです）・板書（黒板に書くことです）・指名などについて思いをめぐらしながら授業に向かいます。その中に、たとえ年間を通して御参加いただくにしても、子供への影響を考えるといかがかと考えます。

しかし、学校では、年間に延べ100名を超す地域の皆様に、授業やクラブ活動、行事、総合的な学習の時間等に御支援をいただいているところであります。このような御支援のお願いは、これから一層ふえるかと思えます。そこで御支援をいただけたらというふうに考えます。

また、ある中学校では開放講座を実施しています。それらに御参加いただき、豊かな体験や人間関係を提供いただいたり、学んでいただくこともできるかと考えます。

以上、3点についての回答といたします。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

最初に、学童クラブのことですけれども、9月から実施すると考えてよろしいでしょうか。

町長（杉山嘉英君） 現在、実施校と協議中でありますので、9月1日から実施を確約する状態ではありませんけれども、早期に始めたいと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 2学期、9月からやるというふうなことを、当初予算のときも試行的に始めるということを言われたんですけども、なぜそのめどが今、立っていないんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 場所の確定と、あとそれから、指導員の確保について、まだ不確定要素があります。場所については確定しましたけれども、それを確定するまで今までいろいろなところで協議してまいりましたので、それと指導員等の確保について極力早期に、2学期に間に合うように進めておりますけれども、現時点のところ、9月1日開始というところまではできておりません。ずれ込む可能性もあろうかと思っておりますので、確定次第、また報告したいと思います。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本来だったら、ことし年度当初から始めるべき事業だったと思うんです、19年からやるということ言われていましたので。ところが、20年度も当初から始めない。そして、試行的に2学期から始めるということ言われていたけれども、それさえももっとずれ込むと。これは町民の人たち、お母さんたち、本当に期待している人たちへの約束違反ではありませんか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 2学期相当ずれ込むというふうには考えておりませんけれども、これが9月1日が確実にそこからやれるかどうかというところまで、まだ確定しておらないという状況であります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今まだ6月です。7・8と2カ月あります。その2カ月があるのに確定していないという答弁ではなくて、やはり2カ月間に確定できるように努めますというふうに言うべきじゃないかと思うんですけども。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 表現方法を変えますけれども、9月1日から、遅くとも10月の間に開始できるように今、検討あるいは準備をしておりますので、その範囲というふうに御理解していただければと思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 乳幼児医療費の補助の拡大ですけれども、本当にけんもほろろに拡大は考えていないと答えられました、切って捨てたように。このことに対する町民の人たちの要望をどう考えていらっしゃるんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） このことに限らず、負担に対する軽減というのは大方皆さんも歓迎す

べきだろうというふうに思い、また、それと同時に、その財源をどうするかというところまで踏み込んで考えていけば、さまざまな意見が出てくるだろうというふうに思っております。現時点では、乳幼児の医療制度に関しては県の基準に従って行っていくと。そのほか今、出ておりますように、例えば、放課後児童クラブの完全実施に至れば相当な費用がこれからかかってくるわけでありますので、そういったことを考えれば、優先順位の中で何が必要なかという、そういう議論は起こってくるだろうし、いろいろな考え方が出てくるだろうと思っております。単純にこのことだけを取り上げて、乳幼児の医療の無料が拡大されたほうがいいのかどうかという御意見を伺えば、大方の方がそれはそのほうがいいだろうという話になるかと思えます。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 当初の一般質問でも述べましたけれども、若者定住策には大変なお金をつぎ込んでいるわけですよ、建物をつくるのに。ところが、その若者定住の建物をつくっている地名では、保育園は廃園にしてしまうとか、本当にこういう子育てをしているお母さんたち、一緒に応援しながら見ているおじいちゃん、おばあちゃんたちの期待することには県と同等しかやりませんと言いますが、県の事業に上乘せをしてやっていることっていっぱいあるんじゃないですか。なぜこのことは県と同等にやると言われるんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 当町の実情を踏まえて、県の上乗せをしていかなければ実効性が確保されない制度、そういったものに対しては支援措置、上乘せをしていく、あるいは当町独自のものをつくっていく、あるいは県で最低限のレベルが確保されているものに関しては、それを利用していただく。若者定住住宅の例で比較されますけれども、やはりあの建物がなければ若者がここで住むことができない、そういったものをつくったわけでありまして、もう1点別な視点から考えれば、若者定住住宅というのは家賃をいただいておりますので、さまざまな計算をしていくと、ある程度の長期間を考えれば収入もあるという、そういう施策であります。今回の医療費無料化というのは、無料にすればということで、それに対する若者定住、あるいは子育て支援ということはありませんけれども、財政的な見地から見ればそうした部分、負担が生じてくるわけでありまして、そういったことを勘案しながらさまざまな施策を展開しているところであります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 子育て支援の中で乳幼児医療費補助というのは、ほとんどの自治体が少しでも前進させようと力を入れていることなんですよ。現に島田市は小学校3年生までになったし、吉田町は中学卒業まで、焼津もそうなんですけれども、補助をしている。そういうことに対して住民の人たちはもうとっってもそのことをよく知っていて、何で若者定住に力入れると言いながら、子育てに力を入れてくれないんだという声が本当に大きいわけです。当町の乳幼児医療費の予算、3年同額で1,236万円、なぜ同じ額ですか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えします。

これは、過去5年ほどの経過を見まして、状況を見まして勘案しております。また、医療部分ですので不確定の部分がたくさんありますものですから、ある程度見込んだ予算となっております。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 実際にかかっているお金より多く予算を立てている。でも、予算を立てたからにはそれだけ出てもいいという予算なわけですよ。国が3歳までの医療費の自己負担を3割から2割に下げていますね。その軽減を子育て支援の立場から今年度から3歳を小学校入学まで拡大をしたことを、3月議会で町長に聞きましたけれども、町長は知りませんと言いましたけれども、もう御存じでしょうか、その情報。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そのことに関しては存じております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 国の補助の引き上げで、要するに、医療費として自治体が出す分は減るわけですよ、負担する額は、そのことを予算には反映していない、3年連続1,236万円、全く同額上げているんですけども、これはどうしてですか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） お答えします。

これは、先ほども申しましたように、医療ですので重症等医療費のかかる部分が出てまいりますと、大きな支出が1件当たり出る可能性もございます。ですので、過去5年間の大きな部分、支出の分をとらえまして予算化をしております。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それなのに県は、県のほうの入る乳児医療費補助は、国がこうやって補助を引き上げたことによって総額が減るだろうということで、町はそういうふうに予測して県の補助は452万円から20年度は424万円に減らしているんじゃないですか。予測したんじゃないですか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 失礼しました。この予算の1,200何がしの予算の中には、妊婦健診の方の償還払いの金額が幾らか入っているものですから、その分減額となっております。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 県の補助が妊婦健診の償還払いが入っているというんですか。その分が減額されたというんですか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） ええ、そのとおりです。妊婦健診も委託されているところで行いますと、そこで自己負担分のみを支払っていただければ結構ですが、契約していないところでやりますと、そこで一たん支払ってもらいまして、後で償還払いというようなケースが出てきますものですから、今年度よりその分をこの予算の中に組み込んであるものから、実際には乳幼児医療分は若干減額となって予算化させていただいております。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今までは県の補助は乳幼児医療費の部分だったから452万円、前年度は、だったけれども、ことしはその中から妊婦健診の分を引いて乳幼児医療費補助と妊婦健診のほうに分けたから減ったんだという説明と受け取っていいですね。じゃ、国の子供の医療費、先ほど言いました、3歳までを2割にしていたのを小学校入学まで2割に拡大したことによって、当町は幾ら医療費補助が減りますか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） これは平成20年の4月分を例にとりますと、約10万6,278円減額、2割になった分として減額になっております。また、これは平成20年4月は入院がございませんでした。また、20年の3月分を見ますと、合計で、ここには入院費もございまして、支出が15万6,252円減っております。したがって、年間を通しますと150万から160万ぐらい減額になる見込みでございます。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） それが本来だったら、町が支出する乳幼児医療費の予算の減額が出て当たり前だけれども、それを減らさないで同額にしたということは、今まで以上に補助を拡大するという意思があってもいいんじゃないですか。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 先ほども申しましたように、不確定要素があるものから、その辺を見込んでの予算となっております。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 不確定要素があるからといって、何でも不確定な予算を立てているんですか。そうじゃないはずですよ。

それでは、対象外になっている子供さんが所得制限で数人いらっしゃる。その所得制限の廃止もずっと一緒に要望しているんですけども、そこにかかるお金はどれくらいですか、

廃止した場合に。

議長（森 照信君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 以前、これは前回のところで答えたと思うんですが、約35万円ほどと見込んでおります。

以上です。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） もう不確定要素で予算を置いておいた、そこで十分に廃止できるじゃないですか。なぜ廃止しないんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 予算上、予算確保のために予算は計上しておりますけれども、これは考え方ということで御理解していただきたいと思います。負担がいただける方からはいただく、そういった形で制度の持続性を確保していきたいと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 子供を育てている人たちの負担というのは、そんなものではないと思うんですよ、町長。さきの議会でも言いましたけれども、児童手当ももらえない。そして、この乳幼児医療費の助成も受けられない。補助も受けられない。町で一番頑張っている本当に数人の親御さんが、この補助の対象から外されている。何も外す必要ないじゃないですか、一生懸命頑張っている人たちを。町長はどう思われるんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） どこかにラインを引かなければならないというふうに思っておりますけれども、当然その設定の仕方というのは社会経済情勢とか、今後の特に経済状況によって一定ではないというふうに思っておりますけれども、現時点ではそういう制度の中で運用しているということであります。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） なぜこの制度にはどこかでラインを引かなきゃいけないとこだわるんですか。どこかでライン引いていない事業いっぱいあるじゃないですか。私は本当に町長の考えが変わらない、答弁が変わらないということが、もう町民の人たちから見て、これずっと報道されるわけですよ。町政に対する不信がわきますよ、こういうこと続けていたら。できないわけではない、例えば小学校卒業までに拡大するのに、前に聞きましたら600万ぐらいだと。でも、今度160万ぐらいから200万円ぐらい国の補助で町の負担が減ると。そうすると、400万ぐらいあれば小学校卒業まで拡大できるわけですよ。所得制限の廃止は、撤廃は多くの自治体でやっていますよ。本当に所得制限設けているところのほうが珍しいぐらいですよ。それをどこかで負担できる人には負担させなければならない、どこかでその線を引かなければならない。なぜ子育てに対してそのように冷たい心でおられるのか、私には本当に理解できません。このことは、町民の人たちの町長に対する批判、不満ももちろん渦のよ

うにわくでしょう。でも、町政に対しても、町で働く職員に対しても不信感になっていくということ、町長は考えられないのでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 最終的なこの政策の提案、あるいは決定というのは、現時点で町長たる私のところに来ますので、そういったものの責任、あるいはものは、私が負うべきものだろうというふうに考えております。職員がどうこうというレベルの話ではない。そこはしっかり説明をしていかなければならないというふうに思っております。

また、これは物事の考え方を私は一つ言っていることであって、例えば35万がどうこうというそういう話ではないという御理解をしていただきたいと思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） だったら、その物事の考え方を町長、改めてほしいんです。所得制限がある方たちは、病院に行くと、所得制限のために医療費補助を受けられないわけだから、この人はすごくお金持ちなんだなとか思われてしまいますよ。本当につらい思いをしながら子供を病院に連れていかなければならない。たった35万円だと、たったじゃないんですよ。気持ちの問題です。自分たちは本当に町のために一生懸命頑張っているのに、町はそれを認めないのかという気持ちをわき起こさせかねないやり方をしているということを行っているんです。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 35万円をたったと言った覚えはございませんけれども、先ほど言いましたように、負担とサービスの給付、それをずっと論じているわけでありまして。もちろん先ほどの繰り返しになりますけれども、一定の線を引く。一定の線というのが変動するというのは当然あるかと思えますけれども、所得のある方からもいただき、あるいは所得のない人には軽減措置をしていく、そういったさまざまなバランスで暮らしやすいまちづくりをしていくだろうと。それで、子育て支援というのがこの乳幼児医療の無料化、あるいは軽減措置の拡大のみだけではないというように私は考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） じゃ、これはだけではないけれども、これはどうなんですか、子育て支援だとは思わないんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そこは政策判断、優先順位のつけ方だろうというように考えております。地域地域によって、あるいはその町の実情とか、あるいはその町の基本的な財政状況も踏まえて、総合的に判断されるべきものだろうというふうに思っております。他町の例を見ますと、この乳幼児の医療の無料化というのを一つの子育て支援の目玉としている例もありますし、さまざまな子育て支援策というのは、その地域の実情に合わせて取り組んでいる、そういった事例も承知しております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） なぜ乳幼児医療費補助に力を入れるか、要望が高まっているかという、病気はいつ来るかわからないんです、子供たちに病気が襲うか。1人だけの子供さんだったら、まだ病院に連れていくのに5,000円くらいあればいいかなと思うかもしれませんが。でも本当に2人、3人子供さんがいるお宅なんか、小学校へ入った途端に病院に連れていくのが怖いという声もあります。ぜんそくを持っている子供さんたち、あるいは風邪なんか1人が移ってくると、もうみんな家中の子供に移っちゃう。そういうことで月末のお金がないときだって、今、お金がないからちょっと待ってねということができないわけですよ。子供たちを本当に健康に健やかに育てるためには、いつでも安心して病院に連れていける体制をつくるということが行政の大きな課題ではないかということで、この乳幼児医療費補助の拡大が多くの自治体で取り組まれています。そして、それが1つ、町の姿にもなっていくわけですよ。町が何に力を入れているか、自分たちを応援してくれているんだ。若い人たちを応援してくれているんだという、その大きな希望、期待になっていくんじゃないかと思うんですけれども、町長は本当にかたくなにそこのところを何度言っても認めませんけれども、残念で仕方ありません。でも、ぜひ見方を、考え方を変えていただきたい。

まだ署名、先ほど610人と言いましたけれども、また最近2枚、私のところに届いています。もうだめだろうと思っているけれどもということで、私も本気になって集めれば、本気になってなぜ集めないんだと言われるかもしれませんが、本当に忙しくて自分自身が走り回る時間がないものですから、持ってきてくださるのに頼っているわけですが、本当に町長は数ではないと言いますが、やはり町長、合併するときに、2町合併のときに720何人だかの合併の署名が集まったから、これは重く見なければならぬとおっしゃったじゃないですか。数が、町民の声の大きさというのは町長の心には響かないんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そういった署名なり意思表示の数というのは、それぞれの状況によって受けとめ方というのはあるかと思っております。そのときの状況によって、先ほど言いましたように、10名の方の意思表示でも重いものがありますし、あるいはどちらがいいかというときの、こちらのほうがいいよというその10名、そういったさまざまな受けとめ方というのは、その状況によって変わろうかと思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町民の人が聞いたら非常にがっかりする答弁だと思います。

次に移ります。教育長にお尋ねいたします。

新学習指導要領についてですけれども、小学校が2011年、要するに授業時間がふえるわけですね。今、報道によると1998年ごろ指導要領改正があって、その前は週学校6日制だったのが、その後から学校週5日制になってゆとり教育とかというのがやられるようになったと思うんですけれども、同じ学校週5日制の中で、先ほど言われたようにかなりの授業時間

がふえるということをどのように、子供たちどのようにやりくりするのかというか、数を先ほど言われましたけれども、子供たちにとって負担になるとは考えませんか。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 確かに一番大変かなと思えるのは小学校1年生と2年生が、先ほど申し上げましたように68時間と70時間ふえるということで、時間というとあれですけども、こま数で考えていただけますとわかりやすいかと思うんですけども、例えていいますと、現行でありますと、1年生は5時間の日が3日あります。ところが、そのままいきますと、新しい学習指導要領の時数でいくと1・2年生は5日間になるわけです。つまり毎日5時間の日になるわけです、そのままいくとね。そこはかなり負担かなと思いますけれども、学力低下の問題だとか、そのほかのことがいろいろ言われている中では、一つの方法というのか、それは仕方がないかなと思いますし、例えていいますと、先ほど申し上げましたように休業日を少し減らすとか、そういう対処の仕方もありますので、そのところはできるだけ子供の負担にならないような方法を各学校がそれぞれこれから完全実施になるまでに考えて、保護者の皆様、あるいは地域の皆様にも御理解いただいた中で進めていくかと思えます。

確かに、平成元年のものが土曜日の3つ分が5時間目に入っちゃった感じになりますので、確かにそれは思います。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 今の授業を時間数ふやしてやるんだったら、学力低下を食い止めるといふことに、授業の充実というんですか、学習の充実につながると思うんですけども、そうじゃなくて文科省が考えているのは、前の学習指導要領でやっていた授業の内容を削った、平成元年に。削った分を全部ほとんど復活させて、この新たなふやす授業の中でやろうとしているということで、いろいろなニュースを読みますと、それについていける子供はどんどん伸びるけれども、ついていけない、もう本当に暗記暗記になっていくと、学校が嫌いになったり、勉強が嫌いになったりするんじゃないかと、落ちこぼれもつくりやすく、もっとひどくなるんじゃないか、学力の格差を広げるんじゃないかなどのそういう報道も私も読んだものですから、今回心配になって通告出したんですけども、そこはどのように考えていらっしゃいますか。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） なかなか難しい問題です。もとをただすと学力とは何かというところまでいかないと話が、結論は出てこないかと思うんですけども、確かに記憶したり覚えたり、新しい技術を身につけること、これは非常に大切なことなんですけれども、それが実際に活用できるかどうかは、もっと大切なことだと思うんです。そういうことで、いわゆる「生きる力」の中の課題解決能力、そういうところから例えていいますと、総合的な学習の時間でそういうものを身につけようということで、習得するものはかつてほどはないかもしれないけれども、それを実際に使う力を何とかしていこうねということになりつつあります

ので、それはこれからの、先ほど申し上げましたように、ねらいをどうするのか。それから、それに対して授業をどう構成していくのかというところで、当然地域の実態、子供の実態を踏まえながらやっていきますので、そのあたりはぜひ地域の皆さんも見守っていただいで、先ほど申し上げましたように、地域の方が参加してくださることによって子供が本当の力をつける部分というのは幾らでもありますので、ぜひ協力をお願いしたいなと思います。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 本当に教育長言われるとおりで、うちの町では少人数の学校ということで統廃合の話もないわけではない。かなり厳しく言う人たちもいらっしゃいますけれども、本当に少人数の学校で子供たちにとっても行き届いた教育がされている。地域の人たちもすごく参加しやすい状況になっている。大勢の人が参加して、子供たちと一緒に守り育てているという状況があるということで、今度の新学習指導要領の改訂も、学習指導要領というのは、あくまでも基準であって、実際の教育課程は各学校において編成しますというふうに書かれているわけですから、本当に文部省がエリートを育てようと、そういう目標を出して、繰り返しの反復練習とか、そういうところに力を入れなさいというようなことも言っているらしいんですけども、もちろん専門家だから、そういうこと御存じでしょうけれども、本当にそういう教育から地域の子供たちを、本当に一人一人を守る教育をやっていただきたいなと思います。

1つ、例なんですけれども、鳥取市で、テレビでやったんですけども、子供が減って学校の統廃合を進めていたところがありまして、そこで地域から子供がいなくなると、統廃合してたら、そういう声が上がって、おじいちゃん、おばあちゃんが生徒になって学校に来て、学校づくりに参加する。すべての授業ではないんですけども、そういう可能な、例えばお料理の時間とか図工の時間とか、そういうものは参加できますよ、一緒に子供たちと社会の時間とか、それでおじいちゃん、おばあちゃんたちが知っていることは教えてあげる。手をとって助けてあげる、話を聞いてあげる、そういうことでとっても両方に大きな効果が生まれているという、テレビでレポーターの人が、それは大きな学校ではできないことだけれども、小さい学校だからできるんですねというふうな報道をしていました。私もとても心にしましたものですから、ぜひこういうこともありますので、今の学校環境をますます子供たちのために守っていただきたいと思います。

最後に、もう時間も余りありませんけれども……。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 今のお話、大変参考になりますけれども、先ほど申し上げましたように、一緒に授業をやるということの内容がちょっとわかりかねる部分がありまして、やはり内容があって、ねらいがあって、それを教師はいかにやっていくかという中で、参加してくださる方が親切にちょっとしゃべっちゃってヒント与えることが子供の学びにならないということ、当然ありますので、お話は伺っておきますけれども、それが全部入るということ

にはならないかというふうに思いますので、すみません。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 後期高齢者医療のことで、もう時間がありませんので、1つ、広報7月号を見て「長寿医療制度からのお知らせです」というふうに7月号に書かれていましたけれども、本当にこの呼び方を早速使ったんだと、唖然としました。後期高齢者医療制度は、持続継続的な医療制度を支えるための必要な制度だというふうに御認識の町長のもとで働く職員の発案かなというふうに思ったんですけれども、世間では物すごい批判と怒りの声が出ているわけですよ。こういう長寿医療制度と、町が殊さら呼び変えてみても、高齢者の気持ちは変わらないんじゃないかと思います。

そして、ことしの町の仕事を、先ほど小藪議員からもちょっと差しかえをなどという指摘がありましたけれども、これも驚いた場所があります。後期高齢者医療制度のところですよ。「ぬくもりとふれあい、だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり。生涯にわたる健康づくりと医療の充実を進めます」という表題のところで、後期高齢者医療事業として1億2,564万円事業費、そしてその財源内訳は、県の支援金が2,014万円、受診者の負担が400万円、一般財源、町税などから1億150万円、本当にこの担当課とも話をしまして、町長が先ほどちょっとほかにも何か訂正しなければならないところがあるからということ、もしかして担当課から話がいった、そういうふうに言われたのかなと思いますけれども、後期高齢者医療制度の間違い、数字だけでなく考え方も本当におかしいんじゃないかと。いかにもこれだけしかかかっていないよ、いかにも高齢者は400万円しか負担していないんだよ、こんな事業の内容だと御認識なんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これは一般会計ということで表記した内容でありますので、そういう意味では一つの間違った数字はないですけれども、これはあくまでも町民に配布する資料でありますので、町民側から見てわかるものでなければなりません。一般会計、特別会計を区分して書いたところで情報提供にならないよというのは、私のほうからも指摘をしたところあります。これはやはり全体として我々がどれだけこの「かわねほんちょうことしの仕事」のポイントというのは、事業の内容と同時に財源内訳というのが大きなポイントと私はとらえています。この事業がどういう財源でやられているのかということ町民の方に知ってもらおうのが、この配布の一つのねらいというか目的でありますので、そういう意味では、それを一般会計、特別会計分けたとしても意味がないということで、これは訂正をさせていただきます。そういう表現したことに対しては、もう少し見る側の目線に立って編集をしていかなきゃならないというふうに思っております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 400万円受診負担、これはもう明らかに間違いです。数字に間違いがないと言うけれども、400万円という数字は間違いがないかもしれませんが、受

診者の負担、高齢者の負担ということでしょうけれども、決してそんなことはありません。住民の人たちは後期高齢者医療制度といえ、本当に一般会計か特別会計かわからないわけで、1割負担と言われているわけですよ、保険料は、1割にもならないじゃないですか、400万円じゃ。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） だから、そう言ったつもりですが。

11番（鈴木多津枝君） 何ですか。

町長（杉山嘉英君） これはだから、一般会計、特別会計分けたとしても、この資料としては不十分であるということで、それをトータルでわかるような資料にしていかなければ情報の提供にならないよと、先ほどから申し上げております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長は怒ったように言っていますけれども、責任があるんですよ。400万円というのは受診者の負担ではありません。これは予算書を見ればわかるんだけど、広域連合が高齢者の特定健診をやったとき、町がそのお金が、かかったお金を高齢者の自己負担を引いた残りを広域連合が町に委託しますよと、特定診療のかかる経費の委託料ですよということです。町長は話を聞いていないんでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 話は聞いております。ここで、こういったところで御指摘があったという話は聞いておりますので、そのときに先ほど申したことを担当というか、この仕事にかかわった者に私としての意見というか、今後について申し述べました。だから、情報の間違いがあったということは、今後これも2年目でありますので、内容についてまだ精査していければ表記、適切な表現でないものがあるかと思っておりますけれども、これは御指摘を受けながら修正し、さらにいいものをつくってわかりやすいものにしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長の悪いくせですね。謝らなければいけないんですよ、これは。間違っていました、明らかに間違っていましたと、謝らなければいけないものです。指摘をしたんだから、こういう公的な一般質問の場所で、私は本当に町長のそういうところが、もう絶対に自分の考えを曲げないということが町民に大きな不信になっている。残念なことだけれども、町長が一生懸命若い人たちを励ましていい町にしたいんだ、やる気のある人を励ましていい町にしたいんだと言われても、それが町民の心には届いていない。あなたのその頑固な、頑固な姿勢がそうさせているということを指摘して、一般質問を終わります。

議長（森 照信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでといたしたいと思います。

これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前 11時02分

再開 午前 11時15分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5番、原田全修君、発言を許します。5番、原田全修君。

5番（原田全修君） 当町の農業政策・地域振興について、町長にお伺いをしていきたいと思えます。

川根茶のこしの一茶生産概況は、JAおおいがわ川根茶業センター扱いで、前年度対比で単価は90%と1割も低下。また、川根本町の共同製茶工場28工場の生産実績で見ますと、紛れもない川根本町の川根茶が、平均単価で前年度対比93%と7%も下げており、川根茶の名声、ブランド維持の努力を払っている川根本町の茶農家に、必ずしも有利に働いていないという実態がここにあります。

JAおおいがわの分析する、ここ数年産地地域格差が大きくなっているという現況であるなら、努力している産地が評価されているというなら、全国茶品評会での産地賞、個人賞とも上位を占めてきている当町のお茶が一般の産地と同様な低落傾向を見せているということは、そこにある当地域特有の何らかの市場、流通上の課題に阻まれているということにほかならないのではないのでしょうか。

第1次川根本町総合計画は、5年間の当町の事業計画として平成19年度にスタートしました。同時に、総合計画に基づく3年間の具体的施策をあらわす実施計画もスタートしております。この実施計画の初年度の事業が平成19年度当初予算でありました。19年度当初予算に主要施策川根茶ブランド体制強化事業が掲げられておりますが、その事業目的は、従来につくる農業から売る農業への変革となっております。平成20年度では、川根茶ブランド維持推進という施策になりますが、その目的は、19年度の売る農業から売れる農業への変革にステップアップをいたします。売れる農業への変革を目指すという当町の現在の農業政策は、眼下のこの厳しい茶業を見たとき、この状況を打開するにふさわしい道筋をあらわしていると確信しておられるのかを、町長にお伺いしたいと思います。

具体的には、まず平成19年度につくる農業から売る農業への変革では、生産から販売までの一体的な整備により経営の複合化を進めるということになっておりましたが、具体的な施策状況と、その成果並びに評価についてお伺いをしたいと思います。

続いて、平成20年度の売れる農業への変革については、消費地が生産地に求める多様な種類の茶生産に対応できる基盤整備を進めるということになっておりますが、具体的な施設計画をお伺いしたいと思います。

また、これらの施策は農家や地域の経済的向上を期待しているものでありまして、例えば

当町の農家の所得、収益、10a当たりというような指標での数値による近年の推移状況と目標、及び目標に向けてのさらなる戦略についてお持ちであればお伺いをしたいと思います。

次に、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律というのが昨年の8月に施行されております。いわゆる活性化法という法律であります。これに基づく農山村活性化プロジェクト支援交付金制度の活用による、川根茶の振興策への取り組みの状況及び今後の展開についてお伺いしたいと思います。

3月6日、平成20年度第1回定例議会におきまして、町長の施政方針の中で町長は、当町の平成20年度産業経済分野の重点施策は、川根茶ブランドの維持と消費者ニーズへの対応として、新たなマーケット開拓の切り札の一つとしての新商品を育成するための、てん茶・抹茶生産施設の整備を支援し、マーケティング活動を展開するとの表明がありました。平成20年度の農業政策では、この1点のみが強調され、ほかには触れておりません。町長の極めて強い事業導入への意思表示がありました。農協営農担当が実施した、てん茶加工施設建設に向けての町内の茶業関係者に対する参加意向調査をしたところ、数名の農業者より、事業参画に前向きに検討したい旨の申し出があり、町としても産地維持を図っていく上で重要な振興策であることから、農産漁村活性化プロジェクト支援交付金事業としての実施となったものでありますとの表明がありました。

以降、3月12日の予算審議を経て、17日の予算の採択で可決され、事業計画は順調に進んでいるものと思っておりましたところが、事態は深刻な状態であったようで、6月20日の全員協議会の席上で、計画破綻が報告されました。極めて遺憾なことでありますが、事ここに至った以上、今後の善処が必要であります。

そこでまず、この事業が計画され、今に至った経緯の中から考えられる破綻の原因、要因、責任の所在などについて、余すところなく説明をいただきたいと思っております。これにつきましては、3月12日の予算審議のとき、私の質問書及びまたホームページでも公表されております当事業にかかわる川根本町活性化計画の中から、通告してあります資料、事前点検シートの8項目の指摘点を引用された御答弁をいただきながら、考えられる破綻の原因、要因、責任の所在について御説明をいただきたいと思っております。

ここで改めて、平成20年度からの農山漁村活性化プロジェクト支援交付金制度の活用については、制度の趣旨からしてどのように町内農業関係者、諸団体及び住民に情報公開をし、意見、要望等を今回の事業採択に反映したかをお伺いしたいと思います。

最後に、本流である川根茶、煎茶の振興、また他市町との共同での事業の計画等、今後どのようにこの制度を活用していくかをお伺いしたいと思います。

「こだわりの川根茶」づくりと称して、農業振興、地域振興に活路を見出そうと懸命に努力している農業経営振興会のグループの活動がありますが、まさに、売れる農業へのチャレンジをしている彼らのような農家への支援こそが大事ではないかと思っております。

以上よろしく御答弁をお願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、当町の農業政策・地域振興について、原田議員の質問にお答えいたします。幾つか分かれております、それに沿って答弁させていただきます。

つくる農業から売る農業、売れる農業への変革ということでありましてけれども、当初予算における主要事業説明資料における茶業振興事業に関し、昨年、本年度と、つくる農業から売る農業、売れる農業への変革を目指し、茶業振興施策を推進してきている状況であることは議員御指摘のとおりであり、茶園改植、省力化施設整備等の基盤整備に係る各種支援施策の実施による生産効率の向上を図るとともに、農協を中心として取り組んできている栽培履歴の整備徹底による、消費者の食品に対する安心・安全への要求にこたえた産地づくりを推進してきております。

また、本町で開催した全国お茶まつりをきっかけとした、農業経営振興会による「こだわりの川根茶」づくり事業への取り組みや、茶業振興協議会主催により、昨年9月14日に開催した川根茶マーケティング講演会など、消費者の嗜好を調査・研究し、把握していくための取り組みを今後もさらに支援、充実し、当初予算における主要事業説明資料に掲げている「売る農業」「売れる農業」の推進を目指すものであります。

一例を挙げますと、新しい香りに着目した釜炒り茶の試験製造を推進し、本年度中には試験販売レベルの品質の製品製造を目指すこととしているほか、県農林事務所、農協等指導機関と協力した指導体制を強化するとともに、町単独助成事業等を積極的に活用した改植、省力化機械整備等の基盤整備事業を展開推進しております。

これら基盤整備事業の推進状況としては、改植事業は、県下全体が年平均35ha程度が改植されておりますけれども、本町では約4haが改植されております。また、省力化機械としての乗用型摘採機も町全体で35台が既に導入をされている状況であります。改植、省力化機械導入とも町単独助成事業が活用されている状況は、皆様御承知のとおりであります。

また、本年度の具体的施策ということでありましてけれども、本年度は、従前に引き続き、茶業の根幹となる老朽茶園対策としての再改植への助成、省力化への乗用摘採機導入への助成といった基盤整備対策を推進していくほか、銘茶産地としての根底を揺るがす問題である荒廃農地問題に対応するため、事務レベルでの検討組織を設け、その対策を進めていきたいと考えております。

例えば、数値を挙げてみますと、本町と県内主要産地である静岡市、島田市、牧之原市、掛川市の茶生産額等に関する状況を、農林水産統計により、平成18年度と平成13年度間で比較すると、茶園面積は本町も含め、いずれもほぼ横ばいの状況にありますが、10a当たりの生産額は、本町を含んだ前記の県内主要産地の平均では、平成13年度対比約86%と大変厳しい状況にあります。

しかし、このような厳しい状況の中、本町ではわずかではあります、88%と平均を上回

る段階を維持できており、直近の産地である島田市が約75%と大きく減少している状況からも、地域農業者の努力のたまものと感謝しているところであります。

事前点検シートについては、後ほど課長のほうから詳しく答弁させていただきます。

また、今後の要望等の反映という御質問があったかと思えますけれども、町の総合計画、あるいは過疎地域自立促進計画等、従前より農林業者、農林業関係団体がさまざまな形で寄せられた意見、要望をもとに、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業の事業目的と合致し、かつ事業実施に関する要望及びその必要性等総合的に判断し、最も優位であり、必要性の高いと判断される事業を今回の計画に反映したものであります。

また、今後、同交付金事業は、従前の山村振興事業と同様、当町にとっては大変有利な交付金制度であり、町総合計画にある「主要農産物である川根茶の品質向上に努め、安心・安全な川根茶として一層のブランド化、高収益化を目指し、意欲ある担い手の育成と確保、生産基盤や経営基盤の強化を図る」及び「林業生産基盤の整備を推進し、効率的な林業経営の実現と林業にかかわる人材の確保に努め、森林の持つ公益的機能の維持・向上を目指す」ことの実現のため、今後とも地域農業の担い手として意欲ある農林業者等の支援に積極的に活用していく考えであります。

また、今後、この農林漁業活性化プロジェクト事業に基づく活性化計画に関しましては、未定稿の段階から議会、町民等にも情報を公開し、パブリックコメントの観点からも広く意見を求め、よりよい計画づくりと合意形成に努めていくこととしております。

以上、大まかな部分に関しては私のほうから答弁し、点検シートに関しては課長のほうから、それぞれ指導に対応する考え方を説明させていただきます。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） それでは、原田議員の質問の中の事前点検シートの記載内容について御説明いたします。全部で8点ありますが、順次説明します。

総合計画との整合性ですが、平成19年3月に策定された町総合計画において、直接的に「てん茶」といった表記はないが、基本構想での「川根茶のブランド力の維持・強化、売れる特産品の開発」、基本計画における「消費者ニーズに合った新たな川根茶ブランド（商品）の創作」といった記述で、てん茶を含め茶業振興の方向性をあらわしています。

また、総合計画の実施計画ローリングを毎年度実施しており、実施計画に関するフォローアップに努めています。

2番目ですが、地域の合意形成・事業の推進体制についてですが、今回、事業主体が事業中止の決意をするに至った要因の一つに、地域の合意形成が少なかったことが挙げられて、町としてその推進に対する支援が不足していたのではないかと反省しております。

今後は、多くの地域農業等と協議を進めることにより、地域のコンセンサスを得た上で、事業実施に向けた具体的検討に移っていくものと考えております。

次に、平成20年度での実施ということで、川根地域のてん茶需要は、10年ほど前より販売

業者である農協へは伝えられており、その後の社会情勢等の変化により、その要求は年々高まっており、市場性等の見地からも、できるだけ早期での事業着手が望まれていると判断し、客観的に見ても容易にできる状況であった。

事業実施予定者も、上記の需要者側からの要望にこたえる形で事業実施が、その後のより安定した売り先確保につながる効果も期待されることから、できるだけ早期に事業着手すべきとの判断を持っていました。

また、この交付金事業における計画期間を町全体の対象地域とする……、それじゃ、そういうことでこのような状況から交付金事業の事業スケジュールとの調整を事業実施予定者と協議調整していった結果、事業実施予定者より、平成20年度の事業実施とすることの申し出を受けたことにより、平成20年度事業実施とした活性化計画を策定しました。

それから、費用対効果ですが、議員御指摘の費用対効果の数値は、国との当初協議段階の数値であり、事業内容も採択とならなかった茶樹粉碎機等の事業も含まれた数値となっており、現在、計画認可をいただいている段階で、費用対効果は1.52となっております。

次に、法人登記の時期ですが、事業実施主体が法人格の取得を行う時期として、交付金の交付申請時にされていればよいとされており、今回も同様の状況にありました。

次に、事業主体の経営計画書の審査ですが、チェックシートの整備後の施設の運営管理の項目にあるように、経営計画に関しては、県、農協等関係機関の指導を受け、事業主体とともに試算したものであります。

市場の安定ですが、製品の販売に関しては、煎茶同様、農協が買い取る方向で確認されております。

建設場所ですが、当初より、地域茶業振興の拠点の一つとして進みたい意向が事業主体にあり、農協茶業センター周辺に用地を求めていたが、河川敷等の理由により希望する用地の確保には至らなかった。

次に、農家の参画ですが、生葉出荷に関する意向調査（アンケート）では、5共同組合（約90名）、個人（約60名）からの参加意向の回答がありました。

それから、天竜との比較ですが、本町と天竜の計画では、導入するてん茶炉の台数が1基と2基と異なります。てん茶炉1基当たりの処理能力は同じであり、てん茶炉は普通煎茶のように型式で能力の差がない、計画上の稼働日数等の大差がないことから、生葉確保に要する茶園面積は、本町が天竜の約倍必要となります。つまり、天竜の計画では一茶当たり4ha相当の茶園であり、本町では10haが必要な計画となっております。

以上です。

議長（森 照信君） この事業の計画破綻の原因、要因というのがまだ答弁されていないんですが。いいの、原田全修君。

5番（原田全修君） 議長御指摘のとおりです。今回、私、先ほどの質問の中で、破綻の原因、要因、責任の所在について、今、課長が引用された、こういったものをもとにして明ら

かにしていただきたいと、こういう質問をしております。お願いいたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） こうした点検シートであるように準備をしまいいりましたけれども、議員御指摘のとおり、5月2日に事業実施者から計画遂行に対しては課題があるということで取り下げの申し出がありましたので、冒頭申し上げましたように考え直さないかという話はしましたけれども、5月12日に改めて私も含めて会談をいたしまして、そのときに取り下げの意向が強かったものですから、町としてもやる気のある彼らが今回の事業ができないということになれば、それはそれで課題は大きいのですけれども、そのこと事態は受けとめざるを得ないということで、その後の県・国の調整作業、あるいは内部調整に入っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） まるで答弁になっていないんじゃないかと思います。原因、要因、そして責任の所在と、こういうところを明らかにしてほしいがために、実はこの計画主体である計画主体の長、これは町長になるわけなんです、計画主体の長、いわゆる経営者のトップがこういった指標というものをどのように判断をしながら進めてきたか、そこに原因、要因、さらには責任の所在がある。こんなふうにわかりやすく説明していただけるとよろしいかなということであります。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 昨年来、こうした実施主体からてん茶工場の建設をやりたいというような申し出があり、その中でこうしたてん茶工場の建設には、我々としては現在のプロジェクト交付金が一番適するということで、その申請作業等を進めてまいりました。同時に、てん茶工場の場合にはこの主体は自分で自園の農地を持っておりませんので、てん茶をつくるには、それに合わせた農地の確保が必要ということで、アンケートやさまざまな会合の場でこうした事業を説明しながら、原料の確保、そういう体制を進めてまいりました。しかしながら、最終的な段階でその原料の確保とか、あるいは資材の高騰、さまざまな要因の中で事業実施主体がこのまま事業を遂行することは無理だということになりましたので、お受けしたということであります。

町といたしましては、その過程で、もちろん事業をやりたいという要望を受けて申請したわけですが、その中でさまざまな指導、協議というのが不足した分というのは行政にもあろうかと思えますし、特に大きな問題は、これが全町的な取り組みに広がらなかった。そして、生産する人、あるいはその原料を提供する農家、そしてそれを使って、じゃ、私はこういうことをやってみたいと、そういうようなさまざまなてん茶を中心とした合意形成、あるいは活用の輪が広がっていかなかったというのは、町としても指導力不足ではなかったか。それがさまざまな直接的な資材の高騰とか、あるいは機種選定の問題等あるにしても、根柢の原因ではなかったかというふうに考えております。

3月の議会のときには実施主体もやる気であり、我々も十分可能だというふうに思ってお

りましたから、今回こうした補正予算取り下げというような状態になったことは、大変その分、遺憾に感じておりますし、また申しわけなく思っております。今後こうしたものを反省材料として、新たな取り組み主体ができるよう、あるいはそれを踏まえて合意形成、あるいはその連携の輪ができるよう指導、助言、あるいは動いていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今回のこの件につきましては、この我々の議会に対しても説明がかなりされてこなかった、詳細な説明がなかったということ。それから、資料には一切提示されなかったというようなこと。そんなことから私がインターネットでつかまえた資料、これが実は川根本町の活性化計画というものであったわけです。これが既に2月18日に公表されていたわけでありまして。その中に事前点検シートという、これは、経営上非常に重要な指標が記載されております、こういうシートがあるということを発見いたしました。そして、10数目のこの項目を見ていきますと、すべて準備は万端だということになっているわけです。ところが、破綻になったということでありまして、こういったものが、やはりどこかに不備があったということでありまして、先ほど課長から答弁を引き出したということでありまして、そういうことから、もう少し丁寧な説明をしていただきたいと思います。

それでは、この点につきましては全体の流れの中にありますので、後ほどもう一度振り返りますが、さきに私が質問しております平成19年度のつくる農業、平成19年度の売る農業、20年度の売れる農業、これが先ほど町長の答弁は、その売れるというところ、マーケティングというところにまだ一步入っていないというところでありまして、そのこのところをどういうふうに具体的に売る農業、売れる農業に工夫し、取り組んできているかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの冒頭のところでお答えしたことでダブりますけれども、従来つくる農業、とにかくいいお茶をつくりましょうということで、地域あるいは農家の方もそういったところでとまった面があったのではないかと。これからは最終消費者、あるいは消費地を頭に描きながら、それに合った商品あるいは製品をつくっていかなくちゃならん、そういう意味では、つくるということから売る、あるいは売るをもっと進めて売れる商品をつくっていかなくちゃならない、そういう基本的な考え方を述べております。

そういった中で、やはり消費者の動向等を、あるいは消費者の好みに合わせた製品をつくっていかなくちゃならんということで、先ほどの「こだわりの川根茶」の取り組みとか、あるいはお茶のマーケティングの先生を招いて講演会を開催したりということで、あとさまざまな、現在もスペインのほうでお茶をやっております。さまざまな取り組みをしながら、その中から次の川根茶の核となるような幾つかの柱を探していきたいと、そういうふうに考えております。やはり消費者のニーズを踏まえた中で良質なものをつくっていきたいというふうに考えて、さまざまなこうした取り組みをしているところであります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） つくる農業から売る農業、売れる農業への変革ということは、そんな概念的なものではなくて、こういった茶業を農業をなりわいとする方々の懐にどれだけの収入があるのかと、お金が入ってくるのかというところを目指した対策でなければ、変革でなければ、観念論で進めるようなものではないと思うんですが、結局何もやらなかったということなんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ですから、それぞれ農家にとって規模とか、あるいは農業生産のかかわり方が個人あるいは共同によって変わってきますので、ともかく現在の消費者はこういうお茶を望んでいるんだというような情報を提供しながら、その中でそれぞれの農家の経営状況、あるいは労力的な意味も含めて、あるいは地理的な条件も含めて、それに対応した商品をつくっていただきたい。町といたしましては、全体的な川根茶というイメージアップのための全品の取り組みとか、あるいは川根本町そのものをPRしてお茶に適した産地であるというようなPRをさまざまな形を通じ、流していく。その両者、行政が行うそうしたPR、あるいはイメージアップ、ブランド力、強化の事業と、それぞれそれを受けて農家が自分の経営規模、あるいは経営能力をあわせて製品をつくっていく、この2つがマッチすることが大事だという考えで進めております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 行政の限界といいますか、そここのところを今、強調されているようなんですが、農家はつくることで精いっぱいなんです。また、ですから、農業ということで1次産業ということになるわけなんです。それをどうやってうまく市場に乗せて、流通に乗せて、そしてポケットに入る、自分の財布に入る、農家に還元されるというところまで持っていくのが政策じゃないんでしょうか。よろしいですか、平成19年度、つくる農業から売る農業への変革では「生産から販売までの一体的な整備により経営の複合化を進める」とあります。もう一度しっかりこの字句を意識をしてください。「生産から販売までの一体的な整備により経営の複合化を進める」、ここまでも踏み込んでいる。いかがですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 従来は、お茶の生産、あるいは価格が高いときには、どちらかというと、お茶を主動にやっ払いこう、経営規模を拡大していこうというような流れもあったし、それを助長してきました。今は、もう一つそういった方向も今後必要でありますけれども、じゃ、年間を通じてそうした収入が上がるように、例えばシイタケ、あるいはその他の作物との複合とか、そういったことができるような助成制度とか、そういったものを用意しながら、あるいは1次産業、2次産業、3次産業合わせて6次産業というような言い方もされておりますけれども、そういった方向に行けるように、単なるつくるだけじゃなくて、例えばつくるところを体験していただく、あるいはつくったものをその場で味わっていただく、そ

うしたいいわゆるツーリズム的な要素も含めて、さまざまな農業の可能性を行政としては情報提供、あるいはそうした機会を設けて、あるいはモデル事業等やりながら、さまざまな形で複合経営ができる取り組みを指導しているつもりではあります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 観念としてはわかるんですよ。ですから、その観念の中から具体的な施策として、生産から販売までの一体的な整理を行うんだと、さらには、今、シイタケという話がありましたね。そういったものとも複合化も進めるという話もありましたね。こういうものを具体的にどうやって進めてきたかということをお伺いしているんです。これは20年度につながるから重要な話なんです。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 全般的な施策でありますので、それぞれ分野が違うかもしれませんが、例えば、シイタケの場合はそうしたシイタケの菌床に対する支援とか技術指導とか、あるいはお茶に関しては、さまざまないわゆるツアーの中での川根茶を味わってもらう、あるいはこの場で川根茶を味わってもらうようなさまざまなモデルツアー等も比較しながら、観光分野からのアプローチもあるわけですけども、そういったことも含めて川根茶というのをいろいろの方に知ってもらう。その中で農家のかかわりを強めていくということをして19年度、特に昨年来あたりからやっていると考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 結局お答えになっていないんですね。生産から販売までの一体的な整備でこの農業基盤を、農業者を、名答を出していくという、そのところに具体的施策がないということですよ。私は、この施策状況とその成果並びに評価ということ、これから平成20年度に移っていくわけでありまして、ここが大事だなと思ったものですから、これを取り上げたわけです。ですから、19年度の成果としては特になかったと、そんなふうに私は解釈いたします。

そして、そういうものがきちんとなっていない中で、平成20年度は売れる農業への変革となっていきます。これについては売れる農業、まさに、マーケティングがここに入ってくるわけですし、そして、これに抹茶というようなものが多分くっついてくるんだろうと思うんですが、このプロセスが全く着実に踏んできた、ステップを踏んできた上にこれが成り立っているような気がしないわけなんです。この点についてはどうでしょう。20年度の売れる農業への変革、もう一度お聞きします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 売ると売れるということに関しては、大きな考え方の違いがあったというふうには考えてはおりません。もちろん売れるというほうが、より適切な、ただ売るといっただけじゃなくて、それが消費者に喜ばれて売れるというほうが、このつくる農業から売る、売れる農業のイメージをあらわしているということで、こういうふうにはやっております。

県も「売れる農業」というような表現を使っておりますので、そうしたよりわかりやすい表現にしたというふうに考えております。

それで、売れる農業というのは先ほど何回も、あるいは冒頭の小藪議員にも言いましたけれども、いろいろな商品をつくっていくことが必要だということで、釜炒り茶の製造試験というの機械を導入して始めておりますし、もちろん原点である手もみの技術の保存・伝承、あるいはそうしたPR等もやっております。そういったことをより多くの方に知ってもらうために、他の団体と協力しながら川根茶塾というような講座も開設をしまいいってきております。あるいはさまざまなシンポジウム、あるいはマーケティング等の先ほど言ったようなこともやっております。そういったことを踏まえて、より売れるお茶をつくっていかなければならないというような意識を農家の方、特にお茶をつくっている方に知らしめていこうとしているところであります。そうした中で、今回議論になっております、釜炒り茶に続く商品として、てん茶が出てきたということでもあります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） これは今、空回りをしているわけなんです、生産から販売までの一体的な整備と、こういったようなものは、売る農業のチャレンジということで、これはこういう取り組みは絶対必要だろうと思います。ところが、これが実はやってなかった、やれなかったということなんではないでしょうか。そして平成20年度、今度は売れる農業ということでメニューもそろえていかなければならないというような話になってくるわけなんです、ですから、こここのところできなり19・20とぼんと飛んでしまう。私、農家がこの農業政策、それから、予算のつけ方、こういったものを見て、ああ、川根本町、わしらにも大きな味方があるなど、そういつて思われるような政策が本当に今、打っているんだろうか。冒頭私が申し上げました10%、あるいは7%も対前年比、単価が下げていると、これはずっとこういう傾向に今、あるわけですね。ですから、3つ目の質問で、例えば10a当たりの農家の所得、収益というような指標であらわしてみてくださいと申し上げたのは、そういうことなんです。それについてはどうでしょう。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 戸別の例えば規模別の10a当たりの所得というのは、現在調査という把握はしていないというふうに感じております。先ほど冒頭申し上げましたように、全体的な中での他町との比較というのは、そういったデータがございますけれども、10a当たりどうだ、あるいは10a当たりの比較というのをどう目標設定するかというところまで突き詰めてやっていないし、また、その対象となる農家というのが、小規模あるいは兼業、あるいは中核的、さまざまな規模がありますので、そういったことで一概に川根本町の10a当たりというところまでは煮詰めていないというふうに認識しております。

もし追加があれば、課長のほうからそのデータについては。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） いや、町長に今、お伺いしているわけなんですけど、最低限このくらいの数値は持っているんだらうと思ったものですからお聞きしたわけです。農林業センサスが平成17年に実施されておりました。ここでは、御承知のように、農家経営規模別の、例えば10a当たりの収入だとか、収益だとか、こういったようなものが直接的でなくても、これは数字把握できます。ですから、農林業センサスだと5年置きくらいでしょうか。ですから、そういった数字の推移を見ることによって、我が町の農業者の状況というのがわかるわけなんです。課長でも結構です。これについてお答え願いたいと思います。わかりませんか、それとも。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 先ほど町長が説明いたしました他町との比較ですが、その中の資料で13年度と18年度の比較ということで川根本町ですが、13年度反歩当たり産出額が31万9,489円、18年度が川根本町ですが27万9,605円です。そういうことで現状はなっております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 今、川根本町の数字が出てまいりました。これは農業センサスとは違いますね。こういったデータで結構です。実は、こういったかなり落ち込んでいるというふうに見ていいわけですね。先ほど町長言いましたように、規模別に云々とありますが、私が聞いているのは、専業農家の第1種兼業と第2種兼業なんです。その他の農家というものもありますけれども、それは多分こういう統計資料にあらわれておりませんので、あらわれている数字で教えていただきたいということでもあります。そうしますと、茶産地の我が町はこういう数字であったと。そうすると、隣接なり、あるいは都市部といいますか、川根本町のように熱心にやっていないようなところの数字があったら比較できるんですよ、いかがですか。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 島田市もこの中にありまして、13年が35万6,627円、18年度が26万6,112円、こういった数字で10a当たり産出額にすると島田市より少し、13%ぐらい産出額は多いということです。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 課長にお聞きします。平成13年度、川根本町が31万9,000円と言いましたね。それで平成18年が27万9,000円と言いましたね。この数字でいいですか。31万9,000円、平成13年度、そう言われましたか。そうでしょう。そうすると、島田が35万6,000円ですよ、平成13年度、島田市、10a当たりね。そうすると、川根本町は平成13年度では島田に負けていたということになるわけなんですけど、そしてやっと挽回をしてきたという、こういうことなんですか。私はこの数字はかなりちょっとおかしいなと思いますか、農家としては、うーんという感じがすると思うんですが、私はこういった指標をもとに我が町は何をしていくんだという具体策があってしかるべきではないのかなという、そういうことでお聞き

をしたわけであります。この数字を今、改めて町長、今、紹介がありましたこの数字を見て、どうお感じになられますか。今後どう戦略を立てていったらいいのかという、その辺についてもお聞きしたい。

議長（森 照信君） 産業課長。

5番（原田全修君） 町長。

議長（森 照信君） 町長。

産業課長（鈴木一男君） 数字だけ。この統計の数字は農林統計の数字を使っております。

5番（原田全修君） 私はお茶というものに対して今、テーマを出しているんですね。こういう統計というのは、例えば川根本町の加工産物といいますか、これはお茶一色なんですよ。島田はもっと違うかもしれませんけれども、それにしても、島田が平成13年度こんな数字が高いというのは、どこかおかしいなという感じがいたします。町長の戦略みたいなものがあつたらお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 答弁がありますけれども、ここで1時まで休憩いたします。数字をしっかり調べてきてください。

休憩 午後 零時01分

再開 午後 1時00分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 先ほど申し上げました本町と県内主要産地である静岡市、島田市、牧之原市、掛川市を比較した農林水産統計による茶生産額に関する状況についてですが、平成18年度と平成13年度の間での比較をすると、茶園面積は本町も含め、いずれの地域もほぼ横ばいの状況であります。議員御指摘の10a当たりの生産額は、残念ながら厳しい茶況状況を反映し、本町も含めすべての地域で約86%の減少をしております。これは県下全体で同じような状況があります。しかしながら、このような厳しい状況の中、本町ではその減少がわずかではありますが、約88%と、平均を上回る段階を維持してきております。隣接する産地である島田市が約75%と大きく減少している状況からも、本町茶業経営者の努力の結果として受けとめております。

なお、議員御指摘の平成13年度での島田市における10a当たりの生産額が高いのではないかとありますが、数値は県農林水産統計の数値を引用しているものであります。

以上です。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 再度の調査ありがとうございました。

そうしますと、数字の上から見ますと、先ほど申し上げましたように平成13年度ベースで

見ますと、島田のほうが当町よりもかなり高額な生産高であったと。しかし、平成18年度になって、わずかですが川根本町が追い越しにかかったということでありますけれども、一番初めに私、申し上げましたように、茶産地として川根茶ブランド維持向上ということで懸命な努力を農家の方々がされているこの当町で、もっと特異性といえますか、優位性といえますか、こういったものが出せるような、こういう政策が必要じゃないのかなということを私は申し上げているわけです。

主管課のお茶の生産と入りますと、産業課になるわけなんですけど、産業課の仕事が云々なんてことを私、言っているわけじゃありません。もちろん懸命に業務のほうはこなしてもらっているわけなんですけど、一つの事例として、町長、私は宮崎県知事の東国原知事が、それこそトップセールスで全国をPRをしに行く、これこそがやはり売る農業、売れる農業と、こういったところに結びついてくる具体的な町の姿勢ではないかという、戦略というのはそんな難しいものじゃない。やはり額に汗して動くんだということが必要じゃないのかなと、こんなふうに思うわけです。この点についてはいかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員御指摘のとおり、トップセールスというのも有用なPR、あるいはブランド力の維持向上につながっていくと考えておりますし、私も例えば、温泉にしる、川根茶にしる、そうしたものについてさまざまな分野で紹介もしておりますし、また、私自身じゃなくても茶茗館でのお茶の提供とか、あるいはメディアに対しても情報提供等行って、川根茶というものの露出度を高めるような努力をしております。議員御指摘のとおりでございます。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） きょうこの数字を伺いましたものですから、今後これをさらに挽回をするといえますか、当町の特殊性を出すようなさらなる努力をぜひ行政のほうにもお願いしたい。及ばずながら我々議会のほうも、必要であれば、本当に我々もセールスマンになってやっていきたいというふうな感じがいたします。一丸となってやっていかなければならないと思っております。

時間もなくなってきますので、次の大きなテーマ、てん茶生産施設の事業の破綻というところでいきたいと思うんですが、先ほどの説明の中で8項目の事例を挙げて、そして原因、あるいは責任といったところに入っていきたいと思っておりますが、一番初めに課長に答弁をしていただいた中で、幾つかの中で明らかにおかしいなというふうに思って聞いていたのは、計画期間、実施期間の設定というところで、このお話がありました。事業者は早急に立ち上げたいと申しおったということではありますが、先般の株式会社茶和希のメンバーに来ていただいた事情聴取のときは、彼らが言っていたのは、工場の建設を平成20年度内に立ち上げないと、このプロジェクトは採択されない、こういうふうな行政からの説明があったと、こういうふうなお話があったんですが、これについてはいかがですか。

議長（森 照信君） 産業課長。

産業課長（鈴木一男君） 町のほうにおいても、この補助金事業における計画期間については、制度上、最短計画期間である3年間で適当であるというような判断でありまして、最終年度を抜かした平成20年度もしくは21年度で実施するのが最も適当であると考えておりました。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） そういうことであれば、平成20年度に工場を立ち上げるんでなくて、平成20年度は調査期間、準備期間、例えばですよ、そういうような形で21年度に工場建設というようなスケジュールでいけば、株式会社茶和希のメンバーが言うておりましたような、非常に急いだ仕事であったために準備がうまくいかなかったという、こういったような不備は補えたんじゃないかなと思うんですが、そういう反省はありますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 若干補足をさせていただきながら答えさせていただきます。

最終的には事業者から要望があつて20年度になったわけで、我々としてもこの事業の計画、あるいは計画期間を考えれば、この事業、20年度か21年度どちらかであるということ。まずは当初認識を持っております。その中で需要側の要望等、あるいはてん茶の需要等踏まえ、あるいは県下の状況等を踏まえて、最終的には事業者のほうから20年度でいきたいということで、我々は昨年の秋以降申請手続に入っております。ここは決して我々のほうから20年度でなければだめとか、ただ20年度、21年度どちらかですよということは申し述べてありますけれども、20年度にしなさいというような指導はしておりません。最終的には事業者の方々の意向でなった。ただ、先ほど言いました3月の段階で、申請が終わった段階で、そうした少し時間をくれないかということは、その後ありましたけれども、その時点ではもう既に申請等が終わっていたという段階で、今の段階では無理だよということを申し述べましたけれども、当初の段階では、いろいろな御意見がある中で20年度ということのを要望を受けてやっておりますし、我々もそのお話を聞く中でこたえていきたいと、てん茶、あるいは抹茶の需要にこたえていきたいという事業者の意向も十分わかっていましたので、じゃ、20でいこうということで計画申請をしたところであります。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） この席に当事者がいらっしゃらないものですから、直接ここで両者の比較ということができないものですから、町長の御答弁は、この席ではそういうことでしたかということで承っておりますが、いずれにしても、こういったところに食い違いといひますか、勘違いといひますか、そういうものが当初からどうもあったような感じがいたします。

もう一つ、建設コストの低減ということで、天竜のてん茶工場の立ち上げですね。こちらは今、うまくいっているというふうに聞いております。こちらは当町の年間30tの生産をするというものに比べますと、私の推定なんですが、約20tの生産をするんじゃないだろうか

という推測をしているんですが、彼らのはてん茶の製造の処理能力が100kg/h、こちらは250kg、1時間当たりですね、250kg。2.5倍の容量をこちらは持っているわけなんです、天竜区のほうは用意する畑は24町歩用意しますと。12町歩ずつ交互に切りかえてやっていきますと言っているわけなんです。そうしますと、当町の場合は10haという数字が飛び回っているんですが、これはどういうふうに解釈したらよろしいのでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 自前の茶園、あるいは自分たちのグループの茶園を持っているか持っていないかの違いもあるかと思いますが、議員も御承知かと思いますが、てん茶の栽培に関しては相当な茶樹に影響を与えるというか、茶樹に相当エネルギー、負担がかかりますので、そういう意味で浜松の場合にはその負担というのを軽減して考えていった部分があるのかと。我々としても決して未来永劫、10というふうに考えて、10だけということではありません。やはりローテーションを早目にするなり、より多くの方々に提供していただくことで所得を確保していきたい、あるいはさらにいい品質のものをつくりたいというのは、決して10で固定するわけではございませんけれども、10という面積があれば、この規模ならスタートはできるというような認識の中の10であるというふうに考えております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私はこういった畑の茶園の確保ということについても、相当な開きがあるように感じております。ですから、例えば10町歩は何とか用意できそうだけれども、本当はもっと欲しかったんだよと、そういう中でどうも難しいんじゃないのかなというような判断もあったのかもしれない。これはあくまで推定です。しかし、私、申し上げたいのは、時間がないものですから、逐次追及していくことができませんけれども、例えば株式会社茶和希が、これが株式会社茶和希として登記されたのが4月30日だということなんです、それまではこの計画書が出る段階では、まだ形になっていない架空の会社であったということであるわけですね。それが1点。

それから、建設予定地がまだ確保されていない。確保されたのが4月に入ってからだと。ですから、計画書が出る時点では幾つかの不確定要因がまだ横たわっていたという感じなんです。ですから、そういったようなものをちゃんと処理をしてからの申請というのが通常の常識観だと私は考えていたんですが、そうでなくてもこういう事業はできるという認識でいたんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それぞれ事情がございますので、例えば土地に関しては事業主体の方、予定者の方々がよりよい場所を求めていたと。当町は先ほどから出ておりますように茶業センターというのを抱えておりますので、ここを中心にそうしたさまざまなお茶の関係施設が集まるのがベターだというような考えで、あの周辺に探していたと。我々の当初の説明の中では、もちろんベストな土地を探すけれども、最終的には自分の土地の利用も可能なので土

地の確保はできるという、そこを押さえておりましたので、我々としても、じゃ、それを最低というか、そこを押さえておきながら、よりいい場所を探していただきたいということで、土地のことに關してはそういうふう理解をしていたというふう思っております。

また、登記に關しては、その登記の時期というのが計画の申請そのものと合致するものではございませんので、主体さえあれば、その登記というのは少し時間的な余裕がありましたので、それを見て調整ができたところで登記をしていただいたということであります。計画申請時に必要なものは整えましたけれども、それを見ながらやっておりますので、特に無理をしてという認識は持っておりません。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 私は企業に長くおりましたものですから、こういったような計画も幾つか手がけてはおります。しかし、企業感覚と役所感覚との違いというのはこの辺にあるだろうということは、今わかったわけなんですけれども、いわゆる不確定要因がたくさんありながら、事前点検シートは全部マルになっているということなんです。しかし、これを見せられた国とか県は、そこまでちゃんと精査して、確証がとれているんだということだったら、確かに交付金は採択されるだろうと思うんです。そういう中で進んできたら、実はそうではなかったんですよというのが4月になって発覚したと申しますが、表面化したと。これは実は必然的にこうなっていくような気がしてしょうがないんですよ。計画主体は、あくまでも私は川根本町にあると、責任がそこにあるというふう思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員が御指摘されているこの活性化計画に關しては町が主体という、取りまとめておりますので、例えば今回の20から22年度の計画においては、森林組合大井川からの機械の購入、それから、このてん茶工場等を踏まえて計画が流出されておりますので、そういう意味では取りまとめたのは川根本町ということになりすけれども、それぞれの主体が計画を立案し、それを集合したものがこの活性化計画というふう御理解していただければいいと思います。

それから、この活性化計画そのものも最終的な、例えば、機械設備の細部に至るまでの内容等まで要求しているものではございませんので、その中では、いわゆる通常の補助事業の補助金申請とは若干イメージが違う部分があるかと思っておりますけれども、いずれにしろ、こういう事態に至ったのは行政としても指導力不足、あるいは合意形成の努力が足りなかったということでありまして、その分は反省をしておりますし、今後生かしていかなければならぬと思っておりますけれども、その活性化計画そのものの性格というのは、そういうふう理解をしております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 御指摘をしておきます。そういうふう理解をしておると、今、町長

おっしゃいましたけれども、その理解が、私は間違っていたんじゃないのかなということを申し上げているわけなんです。

この活性化法は、第5条かな、第5条に活性化計画の作成等というのがありますね。これは自治体は活性化計画を作成することができると、要するに、主体的に主体性を各市町村が出してくれれば国は援助しますよということで、そして、国がそれを認めれば自治体に交付金がおりてくると、50%ですよ。県は、また特例でもって20%付加してくれたというんですが、そういうのが今回の法律なんです。ですから、計画主体はあくまでも行政なんですよということを強く言っているというのが今回の法律であると、私はそういうふうに解釈をするんですが、違いますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 繰り返しになりますけれども、個々の事業計画の主体があって、それを川根本町の全域の中から拾い集めて、それを活性化計画に取りまとめて、それを提出して個々の事業が遂行できるように補助金の採択を受け、あるいは県のつけ回しを受けるということでもありますので、取りまとめたのは川根本町であります。個々の要望しているのは、例えばここでいえば茶和希であり、その時点では茶和希であり、あるいは森林組合大井川であると、そういうふうな認識。ただ、このやり方が現状ではこういうやり方をしておりますけれども、今後この活性化プロジェクトのやり方として、じゃ、例えば先ほどから議論が出ています川根本町の農業振興のあり方としてはどうあるべきか、こういう施設が欲しいね、こういう取り組みが欲しい、こういう基盤整備が欲しいというのをまとめ上げて、それを一つの活性化計画として実現していく、そういう上から来るやり方という、ちょっと表現はまずいですが、そういうやり方もあるだろうと。現在川根本町がとっているこの補助金の使い方は、前段の山村振興計画等の流れも受けて、個々のそれぞれの主体がやりたい事業を、このプロジェクト事業でやるにふさわしい事業を集めて活性化計画に取りまとめている、そういう手法をとっております。それがいいか悪いか、今後そういったやり方を継続するかどうかは議論であるし、また逆に言っているように、必要なものをここで取りまとめて幅広く意見を集約して必要なものを組み立てていく、そういうやり方が今後の農業振興には必要だろうと思えますけれども、今回のこの活性化計画というのは、そういうやり方をして提出したものだということは御理解をしていただきたいと思えます。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） どうもそのやり方にやはり問題があったように思います。というのは、何度も同じようなことを繰り返すんですが、計画主体は自治体にあると。だから、事前点検シート、こういったようなものもしっかり行政はチェックしなさいよという、こういうことで進むわけですよ。事業主体がやりたいということでやったんじゃないじゃなくて、上がるんじゃない、この法律の趣旨は、ちょっと長くなりましてけれども、この法律は、農山村における定住等及び農山村と都市との地域間交流の促進による農山村の活性化を図るために、県ま

たは市町村といった地方公共団体が作成する活性化計画にかかわる制度を創設する云々と、こういうふうにあるわけなんですよ。あくまでもそこに出てくるのは、登場するのは自治体。やっていただくところは自治体でも結構です。川根町みたいに、川根町が実施主体になるところがあるんですよ。ここが株式会社茶和希ということだったんですが、それはどちらでもいいと。ですから、計画主体が先に動く。ですから、事業に失敗すれば事業主体の責任ですよ、当然ながら。でも、今の場合は計画の段階であるということになりますと、相当大きな責任分担というのがあるんだらうと、こういう認識をしなきゃいけないと思うんですね。

時間もだんだん少なくなってくるので、それに対して反論があるならまた教えていただきたいんですが、最後に私申し上げた、今後、じゃ、どうするのかということなんです。それとあわせて御答弁いただきたいんですが、先ほど申しました「こだわりの川根茶」というところで頑張ってくれているグループが3年ぐらい前からあって、成果も上げてきていると。多分彼らはプロジェクトのようなものを立ち上げて、もっとやってみたい、強い願望があるんじゃないのかなと思っています。

農林水産省の農村振興局の見解は、お茶という資源を使った活性化だということであれば抹茶に限らないんだと、もちろん煎茶でもいいんだと、今回のように抹茶が破綻したから、じゃ、もう一度お茶という資源を使って両方をやってみるという方法もあるかもしれないし、あるいは切りかえるという方法もあるかもしれないし、いろいろな選択肢はあるだろう、こういうふうな見解が農林省には既にあるわけですね。これは私も少し、これについて相談したわけじゃない、一般論として話をしていたところ、そういう話があるわけですよ。非常に柔軟な対応がとれるということが、今回のこの去年できたばかり、ほやほやのこの法律にあるわけですね。そういったところを含めて、今後どういうふうに進めていくかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） このいわゆる交付金事業に関しては、特に上限枠が定められているものではございませんので、年度内、その計画を樹立すればその中でそれを執行し、また新たなその年度が、契約期間が終われば次の新しい計画が樹立できますので、今回20年度、22年度の計画においては、できましたら、てん茶工場が再構築できるような修正ができればというふうに今、県・国ともお願しているところであります。また、それ以降のさまざま補助事業ありますけれども、この交付金の事業が適切と思ういろいろな案件が出てくれば、23年度以降の事業にそれを反映しながら事業の展開を進めてまいりたいと思っております。もちろん町として、こうした事業をこうやって町直営で、例えば農林業センターで施設を整備したようなものがありますけれども、ああいったものがあるだろうし、また今は中止になりましたけれども、地元のグループの方がこうしたことをやってみたいとか、あるいは茶工場と協業体がこうした取り組みをしたい、さまざまな要望が上がってくるし、上がってくるような地域でなければ困ると思っておりますけれども、そういったものを取りまとめてそうした計画に盛

り込み、あるいは別な補助事業等も適用の調査をしながら、そういった要望にこたえていき
たいと思っております。

議長（森 照信君） 責任分担はお答えになっていないようだけれども、町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの質問の中の責任分担に関しては、当然我々行政にもそうした
指導的な立場にありましたので、大きなこの問題になったことに関しては責任があるかと思
っております。それをまた反省して、次のこうした取り組みに生かすことが大事かという
ふうに思っております。

議長（森 照信君） 原田全修君。

5番（原田全修君） 住民はこの計画に非常に大きな関心を寄せ、また期待をかけてきたと。
初めのころ、一体これは何だというものが、だんだんこれはよさそうな事業じゃないのか、
おもしろそうな事業じゃないのかと思っていたやさきに破綻にってしまったと、今回はです
ね。ですから、これは今、先ほど言われる大きな反省ということなんですが、町民に対して
しっかり説明をして、住民に対してしっかり説明をしていただかなきゃならない。そして、
今回もうリセットされたわけなんですから、抹茶ということを意識するだけじゃなくて、農
山村の振興にかかわるいろいろなプロジェクトが立ち上がる要素があるわけですから、そう
いったところも意識した形で今後、この前全協のときに配付されたこの資料、今後の茶業振
興施設の具体的な取り組みについて、7月上旬からいろいろな所管に検討会を開いて、10月下
旬に中間報告すると、こういう説明がありましたけれども、これをもっと前倒しにして、そ
して来年度、多分農林省のほうも夏くらいまでにはこういった計画変更があれば、これは通
常、普通の常識の話ですけれども、受け付けてくれるんじゃないだろうかという感じがいた
します。そういったことも含めてこれからの進め方をお聞きして、私の最後の質問にかえさ
せてもらいます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 2つ、今、大きな話とてん茶工場の話とあったかと思えます。てん茶
工場については、その計画変更をお願いするということは、やはり早急に次の体制等を検討
していかなければなりませんので、極力早くそうした体制ができるように、いろいろな呼び
かけとかしていきたいと思っております。

それから、10月と言ったのは、今後の茶業振興策、こうした茶況の低下等を踏まえてどの
ような取り組みを各種関係団体、あるいは農業の、農家の、あるいは大型工場の方々とやっ
ていくのか、そういった協議をしながら、ただ協議するだけでは話は進みませんので、中間
的な取りまとめを10月までにはするというような、この荒廃農地の問題も含めてしようとい
うことで、そうした10月と書かせていただきました。てん茶工場に関しては、現在、国・県
とも協議中でありますので、早期に再リセット、再立ち上げができるように、さまざまな面
で協議、あるいは指導も含めてしていきたいと思っております。

5番（原田全修君） 町民への謝罪。

町長（杉山嘉英君） このことについて、やはりこれから合意形成が足りなかった計画申請、そういったものを十分反省しながら、今度はてん茶というのはこういうことを今、町としては考えたい、要するにこうした事業に参画をしていただきたい、そういったことを周知徹底していきたいと思っております。もちろん農業関係の会議、あるいはそうした中で事の経過というのをしっかり説明しながら、今後の協力を仰ぎたいというふうに考えております。当然その中で行政としての至らなかった点を十分謝罪しながら、そうした今後の協力が得られるような体制をつくっていきたくて考えております。

議長（森 照信君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、これまでといたしたいと思っております。

これで原田全修君の一般質問を終わります。

次に、10番、板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

最初のところで、3年間というのは平成18年、19年、20年度の財政運営、かなり極端な緊縮財政をしていたのではないかなというところについての検証をさせていただきたいと思っております。

そのところで使ったものとして、プライマリーバランスというものを使わせていただきました。これは新しい言葉というか、一般的でもあるし、また、突き詰めてみると余りよくわかっていない部分もありますので、まずそのところの説明から入らないと、ちょっと話が進んでいけないんじゃないかなと思ひまして、まず、プライマリーバランスの基礎的財政収支というのは、本来どういうものなのかという点を説明したいと思ひます。

地方公会計制度というのが何年か後にもう強制的に始まると。この川根本町でも22年度までにはそういうものをつくっていきたくてという過去の町長の答弁の中でもありました。これは具体的には貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書という財務諸表をつくって、なるべく企業的な考え方の中で住民の方に町の財政状況をよくわかってもらおうと、そして一緒になって検討してもらおうというもので、そういうことを全国的にやってきたいというもので、もっと具体的に言うと、この4つの財務諸表の中の資金収支計算書というのがあるんですけども、そのところの参考というか、付記という形の中でこのプライマリーバランスというものが出てきます。端的に言うと、その年の歳入歳出から地方債の元利償還金を歳出から控除し、それから、地方債、起債の発行額を歳入から除いた収支のバランスを見るものです。これに地方債だけじゃなくて、あと基金の部分も入ってくるんですけども、そうすると、全体としてはその町の借金をしたり、また借金を返したり、また基金という貯金をしたり、また貯金を返したりと、そういった資金繰りの部分を除いた、その年のその町の実質的な収支のバランスを見るというのが、このプライマリーバランスです。

ちょっと面倒くさくなると、その年の収支から見ていくもので、前年度もから来ている繰越金、ここの部分はその年の収入じゃないので、まず繰越金は除いて、あと借金の部分、起

債の部分、それから、基金の取り崩したり積み立てたりする分、この部分を要素として、町のその年の収支を見ていくというのが、プライマリーバランスという考え方です。

なぜこの新しいものを今度のところで採用しようかなと思ったのは、明らかに感覚的にはこの3年間、町長自身も言っているんですけども、18年、19年、20年、これはかなり意識した緊縮財政をしているということなんですけれども、また実際にもそういうことだと。ただ、それを感覚ではなくて数字的なもの、また実際にどういうことなのかというのをどうしたらわかりやすく説明できるのか、また理解できるのかなという点で、プライマリーバランスという考え方が便利じゃないかなと、そんなふうな感じがしました。つまり個人の家で考えても何年前か、ここの場合は3年なので、3年前にこの家にどれだけ借金があって、ただ、3年あったら今、その借金がどれだけ減っているよとか、ふえているよ。また、それから、貯金もその家にある、その貯金が3年前の貯金が幾らで、今、貯金がこれだけになったよということで、そうすると、3年の間に何をしてきたか、それから、その家の財政状況がどうだったかというのがすごくわかりやすいじゃないかなと、そんなような動機から、このプライマリーバランスというものを採用させていただきました。

前置きが長くなりましたけれども、それをもとに説明をさせていただきます。20年度はまだ決算当然終わっていない。今、20年度だもので、そのこの部分のところはかなり予測というような形で不確定要素も強いんですけども、それもあえてそれでも3年間というものを出したと思うんで、やってみます。

というのは、先ほども申しましたように、18、19、20はかなりの緊縮財政になっているということは、前のその前の17年とか16年度とはかなり違ってきているよという部分で、プライマリーバランスの考え方で見ても、平成16年度、これはまだ合併前だもので、川根本町といっても中川根と本川根と両方足した部分なんですけれども、大体平成16年度でそのプライマリーバランスで見ると、5億近くマイナスになっていると。これはよく前にも言った、基金が急激に減ったよと、基金を取り崩したよなんていう部分のところでも5億近い赤字というか、取り崩しが出ています。そして、その次の平成17年、ここでもやはり2億5,000万円ぐらいのプライマリーバランスでは赤が出ているということで、かなり大き過ぎるというか、歳出の多い財政をやってきたなという部分が、確かに前の2年にあります。

そして、それがこの3年間どういうふうに変わってきたかという、平成18年度で、そのこの赤の部分が3億ぐらいのプラスというような要素になっています。そして、平成19年、これはもう間もなく決算が出るんですけども、このこのところで4億近い黒字になっていると、プライマリーバランスで言うと、収支の。そして、ことし20年度、これはプライマリーバランスの一番主な要素として、借金をどれだけしたか、借金をどれだけ返したかと、そのこの部分のところが一番大きく効果があらわれてくるもので、そのこのところで見ると、平成20年度も多分という言い方をしなければならぬんですけども、5億を超えるぐらいの黒字になってくるということで、そうすると、この通告の紙の中にもあったように、3年間を通じる

と10億を超える収支のプラスが出てくるんじゃないかと、これはやはりいろいろな理由があってやっていると思うんですけれども、かなり極端な財政運営であったなというふうに僕は認識しています。

そういう点から、町長に、このようなかなり極端な緊縮財政をしたことの意味、また今、既に今現にやっている財政運営なんですけれども、それも踏まえての、なぜこのような極端な財政運営をしたのかなと、その理由について説明をお願いしたいと思います。

それから、2点目については、町の財政状況について、もう少し確認してみたいなというふうに思ったから質問をさせていただきます。

というのは、町の財政厳しいよとか、小さい町だからお金がないよというような話をよくするんですけれども、それだけでは適切な、それじゃ、どういうふうにそのところを改善していくかという処方せんが書けないじゃないかという点から、苦しいというならどこが苦しいのか、それで財政のどこが弱いのか、それでどこがそんなに弱くないのか、そういったものをもう少しいろいろな方面から分析してみる必要があるんじゃないかなという点からお聞きしたいと思います。特に何回も僕、財政の中で質問でも出ているんですけれども、公会計健全化法とか、そういった形で今、いろいろな形で財政分析する道具の部分が出てきていますので、それに従って、きょうは自治体財政健全化法の4指標によると我が町はどういうふうに財政的に評価されるのか。

それから、地方債残高は高い、これは前に静岡新聞でも言われたんですけれども、一番高いよ、1人当たり高いよというような言われ方をしたんですけれども、また違う財政指標では、実質公債費比率なんかの部分では平均よりずっと低いと。なぜ地方債は高いのに実質公債費比率とか、今度の健全化法で新しく出てきた将来負担比率、こういったものが低いというふうに評価されるのか。なぜそういうことになるのかという点、それもお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、これも前から言っているんですけれども、経常的経費、ここの部分がこれからもずっとこの町にとって一番厄介な部分じゃないかなという点から、この経常的経費、経常的経費というのはもっと分析をすると人件費であったり、物件費であったり、補助費であったり、公債費であったりするんですけれども、こちら辺のところは私たちの町と同じぐらいのレベルの町、大きさとか産業構造とか、そういったものが同じようなレベルの町に比べて、ここのところがどうなのか。この点についてもお聞きしたいと思います。

そして、最後に、町長がおっしゃってきた緊縮財政の3年という年が平成20年度で終わりという形で、また去年ですか、出た財政シミュレーションの中でもブロードバンドとか、これは12億ぐらいですよ。それから、防災通信事業10億ぐらいのものがまだ出ているんですけれども、こちら辺のところもてっぺらな言い方をすると、本当にやるのか。やるならどういうやり方をしていくのか。それで、全体の財政から見たときどうなのかという部分。

それから、総合計画ができて、まだたとと日がたっていないんですけれども、総合計画を

立ててからでもいろいろな形で世の中が動いてきていると、そうだとしたら、今、本当にやらなければならない事業というものが何なのかということは、ちょうどこのところで検討してみる必要があるんじゃないかと。ましてや緊縮財政で身の丈に合ったレベルになって、それから、さあ、これからというときにここら辺のところをしっかりと検討した中で、先ほどもいろいろ質問があったように、計画性を持った、しっかりとした財政運営をしていかなければならないんじゃないかと、そんなふうな点からこの点についてもお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（森 照信君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員、大きく分けて3つの御質問かと思しますので、順を追って説明させていただきます。

まず、3年間の財政の検証、プライマリーバランスという指標を使っただけの御質問であります。

議員も説明していただきましたけれども、プライマリーバランスとは、国債費関連を除いた基礎的財政収支、つまり国債の利払いと償還費を除いた歳出、いわゆる一般歳出と国債発行収入を除いた歳入、いわゆる税収などについての財政収支を言い、このバランスの均衡を図ることを構造改革の目標として、2001年に小泉首相の所信表明の演説の中で示されたというふうに認識しております。

議員御指摘のとおり、今回の新地方公会計制度の中での財務4表の中の資金収支計算書の中において、基礎的財政収支額が明記されております。これは、単年度の収支から借金の増減の影響を控除し、さらに財政調整機能に有する基金の増減の影響を除いて計算されるもので、単年度ベースの純粋な収支の実力を見るものであります。

議員も御指摘のとおり、平成19年度決算見込みをもとに算定しますと、いわゆるプライマリーバランスは約4億円のプラスとなります。ただし、これは地方自治体においては、歳入の中での交付税にこの公債費に係る加算がされており、交付税措置のある地方債の割合が高い本町では、約5億円が加算されていることから、この数値に関しまして今後、そのとらえ方など、財務4表を作成していくに当たり注意深く見ていきたいと考えております。一般の町に比べてうちの場合には、この公債費の占める割合が大きいわけでありますので、そういったことを十分考慮しながらこの数値のあり方を、とらえ方を考えていかなければならないと考えております。

それから、町の財政状況であります。

自治体健全化法の4指標による当町の評価についてであります。この4指標については現在、平成19年度の地方財政状況調査の中で作業中であります。9月の議会へは監査委員の審査を経て数値をお示ししたいと思います。先般の12月議会においても答弁させていただ

いておりますが、18年度決算の状況から推察しますと、例えば実質公債費比率においては10.2%であり、早期健全化基準が25%ですので、19年度の指標につきましても基準内であろうかと考えます。また、他の指標につきましても、この実質公債費比率の数字から推計しまして特別会計等が赤字でないこと、交付税措置のある起債が高いことなどから基準内の数値が予想されており、確実な指標につきましても、9月議会でお示ししたいと考えております。

地方債残高につきましては、平成20年度一般会計予算説明書213ページに記載されておりますが、20年度末の現在高見込み額は約73億9,700万円になっております。この起債残高の中を見ますと、元利償還金に交付税措置のある過疎対策事業債、合併特例債、減税補てん債、臨時財政対策債等が全体の約4分の3、76%を占めています。

実質公債比率と将来負担比率の算定につきましては、これらの交付税措置額や基金残高などが差し引かれるため、この指標については、起債残高が高いにもかかわらず低いものとなる見込みであります。

本町の経常的経費は類似団体と比較してどうかという御質問ですが、まず、類似団体としては、人口及び産業構造等により全国の市町村を35グループに分類したものであります。県内では旧川根町、近隣では愛知県の設楽町、音羽町が類似団体となっております。平成18年度決算では、経常収支比率を見ますと平均85.3%、本町は96.1%で59団体中57番目となっております。

経常的経費の今後の推移ですが、人件費については、退職者の補充を最小限にするなど減少が見込まれます。物件費、補助費等については、消防及びごみ処理等の委託事務など今後の増加要素はありますが、現在進めております集中改革プランの推進により経常経費の節減に努めてまいりたいと考えております。また、経常的経費で大きな割合を占める公債費につきましても、効果的な事業の実施を踏まえ、県・国の補助金の確保と交付税措置のある地方債など有利な財源の確保により、削減に努めてまいりたいと考えております。

大きな問いになりますが、21年度以降の新たな行財政運営についてであります。

平成18年度からの身の丈に合った財政運営により、予算編成、執行の中で合併効果の追求や集中改革プランの推進などに取り組んでおり、その間、できる限り基金、主に財政調整基金に頼らない運営に努めてまいりました。18年度、19年度決算においては、財政調整基金取り崩しが2,000万円、平成20年度当初予算では1億7,000万円となっており、川根本町を今後持続的に運営していく上で重要な3年間と考えております。

21年度以降の財政運営についてですが、自主財源の確保については、引き続き厳しい状況は変わりませぬので、事業実施に当たっては、国・県等の補助金や地方債が不可欠な財源となります。

先ほど述べましたが、本町の地方債現在高は高いものですが、交付税措置のある地方債借り入れにより、将来負担比率や実質公債比率は低い数値であります。この数値をとらえ、一概には借り入れ推進とは言えませんが、財政健全化法による基準数値の確保、当該年度の公

債費の状況を踏まえる中で、今後の事業推進の財源として補助金と同様、地方債を活用していきたいと考えております。

そうした中で、ブロードバンド事業、あるいは防災通信事業についての御質問がありました。

本町のブロードバンド事業に関しては、平成19年3月に静岡県が策定した「しずおか光ファイバ整備構想」に基づき、川根本町光ファイバ整備構想が策定されております。この川根本町光ファイバ整備構想では、だれでも身近で簡単に利用できる安全性と利便性、快適性を備えた豊かな情報環境を整備して、すべての町民が情報化の恩恵を享受・実感できる情報コミュニティ川根本町の実現を目的に、快適な情報通信環境を提供する高速の地域情報通信ネットワークの構築、教育・健康・福祉を初め暮らしの利便性向上や地域産業振興のための各種システムの整備、電子自治体の構築による住民サービスの向上、ブロードバンドインターネット世帯普及率80%以上を目標として設定していますが、議員御指摘のとおり、多額な整備費がかかりますので、現在民間通信事業者の参入の促進とか協議、あるいは国土交通省など既存の光ファイバー網との接続連携の調整、あるいは新たなそうしたネットワークの構築方法の検討など、情報収集を行っています。

今後は、事業主体、整備方法、サービス内容、補助制度を総合的に検討し、最善の整備計画を策定し、初期投資や維持経費の算出、事業整備後の状況も踏まえながら今後、検討を重ねていきたいと思っております。

防災行政無線でもありますが、現在、川根本町には防災行政無線として固定系の2波、移動系の2波を所有しております。また、総務省の指針として、近年多発する広域自然災害を踏まえ、災害情報の収集や関係機関または住民への情報伝達に関して、さまざまな改善が図られてきたところであり、防災無線システムの高度化を図るために、平成16年度に260MHz帯に都道府県デジタル総合通信系の導入環境を整備し、既設の400MHz帯を使用する防災無線システムについては、可能な限り260MHz帯へ移行することと決定しております。

その後、本町においても平成18年度中に2回の検討委員会を開催して、システムの検討をしております。前提とする総務省の方針がまだ具体的なものが出ておりませんし、また現在使用している無線設備も業者に確認したところ、当面の間は使用可能であるということ、また、これはブロードバンドと同様でありますけれども、整備には多額の費用がかかるため、現在どのようなシステムで整備していくか継続研究中であります。ただ、これは合併特例債の有効期限に合わせて整備をするという方針は持っております。

それから、定住の維持のためにという具体的な施策はということではありますが、御承知のように具体的な施策というのが、今回、議員も御指摘のとおり、町の総合計画すべてが定住のための一つの施策というふうにもとらえられるというふうに思っております。ここにありますように、「だれもが安心して暮らせるふるさと」というのがキャッチフレーズに盛り込まれておりますけれども、この6つの施策大綱を実現する中で、定住、またあるいは

促進のための基盤整備、あるいは仕組みづくりをしていきたいというふうに思っております。特に、6つの体系とは合致しませんけれども、その中で拾い出していくと産業の振興を含めた雇用の確保、そして今、冒頭言いましたように情報通信基盤の整備や交通基盤の整備、あるいはさまざまな形で住民の生活の安定と福祉の向上、そういったこと、また個性豊かな地域社会の形成、あるいは人口減少の中でこうした山間地域、あるいは過疎地域への移住・交流など含めた定住の促進、あるいはこの地域コミュニティを形成している集落の維持、活性化対策、そうしたものを総合計画を推進する中で念頭に置きながら、具体的な施策を毎年事業化、予算化しているというふうに考えております。

以上、私のほうからの説明とさせていただきます。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） たくさん質問しましたので、1つずつやっていきたいと思えます。

最初のところで質問したのが、3年間の財政運営についてどういうふうに考えるかと、その手法としてプライマリーバランスというものを、わかりやすい指標ではないかということでした。その中で、10数億の黒字が出るという部分で、黒字は出るけれども、その中に交付税措置があるよというような話もあったんですけども、交付税措置があればそれが何なのかなという、ちょっと意味がわからないんですけども。というのは、なぜこの部分がすごい数字になっているかなという一つの見方として、このような3年間の緊縮財政やってきた中で借金の部分と、それから、貯金の部分が結果としてどういうふうになっているかなという部分を見てみると、借金の部分では、始まる平成17年度末で、わかりやすいように大きい数字で言うんですけども、66億ぐらいのものが多分平成20年度、この公債費の部分はそんなに予算と変わらないもので、これはそのまま使わせてもらうんですけども、74億と8億上がっています。借金は8億ふえたということですね。そして、貯金の部分は平成17年が27億のものが、平成20年だとこれ予算入れちゃうもんで、かなりの部分を財調なんかで予算編成のために使う部分があるもんで、ここの部分、ことしなんか平成19年度では2,000万ぐらいの財調の取り崩しということになったもんで、ここの部分は余り変わらないかと、平成19年度末と余り変わらないという中では、現在の37億をそのまま使えと。そうすると、大体10億ぐらいふえと。つまり借金の部分で8億減って、それで貯金の部分で10億ふえたと。

2億はふえたよという話になるんですけども、ただ、この借金の部分の8億ふえた部分の中に衛生商工組合が持っていた借金を川根本町のほうへ移した部分があります。これが大体7億4,000万ぐらいあるもんで、結局結果としては借金の部分と、その部分をもし減らして考えてみる、また無理に減らす必要もないんですけども、その部分を考慮すると、やはり全体としては8億から9億ぐらい、町の預金と町の借金との差はプラスになっているというような結論が出てきます。これはプライマリーバランスの年度ごとの計算と、それから、結果としての借金の部分、借金残高、それから預金残高、ここの部分がきっちり合わな

い部分は、これは言っちゃおうと細くなっちゃおうけれども、きっちりいかないのは起債の公債費の利子の部分がちょっと入ってないので、その部分が変わってるんですけども、大まかに見れば、10億ぐらいのやはり実質的な財産的にはプラスになっているということで、ここの部分のところを町長に聞きたいのは、その結果ではなくて、なぜこういうふうな財政運営をしたのか、ここの点について町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） プライマリーバランスを考えながら新しい財政の考える指標にするということで、これも我々も今後研究していかなきゃならないと思いますけれども、議員のおっしゃる基金の額、あるいは借金の返済の額ということに関しては、大きな変動があったのは、議会にも諮って承認していただきました地域振興基金の10億円が入っているということであり、これに関しては既に御承知のとおり、合併特例債として借りて、それも交付税措置をいただきながら返還していくという、そういった基金でありますので、今後の中長期的な町の財政運営を安定的にするために、この基金を借り入れました。それが今回の議員がおっしゃる指標の中に大きな影響を与えるというふうに思っております。基本的には、借金をしても過疎債を借りても、いわゆる3割は自分たちで返していかなければなりませんので、そういう意味では、幾ら有利であっても必要なものに限って借りるというような姿勢を貫いてきましたので、そういった意味では変化があったのかというふうに思っております。

また、いろいろな指標がありますけれども、やはり最終的にどういった状況で町の財政が運営しているかを見るときに、簡単に言えば、一家の家計もそうでありますけれども、貯金をどう扱うかという部分があります。それには我々は基金の取り崩しというのが一つの指標になるかと考えております。議員御指摘のとおり、平成17年では最終的には2億8,000万の基金に頼って財政運営をしております。その後、こうしたことでは基金が30億以下、あるいは20数億しかない、そういった中では持続的な運営ができないということで、基金に頼らない運営をしようということで18年度以降、議員御指摘のようにさまざまな見直しも行ってきました。その中で、結果として平成18年度は6,000万の基金の取り崩しであります。ここで言う私が基金というのは、いわゆる財政調整基金と財政調整基金的な使い方をしていて、うちの町ではまちづくり基金等の話でございますけれども、それを合わせて18年度は6,000万のやはり取り崩しをしております。19年度も6,100万円ということになっております。

また、20年度は予算措置でありますけれども、やはり予算編成上4億5,000万の借入れをしていかないと予算が組めないという状況でありますので、そういったことをトータルに考えると、決していわゆるプライマリーバランスで出てくるプラス4億円の黒字だよというイメージとは少し違うのではないかというふうに、私は感じております。こちら辺のバランスをとりながら財政運営をしていきます。当然絞ればいいというものではございませんので、今後必要な事業というのは、こうした過疎債等を利用して、あるいは22年度以降どうなるか、まだちょっと不明な点がありますけれども、それも見据えながら過疎債の利用とか、そうし

た地域の特性に合った支援事業の活用を図っていきたいと考えております。決してプラス4億円というようなイメージで財政運営をしているとは思っておりません。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） そのこのところは、まさにわかるんですよ。というのは、借金返す部分のところは調整することはできない、もう決まったお金、義務的なお金という形で支出してくるもので、持っている現金、使えるお金という点においては、決して自由ではなかっただろうかと、その点は十分わかります。ただ、全体として預金の部分と貯金の部分と、それから、借金の部分を両方を見ながらしていくと、3年間に10億を超えるぐらいのプラスになってきたという、それが即10億円自由に使えたということでは決してないということは、こっちも承知しています。

それから、もう一つ、ちょっと余談ですけれども、振興基金の10億円は借金でふえていて、それから、基金でふえているもので、結局余り影響はないということなんですけれども、もう少しなぜそういうふうな数字になったのかなというのを見ると、もう少し分析すると、経常経費というのが余り変わっていない部分があって、要はその3年間のところでよく言うんですけれども、投資的経費の部分ががたんとして下がってきているという部分、数字で言えば平成17年が18億だったのが、大体8億から9億程度、それでことしもてん茶がなくなっちゃったもので、大体10億ぐらいになっちゃうんじゃないかというような数字、また今度は逆に、借金に対する部分は今、言ったように義務的なものだから、そのこのところは変わらない、8億から9億ぐらいでずっといく。今度は衛生消防組合から引き受けちゃったもので、その部分も10億近くになるんだけれども、今度は借りる部分のところ、かなりこの3年間落としてきたなという部分があって、それには明快な町長の財政に対する目的意識、その部分があったと思うので、僕も全く知らないわけではないけれども、次の質問につなげるために、そのこの町の町長の3年間の目標、それで、こういうふうに来てきたというところの部分をもう一回確認しておきたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ある程度、何回も申し上げますように、収入に合った歳出規模にしていかなければ持続性は確保できないだろうということで、特殊要因は毎年入ってきますけれども、それを除いた部分で安定的な財政運営、規模まで縮小した中で事業の遂行、あるいは制度の樹立を図っていかうとしたのが、この3年間でありました。また、特にこの若干ずれますけれども、17年度から始まったこの期間というのは、議員御指摘のとおり、合併関係の支援、あるいは交付税の加算等がある時期であります。こうしたときにやはりこうしたものを利用しながら、合併によって、決して余分な人員ではございませんけれども、人的にも人件費が割りと割合が上がった、そういった時期をやり過ごすためにこうしたものを活用しながら、安定的な財政運営にしていく、そういった足がかりをつける時期だというふうを考えておりましたので、この間に、こうした支援措置がある間に基礎的な形に近づけたかった、

近づけようとした、そういう時期ととらえて、これから一つの、もちろんこれからも厳しい状況は続きますけれども、一つの事業が終わったらどういった事業を新たに始めるのか、あるいは地域の实情に合わせて、あるいは少子高齢化対策に合わせてどういう新しい施策を打っていくのか、それに対して財源をどう確保するのか、そういう時期に順次、一遍に21年度から切りかえるわけではありませんけれども、そういう時期に入ってきたというふうに考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） まさに、そういう時期というふうに町長がとらえてやってきたなというような認識で、今ではいます。そここのところの確認が終えて、今度はこれから今、今までは3年の部分でしたが、それでは今のこの川根本町の財政状況、実力というか、財政実力というか、そこら辺のところは2番目でお聞きした部分でしたけれども、健全化法で4つの指標があるという中で、最後の将来負担比率の部分はかなり算式が難しいという部分があるんですけども、それ以外の部分のところでは実質赤字比率、また連結実質赤字比率についてはもともと赤字じゃないということで、まさに問題ないという話になると思います。また、実質公債比率も10.2というのは類似団体で15.9ぐらいで、イエローカードが出るのはもっと高い数字になっていますので、ここの部分もかなり余裕があるよと、多分町長はそれでも慎重にという話になると思うんですけども、そこら辺のところでは現在のこの4指標の部分のところ、全体的な町長の評価として、川根本町をどういうふうに評価しているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 数字的にはそんなに悪いというか、これは危機的な状況だというようなものではない。また、逆に大丈夫だよという、そういう数字でもない。通常の我々の力というのをあらわしているというふうに考えております。

また、やはり今回我々は13年度以降、特に経験しましたけれども、国の施策によって、あるいは地方交付税の削減によってやはり大きな影響を受ける、そういう収入構造というか財政構造になっていますので、やはりそういったことも踏まえながら、体力のある財政運営をしていかなければならないというふうに感じております。この数字に関しては、9月に数字が出ますけれども、先ほど冒頭言ったように、とりたてて危機的ではないし、また安心、安心という数字でもない、そんなふうにとらえております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） この財政指標というのは、もちろん7月に正式に出てくるんですけども、こういう指標というのは数字であらわされるからこそ意味があるというか、重みがあるというふうに理解しています。そういう点においては、トップの考え方として、指標はかなり危機的でないものが出ているけれども、安心できないよというのは、トップの姿勢としてはわかるんですけども、もう少し客観的な評価というものが欲しいと思います。客観

的な評価の中で、この数字だと実際はどれくらい余裕があるよというような部分をお示し願いたいなと、そんなふうに思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 現在さまざまところでこういった取り組みを21年度に向けてやっていると思います。現在私のところで、例えば先ほどの赤字比率10.2%がどうかというような部分の他町との比較とか、そういった例を持っておりませんので、今後9月の数字が出る段階では、当町の全体的な位置とか、そういったものも含めて皆様にお示ししたいというふうに考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） そのこのところではきちりとした数字を基礎に置いて、そういう話ができるということですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 財政のほうで今、9月に向けて調整をしておりますので、そのときにどれだけ、例えば県内全国の対比ができるか、あるいは国が例えば、人口1万の市町の場合にはこういうものだよというような指標が出るかわかりませんが、そういったものを当町の数字を出しながら比較検討できるものの資料も集めながら、私自身も含めて、あるいは議会の検討材料にできればと考えております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） ちょっと、もう5分と言ったか。このこのところちょっと詰めておきたいなと思ったのは、財政状況という中で、今、言った健全化法の中の指標、将来負担比率だとか、それから、現在の公債費とか、そこら辺の部分のところは危機的状況になっているわけでもないし、イエローカードにもなっていないということの確認と、それから、ただ、町長も言ったそれだけでは安心できない部分というのは、やはり経常収支比率がかなり高いと、つまり経常経費がなかなか減らないと、体質的にも減らないような状況になっているもので、そこら辺の部分があってそんな簡単に安心はできないよという部分だったと思います。

そして、先ほどの話の中にもあったけれども、この地方債、公債費、ここら辺のところをどういうふうによく利用して行政サービスをやって、住民の衆の要望にこたえていけるかなという部分のところなんですけれども、確かに公債比率かなり公債部分は質のよいというか、交付税算入率の高いものがあるんですけども、ここら辺のところこれから地方債の中で過疎債とか、それから合併特例債とか、そうしたものが利用していける見込みがあるのか。あるならどの程度のものが期待できるのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 質問とずれるかもしれませんが、経常収支比率が大変うちの町は高いというのは、先ほど言いましたように人件費、あるいは公債費の占める割合が高いということではありますが、人件費に関しては合併ということを踏まえて、今後5年間、さらに

10年間を見据えた定員適正化計画というのを持っておりますので、採用の抑制等踏まえながら、かつ地域の状況に合わせて必要な専門職の確保とか、そういったことを踏まえながら人件費というのは抑制をしていきたいと思っております。ただし、役場が今まで担ってきた仕事というのは当然必要な仕事でありますので、それをどう地域全体で分担していくのか、あるいは役割を担っていただくのか、そういったことも同時にしながら、その担っていくためにはどのような対策を講じていかなければならないのか、そういったことを考えながら、今後の予算執行をしていきたいというふうに考えております。

冒頭申し上げましたように、交通基盤、あるいは情報基盤の整備とか、あるいは産業の振興、雇用の確保を含めたそういったことに対して、ここは住民にお願いする、ここは過疎債等を使って基盤整備をやっていく、そういったことをしっかり連携させるような形で整備を進めて、雇用というか、定住の促進を図っていきたいというふうに考えておりますので、むやみに箱物をつくったりとかということは、もうできる状態ではありませんけれども、必要なものに関しては我々は合併特例債にしても余力を残しておりますので、必要とあればそれを使う、あるいは必要とあれば過疎債を使う、そういう財政運営はしていかなければならない。ただし、それはそれを使うソフト、これは役場だけではなくて、住民もソフトが整って、それと両方マッチしなければ効果が出ないと思っておりますので、それをやりながら財政出動というのをしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） きょう僕が中心に持ってきたかった部分は、まさに起債の部分、起債をいかにうまく利用してやっていくかという部分でしたけれども、多分町長、勘違いの部分があったなと思うのは、経常収支比率は高いけれども、公債費は決してほかの地域に比べて高いわけではなくて、逆に言うと、ここの部分だけは、公債費の部分だけはある程度健全なんだけれども、ほかの部分、人件費とか物件費とか、補助費とか、その部分がちょっと上がり過ぎちゃっているというような認識で、またそういうことだと思います。ということは、今、私が言っているのは、公債費の部分は余裕があるという言い方はおかしいけれども、ただ、事業というのは、やはりある程度無理してもやっていかなければ行政サービスというのはできていけないと思う。そのためにいろいろな財政指標があるので、それを守りながらやっていくという点において、いかに自主財源がない中で公債費をうまく使っていきかという部分において、町長の答弁の中でも過疎債とか、それから合併特例債とか、かなり余裕のある部分というか、残のある部分があるという答弁でしたので、もう時間もありませんので、そのような状況を踏まえた中で、これから21年度、21年もすぐ積極財政へいくかと思ったら、そんなにすぐじゃないよというような話でした点と、それから、大きな事業であるブロードバンドと、それから、防災通信事業ですか、これも検討と、確かに不確定要素が高いし、すぐ進められる事業じゃないなと思うんですけれども、そうだとしたら、今ある程度財政運営に余裕があると、余裕があると言うと、また、そうじゃないよと言うかもしれない

けれども、少なくとも危機的な状況じゃないと。それから、3年の間にかなりの部分を、事業を行ってこなかったの、その部分で住民のほうからしているいろいろな事業をちょっとやってみてほしいよと、もう少し展開してほしいという要望の部分がありますので、そのところを21年度以降の予算がどういうふうな形でつくっていかうと考えているのか、その点について町長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 冒頭の私の定住、板谷議員の定住に対して、ちょっとそれと関連してきますけれども、21年度以降、例えば議会でも答弁させていただきましたけれども、住民の足の確保というところで、全町的な町営バスの運行というのを検討していかなくちゃならんだろうということを申し上げましたけれども、そういった部分、あるいは先ほどの議論で出ましたけれども、放課後児童クラブというのは、仮に箇所数をふやせば、そこに年間200、300日の稼働、開所日数というのがかかります。相当なお金もかかってくる。あるいは子育て支援センター等を整備していけば、そこにもかかる。そういった部分に、やはり時代の要請に合わせた部分にこうした財政の資金を使って整備していく、そして、定住を図っていくということが必要だろうというふうに思っております。やはり住民が安心して住み続けられる、そういった状況を生み出すことが、これからの大きな課題だろうというふうに思っております。

ブロードバンドに関しては、私も多くの町民の方から情報過疎にはしないでくれということをお願いを受けておりますけれども、莫大なお金がかかり、そして維持費も現時点ではかかる状況であります。したがって、相当な覚悟がないとこの事業に着手できませんので、それについてはやはり情報提供とか住民にこういったことを提供しながら、あるいは業者との調整をしながら、こういう状況だということの中で判断をしていかなくちゃならんというふうに思っております。

また、防災上も若干必要だということでもありますので、防災行政無線等の基盤整備に関しては、これはもう住民の暮らしや安心・安全を守るためでありますので、もちろん費用対効果も考えながら合併特例債の期限内に整備をする、そういった形での資金の投入はしていきたいと思っております。

議長（森 照信君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） もう最後になると思いますが、町長の答弁もありましたけれども、やはり確認しておきたいのは、事業に使えるお金がないよということではなくて、そういうことではないための3年間でもあったわけですが、使うお金がないよとか、それから、借金する手だてがないよとかいうことではなくて、やはりここは、そのある程度の事業に使えるお金をどういうふうに使うか、その部分をしっかり検討していかなくちゃならん。仕事の内容の部分、本当にみんなが必要としているのは何なのか、その部分をこの時期にもう一度みんなで検討するというような形のものが欲しいじゃないかなと、そんなふうに思

っています。その点について、最後の町長の答弁をお願いします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それは議員御指摘のとおりだというふうに、私も考えております。産業振興策をやるのか、やるのかというか、産業振興策、あるいは少子化対策、あるいは高齢化対策、あるいはそれをひっくるめて集落の対策をやっていくのか、あるいはそれを支える基盤整備の部分の安心・安全対策、防災上のものを確保するのか、さまざまな議論の中で優先順位をつけてやっていきたいというふうに思っております。

今後、今の現状を皆さんに我慢していただいておりますけれども、この状況が続いていけば、そうした議論の中でこれをやってみたいといったときに、いや、うちは実はこういう財政的な指標が赤字だから、とても気持ちはわかるけれども取り組みめない、そういう状況ではないと思っておりますので、そういう合意形成ができれば、そこに当然住民の協力も得てでありますけれども、新しい施策を打つ、あるいは今までの施策を拡充する、そういうまちづくりをしていきたいし、それがこれからも我慢してもらう部分ありますけれども、この緊縮財政を支持していただいたかどうかわかりませんが、認めていただいた18、19、20年度、町民に対する我々の責任だというふうに思っております。

議長（森 照信君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

ここで2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時22分

再開 午後 2時35分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

6番、澤畑義照君、発言を許します。6番、澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） それでは、通告に従って2点、教育長さんにお伺いいたします。

1点目でございますが、中学校の部活動のあり方についてでございます。

日ごろ中学校におかれましては、熱心に部活動の指導がなされて、しかも、教育的成果が上がっている現状の中で、大変水を差すような質問になるかなという心配もあるんですけども、部活動は御存じのように、中学校生活の中で生徒が一番やりがいのあるというか、生涯にかけてのスポーツ、または文化的な面でも自分の個性を伸ばすという視点で大変意義のある教育活動の場でございます。したがって、非常に楽しみにしている生徒がほとんどだというふうに思っております。私も過去に部活の担当をしてきました関係もありますが、今、思い起こすと、本当に喜々として子供たちが放課後ボールを追ったり、絵をかいたりというふうな活動を思い起こす今でございます。そういう子供たちにとって大切なだけに、いま一度部活動のあり方を見つけ、これからどのように課題を解決していくかというようなことは、

子供たちの育成にとっても大切なことであるというふうに私、認識をしているところでございます。

近年、部活動が大変熱を持ちまして、それこそ土曜日も日曜日も祭日も、ほとんどが部活動の時間として生徒が学校のほうへ、または対外試合等々に時間をとっております。そういう現状の中で、私もうちに孫がおりますが、部活やっておりますけれども、茶時でも、まずほとんど土・日はいないし、祭日も学校で部活の練習をしていると。これはどうだろうかというふうに私、考えてみたときに、時には家庭教育が非常に叫ばれている中で、いま一度その家庭の中に親しんだり、それから勤労を体験したり、うちの人と一緒にお仕事ができるような場づくりをバランスよくとったらどうだろうかと、これも子供たちの人間をこれから育成していく視点からも大切なことであるというふうに私は思っております。

なお、勤労体験につきましても、ほとんど今の子供たちは働きません。自分の畑はどこにあるのか、この畑はどこの中の畑なのか、それさえ知らないような現状であります。お茶時ぐらい何とかならんかなと私は思ったんですが、私は以前に三粒の教育ということで、体験勤労学習を学校教育の中に導入していきたいというお話を、ここでもさせていただきました。そういう視点からも、何とか部活動と家庭生活のバランスをとるようないい案が出てこないかと、こういって1点目を教育長さんからお答えをいただければ大変ありがたいと思っております。

それから、2点目でございますが、これは教職員の関係であります。

御存じのように本県では交通事故が多発しておりまして、この前テレビでは103件、103人ですか、というふうな、もう全国的に見ても大変上位にランクされる大変思わしくない状況でございます。そういう中で川根地方への交通量も増加しておりますし、そういう中で学校の先生方は非常にハードであります。先ほど申した部活動、そして教材研究等々、大変最近先生方が時間的にも余裕がない現状が見られるわけでありまして、そういった中で交通事故が起きては困ります。人を育てる教職員が事故を起こすということは大変不名誉でございます。本町にとりましても全く遺憾でございます。そういう非常に危険な状況の中で教職員に教育委員会または学校長が、一人一人の個に合った交通安全指導をどのように展開しているか、この点について具体的な対策を求めたいと思っております。

以上、2点でございます。よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの澤畑義照君の質問に対し、教育長の答弁を求めます。教育長、澤村迪男君。

教育長（澤村迪男君） ただいま澤畑議員から2点について御質問がありましたので、回答いたしたいと思います。

まず1点目は、中学校部活動のあり方であります。

小学生が卒業のときに「中学校に入学して頑張りたいことは何」と問われて、大半の子供が「部活動」と答えます。それほど子供の心に部活動が占める部分は大きいと言えます。多

くの友達と1年間、あるいは2年間、3年間と一定の目標に向かって精進を重ねるという体験は、今の中学生にとって貴重な体験であり、部活動の重みを感じずるものであります。特に運動部の場合、長い時間をかけての練習、そしてレギュラーを目指しての競い合い、対抗試合での勝ち負けなどが続いて、自分自身だけでなく、友達との間においてもさまざまな葛藤が起こります。そうした意味では、生徒の心の中に占める部活動の意味は大変大きく、部活動が生徒にとって心身の成長を促進する生活体験でもあると言えます。

ところで、川根本町立中学校2校における現在の部活動状況であります。中川根中学校では野球、サッカー、テニス、弓道、バレー、男女バスケット、文化、音楽の9部があり、本川根中学校では野球、柔道、バレー、テニス、総合文化の5部があります。その各部においては、月曜日、水曜日を除く授業終了後から下校時刻までと土曜、日曜、祝祭日のうちで部が選択した日の活動となっており、原則として夏休みなど長期休業中の土曜日、日曜日の練習や定期テスト前の練習を控えること、土曜、日曜日における練習を軽減することなどを学校では申し合わせております。

御質問の土・日等の部活動の実施の状況ですが、平成19年度には、土曜、日曜、祝祭日の対象日が約120日ありました。そのうちの活動日は、中川根中学校では、野球部62日、サッカー部・テニス部50日、弓道部38日、バレー部67日、男子バスケット47日、女子バスケット部49日、文化部30日、音楽部31日であります。本川根中学校では、野球部72日、柔道部37日、バレー部60日、テニス部71日、総合文化部41日となっております。大半は60日以下ですが、70日を超しているところもあります。年間を通すと半分程度ですが、中学校体育連盟、略して中体連といえますけれども、の公式試合を7月に控えていますので、このところ過密な日程での練習試合等が目立っているところであります。このことは、我々も子供の健康管理面等について心配しているところであります。

さて、部活動の運営については、さまざまな問題を抱えているのも事実です。議員御指摘の土・日のあり方もその一つであります。また、部活動の指導は、教師にとって授業以外の仕事になるためオーバーワークとなりやすく、学級経営や教科指導と部活動指導との間でのジレンマに陥ることも少なくありません。部活動への大きな期待が、教師の私的な熱意や父母や地域の人たちの厚意と生徒たちのやる気に支えられております。

今後の課題としましては、新しい学習指導要領の中に、初めて部活動についての記載がされました。

そのことを踏まえて、学校教育活動の一環としての部活動の教育的意義を正しく理解し、単に勝敗や技術に偏った指導にならないこと。

生徒の体力・健康の保持増進に留意し、適度な休息を設けながら、科学的・計画的・合理的な練習に心がけること。

部活動の活動が保護者によく理解され、また、部活動の運営や競技会において、過度な応援や援助が行われることのないように協力を要請すること。

生徒自身がみずから課題を見つけ、みずから学び、みずから考え、主体的に活動に取り組み、活動する喜びを共有できる集団づくりに努めること。

学校週5日制の趣旨を理解し、保護者への啓発とともに確認、徹底を行っていくことなどが考えられます。

今後とも部活動を充実させていくためには、部活動の時間や運営の仕方など、よりよい部活動のあり方を考えていくことが必要であると強く感じております。

2点目の教職員の交通安全対策について、具体的にどのような対策を講じているかの御質問です。

まず、教職員の通勤の実態を述べてみます。80名の教職員のうち、教職員住宅から徒歩で通勤している者が5名ほどいます。その者を含めて通勤時間が30分以内の者は80%の64名です。64名のうち10分以内の者が31名います。30分から45分の間の者が9名、45分から60分までの者が7名います。1時間を超える者は、幸い1名もいません。通勤の実態を申し上げましたが、教職員が車を運転するのは通勤だけではなく、出張にも使うし、私用でも使うことが大いにあります。

さて、つい先日、6月9日に県下一斉に「交通死亡事故多発警報」が発せられたことは、議員御承知のとおりです。尊い命が事故によって失われたり、障害を持つことになったりすることは、実に痛ましいことでもあります。また、被害者のみならず加害者にとっても、大変不幸なことであります。命の尊さや規則を守ることの大切さを子供に教えさとする立場にある教職員が、交通違反をしたり、交通事故を起こしたりすることは、決してあってはならないことでもあります。

したがって、議員御承知のとおり、学校現場では、ありとあらゆる機会に交通事故を含めた不祥事根絶のために努めております。県教育委員会や教育事務所からの通知があったり、着任式や教育会総会のあいさつの中で交通事故根絶を呼びかけたり、毎月の校長研修会に参加して指導したりすることは、言わずもがなのことであります。

では、具体的に何をどうしているかということでもあります。これらについても、議員御自身が十二分にわかっておられると思いますので、回答者としては甚だ申し上げにくいところではありますが、3点ほど申し述べます。

1つ目は、校長は次年度の経営の構想の中に、不祥事根絶を意識した3ゼロ+1、つまり、わいせつ・交通事犯・体罰、それと情報管理に関することを記載しています。具体的記載例を一、二挙げますと、例えば打ち合わせや職員会議等の場を利用して、教育公務員としての信頼を得るための勤務・サービスに関する指導を徹底する。例えば、職員との考えのずれを最小限にする。一方的でない日常の対話を大切にします。

2つ目、1年間で3期に分けて、教職員の事故・事犯及び交通事故・事犯の発生状況調査を実施し、この状況調査を実施することにより、教職員の交通事故に対する意識の強化を図っている。

3つ目、本年度も実施しますけれども、教職員評価制度試行で、校長は全教員と30分程度の面談を毎年しております。その中で、交通安全についての指導をする。特に通勤時間の長い者については、十分安全に心がけるように指導する。また、「教職員評価制度」の中の実施項目に「教職員の指導監督」の項目があります。具体的方法として一、二例を挙げますと、例、3ゼロ+1について、機会あるごとに新聞記事等を中心に指導し、常に意識の高揚を図る。例えば、職員会議等の機会をとらえ、3ゼロ+1の徹底を図る。例えば、特に交通安全指導に力を入れ、年に3回は具体的な事例を挙げて職員研修をするなどであります。

最後に、各学校では、特に交通事故根絶を目指してそれぞれの取り組みをしています。例えて言うと、ある学校では、制限速度の厳守・わき見運転の絶無など5項目の入った「運転状況点検簿」を出勤時に記載して意識の高揚を図っています。これらの取り組みを通して、教職員に互いに悲惨な交通事故を決して起こすことのないよう、教職員に自覚していただきたいし、指導していきます。

以上で回答といたします。

議長（森 照信君） 6番、澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） それでは、1点目についての再質問をさせていただきます。

大変今、教育長さんから丁寧な具体的な御答弁をいただいた中ではございますけれども、まず1点目ですが、教育長さんも御存じだと思うんですが、教育基本法の改正が平成18年度になされて、今までの家庭教育というのはなかったんだけど、これはいつか教育長さんから御説明いただいたあれがあるんですけど、第10条に、新しく家庭教育というのが基本法の中に新設されているわけでありますよね。そういう視点からも、やはり基本的に家庭教育を見直ししていかなければ人間形成において欠如があると、そういう家庭の中の一員という児童・生徒の位置づけといいましょうか、そういうことが強調されているわけあります。

私は心理学者の1人お友達がいるんですが、その方からお手紙をいただいたんですけども、今、持っているんですけども、時間の関係もありますので省きますが、例えば秋葉原のもう痛々しい事件がありまして、そういう毎日の暗いニュースの中で追われていますので、その辺も子供のときの様子を見ますと、ほとんどが家庭教育に問題があると、要するに、家庭の中での愛情が不足しているということが、問い詰めていくと、そういう事件に関与していると、こういうことがその心理学の先生がお手紙の中で書かれておりました。

したがって、1点目でございますけれども、部活動の休日である中で、部活動を土・日に、先ほど具体的な日数を上げていただいたんですけども、本町はお茶という地場産業の町でございまして、お茶時はできる限り勤労体験をさせるとか、より具体的な学校教育委員会のほうからそういう指示が出せないかどうか。またもちろん、学校としてのいろいろなねらいがあるわけですから、簡単にはいかないかなと思うんですけども、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） ありがとうございます。お茶休みの復活はいかなものかという部分も入っているかと思えますけれども、議員御承知のように、今度の改訂の学習指導要領でも、先ほど申し上げましたけれども、授業時数もふえているし、休みもできるだけ、場合によったら減らしていくような方向にある中で、確かに勤労体験、地場産業、先ほどから話題になっていますけれども、お茶のお茶摘みとか、そういうものは十分理解できる場所でありまして、実際にそここのところに2日、3日の休みがとれるかとなると、なかなか難しい部分があるのではないかと、そんなふうに思います。とりあえず、そのところはそんなふうでいいですか。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 大変難しい質問で、実現がなかなかできないということは私もわかります。でも、職員集団の中でやはり家庭教育の重要性、そして勤労体験の大切さ、そういったものはこれから大事にしていきたいというふうに私、お願いをしておきます。

それから、2点目でございますが、先ほども教育長さんのほうからのお話が出ておりますが、保健体育の審議会の答申が平成9年に出されているわけございまして、その中には部活動のいわゆる勝利至上主義に基づくハードな練習による弊害と申すまいでしょうか、それを是正しなさいと、そしてよりよい健全な活動を推進、促進するために部活動のあり方を検討する必要があるというふうなことで、平成9年9月に答申がなされております。保健体育審議会でございます。

そこで、もちろん子供たちにとっては負けるよりは勝ちたいと、これは当然人間の本筋でございますので、あるわけですが、部活の指導者の認識によってはそうでなく、本当に子供たちが実際、主体的に経営運営していった練習試合をやるとか、そしてそのチームとの和み合いとか、そういったこともやれるわけでありまして、本来の目的はやはりそういう健全育成、スポーツの部で言えば、スポーツに親しんで将来もスポーツを愛好していくと、そういう人間をつくっていくという、そういうものがあるわけですが、いまいち、勝利至上主義にはなっていないのかどうか、そこら辺は十分気をつけて検討していく必要があるのではないかなというふうに思っております。

したがって、学校でそういう教育長さんとしてどうその点を認識しているか、それから、改善しようとしているかについて御答弁をお願いをしたいと思います。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 先ほどちょっと触れましたけれども、7月に中体連の大会が組まれているということで、このところちょっと過激になっているかなというふうに思いますので、その部分については大変危惧しているところであります。最後まで大会に参加してくれるような状況であれば一番いいわけですが、早くに終わっちゃうかもしれませんし、それもまたいいことでもないなと思っておりますので、できたら最後のほうまで残っていただきたいわ

けですけれども。

それはそれとして、先ほどちょっと触れましたけれども、議員御承知のことだと思っ
すけれども、学習指導要領に、今まで部活動についての記載が全くなかったわけなんですよ
ね。いわゆる学校教育外の活動として認知されていなかったわけなんですけれども、今度初
めて指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項の1項目にそのことが入ってきたというこ
とで、こういうことによって、また学校全体で、あるいはこの中には「地域や学校の実態に
応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運
営上の工夫を行うようにすること」というふうに記載されていまして、これから先になると、
今度は部活動そのものが場合によったら地域のスポーツ団体のほうへ移行するのかもしれま
せんけれども、今のところはその過渡期ではあるかと思しますので、十分配慮しながら指導
していきたい、そんなふうに思います。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 次に、御質問させていただきたいんですが、先ほども触れておりまし
たけれども、部活動の指導の勤務時間の件でございますが、非常に先生方も土・日、祭日、
60日以上の日数もある部もありましたり、大体平均が60ぐらいでしょうか。そういう中でそ
の勤務、サービスといいましょうか、時間外の業務なんですよ。そういう中でサービス勤
務ということになりましょうか。そうなりますと、教員によっては負担になったり、そ
れから、土・日も家庭には入れないで、ほとんど学校で部活の指導するとかというふうな形
になってきますと、先生というのは、先ほどもお話があったように教科指導が中心でありま
して、そういったものが指導がおろそかになったり、先ほど教育長さんは学級経営指導とい
いましょうか、学級経営についてもおろそかになるのかなというふうな危惧をなさってい
らしたんですが、私も同じでありまして、やはり人間の体には限界がありますので、特に本町
では遠距離から土・日帰れない。そしてちょっくら行って、うちへ帰って、月曜日に帰っ
てくるかというふうな非常にハードな勤務対応になるんじゃないかなという心配があるわけ
ですが、この点について本町の実態はどんな様子ですかね。教育長さんの認識はどうでし
ょうか。特別問題がなければいいんですけれども、心配点ございませぬか。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 先ほど申し上げましたように、ある部分では教師の私的な熱意によ
って支えられている部分がある。それから、最近は部活動1日出た場合には、半日かな、半
日出たときには本当にわずかながら弁当代ぐらひは出ているんですけれども、それでいいと
いうわけじゃないんですけれども、やはり教師一人一人の子供にかける思いというのか、教
育にかける思いというのを、やはりそのところでペしゃんこにしちゃっていくのは果たし
ていいことなのかどうなのか、子供にとっても、先ほど最初に述べたように非常に、期待し
ながら入って、みんなで頑張っって強くなっっていくよというのに水を差すようなこととい
うのはなかなかしにくいなというふうに思いますので、先ほど子供のほうの健康管理について

は申し上げましたけれども、教職員の健康管理も十分配慮しながら、かつ本務のほうの仕事を忘れちゃったんじゃ、これは何ともなりませんので、本務のほうもきちんとしていけるような状況をできるだけ支援していきたい、こんなふうに思っております。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 教育委員会として再度、今後、今、言ったようなことを各校長さん方にお伝えいただいて、部活の正しいあり方、そして、その辺の部活指導における教員の負担の軽減というか、そんなふうな配慮といえますか、その点も十分御指導いただければありがたいなと思っております。

それから、中高一貫教育の視点で部活動をどうとらえるかというようなことで1点御質問したいと思いますが、例えば本中ではサッカーの部がないわけですよ。子供たちは以前、サッカー部欲しいな、中学校に入ったらサッカーやりたいなというような子供がたくさんおまして、サッカー部がつかれないものですから、勢い野球部に入ってあれだというようなことで、若干問題があったことを記憶しているんですけども、もちろん中川根中学校との連携でもいいと思うんですけども、そういった高等学校、川根高校と中学との同時部の練習とか、何かそういうふうなシステムができればどうでしょうかなというふうに私、考えるわけです。これは急にそうしたほうがいいというわけじゃないわけですが、川根高校のほうに迷惑になれば、これまた大きなあれになりますので、その辺がこれからどうなっていくのかなというふうなことで、もちろん各中学校に生徒一人一人が自分が思うような部へ入っていけるようになれば一番いいわけですが、少人数、それから、教員数も少ない中でなかなかたくさんの部を編成していくというのは非常に困難なわけで、やむを得ないかなというふうな観点を持つわけですが、これから将来、そういう面でも体育の指導、授業を一緒にやるだとか、そういう中でサッカーを楽しむとか、いろいろな部を楽しむとかというふうなこともこれからの大きな課題、この地域の課題ではないかなというふうに私は思うんですが、またその点についてもぜひ御配慮いただいてお願いをしたいなというふうに思っております。

議長（森 照信君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） これまた大変難しい問題でありまして、今、議員御指摘のとおり、子供の数が減って部活動が廃部になっていく方向にある中で、新しい部を創設するというのはなかなか大変なことで、非常に難しいことかなと思います。ただ、川根高校の吹奏楽部と中川根中学校の音楽部が合同練習をやって発表会をやっているという事実もありますし、これからどんな障害があるのかわからんけれども、そういうものをクリアできれば何らかの形ができるのかもしれませんが、あるいは先ほども述べましたように、学校現場から離れて社会の中のそれぞれのクラブ的なものに移行していく時期も来るだろうなというふうに思いますので、ちょっと今、すぐにこうやりますという返答はできかねますけれども。

議長（森 照信君） 澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） それでは、1点目の御質問のほうはありがとうございました。なかなか

かすぐ解決するというふうな問題ではないわけですが、今後、御配慮いただいて何とかいい方向へ持って行っていただければというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

2点目の学校教職員の交通安全対策でございます。これについて1点だけ御質問させていただきます。

先ほどよりもずっと教育長さんのほうから御答弁をいただいている内容でございますが、勤務時間の問題、それから、それに伴っての睡眠不足、それから過労、それからストレスという、いろいろな面で先生方が悩んでいたり、そういったところで万全を期しても交通安全の安全対策がふいになっていくという点もあるかと思ひます。昨年度も若干そんな話をちょっと聞いたこともありますものですから、ぜひとも教職員に対する交通安全の対策、できる限り休養をとって、そして健康で学校のほうへ出勤すると、こういうそれぞれの学校の特色、その先生のあれもありますので、一概に総括はできないわけですが、個に合った教職員の交通安全指導について、十分お願ひをしたいと思っております。

先ほど来、交通安全については30分の指導だとか、いろいろな対策が具体的にとられているということをお大変私、ありがたく思っております。今後もぜひ続けていただいて、交通事故ゼロ、こういうこと目標に向けて意図的に教育委員会としてもこれから御配慮いただいて事故ゼロを目指していただきたいと、このように思っておりますので私の質問を終わらせていただきます。

議長（森 照信君） これで澤畑義照君の一般質問を終わります。

次、2番、佐藤公敏君、発言を許します。佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 通告に従って一般質問をさせていただきます。6人目となりますと、大変皆様もお疲れのことかと思ひます。長い時間かけないように終わるんではないかと思ひますけれども、しばらくよろしくお願ひいたします。

まず、第1点目であります。奥大井・南アルプス地域の振興策を探るには、静岡市及び井川地区との関係を深めていくことが大切だと考えておりますが、この連携強化という点に絞ってお伺いをいたします。

奥大井の豊かな自然を生かし、本川根町、これは当時でありますけれども、当時の本川根町から静岡市井川地域までを広域的、一体的な地域としてとらえた総合的な振興策を官民一体となって推進しようという趣旨のもとに、奥大井地域振興協議会が設立されたのは昭和60年10月のことであります。当時は既に長島ダムも本体工事に着手し、井川線のアプト式鉄道へのつけかえ工事も進捗しつつあった時期であります。長島ダムの建設とアプト式鉄道の開通、これを大きな契機として、静岡市井川地域との連携強化を図りながら、奥大井地域の活性化を図っていかうということで発足を見たものであります。

当時の静岡市、本川根町はもちろん、県からは地域振興課、水資源課、観光貿易課、自然保護課のほか、中部振興センター、志太榛原振興センター、さらに土木事務所や農林事務所

が加わり、国からは長島ダム工事事務所、千頭営林署、さらに民間からは観光協会、大井川観光連絡会、奥大井ふるさと特産振興会などの地域団体や中電、大井川鐵道、静岡鐵道などの企業が参加しております。いわゆるこの地域にかかわるオールキャストが参加しての振興協議会が発足を見たわけであります。

当協議会は短期間ではありますが、静岡経済研究所、交通公社に委託して、奥大井地域総合振興調査報告書を翌61年3月にまとめ上げております。提言のうち、一部は具体になったものもありますが、手つかずのものも少なくありません。その後、平成10年に奥大井マウンテンパーク構想が策定され、地域の期待を集めました。それは期待に反してハード面の整備を伴う構想ではなく、エコツーリズムという新しい体験型の観光を取り入れようというものでありました。平成15年度から16年度にかけてはエコツーリズムをベースとした、よりすそ野の広い体験型観光による地域振興のアクションにつなげようと、奥大井・南アルプス地域振興計画策定調査が行われ、「自然とお茶」をテーマとした3つのモデルツアーが実施され、そのツアーを通して具体的な提案もなされました。本年に入ってエコツーリズムネットワークも立ち上がり、エコツーリズムの推進に向けて一応、一步を踏み出しました。

また、静岡市の呼びかけで静岡、山梨、長野の3県にまたがる7市3町で南アルプスを世界遺産に登録しようと、南アルプス世界遺産登録推進協議会も立ち上がり、本年7月には登録基準を意識した学術調査に入るとのことです。また、明年3月には富士山静岡空港もいよいよ開港となります。

このようなことから、今後大井川筋への入り込みの増加も期待できるようになり、島田市など下流の空港周辺ばかりでなく、静岡市、あるいは井川地区との連携が非常に大切になってくるのではないかと考えられます。奥大井地域振興協議会は、現在辛うじて奥大井フォトコンテストを開催しておりますが、20年余りを経て今もなお続いているということを考えれば、両市町にとって必要な組織であるとの認識が共有されているからだと言えるでしょう。せっかくの組織でありますので、さらに連携を深め、積極的な活動を展開し、地域振興の実を上げていく必要があるのではないかと考えます。

奥大井地域振興協議会の最近の活動状況とあわせ、奥大井・南アルプス地域をめぐる最近の動きはどのようになっているのかお伺いをいたします。また、今後、静岡市あるいは井川地区とどのように連携強化を図っていこうとしているのかについてもお伺いいたします。

次に、元本川根北小学校の再利用についてであります。

奥泉地区にある元本川根北小学校が廃校になって既に2年余りが経過しております。この間、奥泉地区を中心とする元北小学校区の皆様から、再三にわたって校舎の再利用について相談をいただいております。町としては再利用に向けて、まず地元の皆さんで検討していただきたいということで、奥泉区はもとより北部の4区においても話し合いがなされましたが、解体するにしても数千万円、再利用するにしても耐震補強工事だけで1億円程度の資金投入が必要だとの話を知らされているだけに、再利用の具体案が容易にまとまらないのが実情で

あります。町当局としても、どうすべきか悩ましい問題であろうかとは思いますが。

これまでは耐用年数経過前に転用や取り壊しを行う場合、原則年割で補助金を返還しなければならないことになっておりましたが、おおむね10年以上経過後の財産処分なら国庫返納を求めないなど、補助金で整備した施設の転用について基準が緩和されたとのことでもあります。北部地域のシンボリック的存在であった元北小学校の再利用について、現在のところ何らかの検討がなされているのかお伺いします。また、今後この施設の取り扱いについてどう考えておられるのか、再利用について検討する場を設ける予定はあるのかお伺いします。

次に、3点目であります。補助団体に対する指導監督についてお伺いします。

川根本町には各種の団体、組織、グループなどがあり、それらの団体はそれぞれが設立の目的を持って、その目的に沿った事業を掲げ、その事業を推進するために有効な役員編成なり事務局員の配置など、自主体制を整えております。収益を目的とする団体もあれば、業界などの指導を目的とした団体もあり、ボランティア団体もあればサークル活動などのグループもあります。行政推進上の必要があって行政が主導して設置した団体もあれば、住民みずから何か事を起こそうとして意欲的に立ち上げた団体もあります。法人格を持つものもあれば、任意の団体もあります。一口に団体と申し上げておりますが、実態はさまざまであります。これらの団体の中には、町から補助金、交付金、あるいは委託料というような形で何らかの財政支援を受けているものがあります。団体の活動は、その団体や構成員にとってはもとより、町が行政を進める上でも大切なものがあり、その活動に対して財政支援を行うことについては、それなりに大きな意味があると考えております。

しかし、町村合併に伴って団体の合併も進められましたが、短時間で協議も不十分なまま合併を余儀なくされた団体も中にはあると思えます。このような団体にあっては、意思の疎通もままならず、事務手順の違いなど、ささいなことから人間関係が悪化したり、職場の雰囲気が悪くなったり、場合によっては業務に支障を来すというような事態も起こり得ると思えますので、団体の自主運営は、極めて当然のことではあります。すべてを団体任せにしてしまうのではなく、常に関心を持って補助団体との緊密な連携を保ちながら指導に努める必要があるのではないかと思います。

補助団体に対して運営の健全化、円滑化のために町当局の指導なり監督は十分に行われているのか伺います。また、補助団体の事業活動が団体の自主性を維持しながら、補助目的に沿って適切かつ円滑に進められるために町の指導なり監督はいかにあるべきとお考えか、その考え方についてお伺いしたいと思います。

以上、3点でございます。よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） ただいまの佐藤公敏君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、佐藤議員の質問にお答えいたします。大きく分けて3つあるかと思えます。

まず最初に、いわゆる奥大井・南アルプス地域の振興策でございます。

議員も御指摘されたように、奥大井地域振興協議会は、奥大井地域と静岡市井川地区内の総合的な振興を図ることを目的として、昭和60年10月に設立されております。現在の組織は、議員御指摘のとおり川根本町と静岡市井川支所及び井川観光協会、地元事業者や企業、県など25の団体で構成されており、今年度の総会を6月3日、本町の文化会館において開催いたしました。

主な行事として、従来、議員御指摘のとおり、フォトコンテスト並びに奥大井イラストマップの作成等が主な事業でございました。フォトコンテストについても、一たん応募も少なくなっただけでありますけれども、募集方法等の検討で、近年の13回目は応募作品が138点とございまして、ふえてきております。6月10日に白旗先生による審査会が行われ、入賞作品も決定しております。また、この表彰式、写真教室を来る7月26日土曜日、長島ダム周辺で開催される「接岨湖フェスタ」の会場で実施したいと考えております。

また、その他の事業として、南アルプスあぶとラインを利用し、誘客を目的とした2日間有効の無料乗車券による招待事業、あるいは静岡市民ギャラリー、井川えほんの郷などを使用するフォト作品展などを実施しております。

御指摘のとおり、この事業が20数年を経て少し事業の広がりが限られてきた、そういう状況の中で、やはりこの地域の振興を図る重要な組織であるということは私も同感でございますので、例えば今年度の地域振興協議会の中では、これからのこの地域の魅力をもう一回みんなで磨いていこうということで、3市による事例発表等も行い、その後、それぞれ参加委員の方から「奥大井の魅力を語る」というテーマで全体ディスカッションも行ったところがあります。もちろん白旗先生を利用した写真展という大きな振興策、あるいはPR産業になると思いますけれども、それだけに頼ることなく、こうした事業を通じて、本来この地域振興協議会が設立されたときの原点に立ち返って、振興策をともに考えていきたいと思っております。

特に御指摘のとおり、今後、静岡空港や第二東名が整備されることをチャンスとして、国内観光客はもちろん、外国からの観光客が増加されることが見込まれております。広域的に事業実施可能な県・国の補助制度も積極的に利用しながら、それらを生かして地域資源の効果的な活用になる観光客の誘客増加、特に井川地区との連携、情報の共有を強化することで、奥大井地域の活性化を図ることが大切と考えております。川根地域が行きどまりではなく、井川地区にも、あるいは国道362を通じて浜松市、そして静岡市、そうしたことに容易に抜けるような、そういう広域ネットワークを形成していくことが重要だというふうに考えております。そういう意味では、こうした協議会を通じて道路の整備、あるいはこうした各エコツーリズムネットワークの連携等に、そうした各ポイントの整備、そういったことを幅広く行っていきたい、そういう核になる協議会と考えております。

また、そのほかの井川地区を対象としているものとして、南アルプス・奥大井自然公園運

営協議会、モデル・エコツアー事業実行委員会があり、また、静岡市とは御指摘のとおり南アルプス世界自然遺産登録推進協議会、奥大井・南アルプスマウンテンパーク連絡会、県中部地区観光協議会等があり、これらと連携を図りながら井川との連携を強めてまいりたいと考えております。

もう1点、旧北小の活用であります。

これに関しては、議員御指摘のとおりさまざまな経過があって、そして活用には耐震補強をしなければなりませんので、管理・普通教室棟で7,800万、特別教室・屋内運動場が4,800万でありますので、合計で1億2,600万の耐震補強工事が必要というふうに見積もっております。また、取り壊しするにしても、御指摘のとおり約4,900万ということで、大変多額な資金が必要であります。

現在、町有財産の有効利用の検討委員会で検討を重ねておりますけれども、現在、町は行政改革を進めているところでありますので、こうしたところにまたお金を投じるというには相当な地元の要望、そして今後の利用計画等がなければ、なかなか町民の合意形成が得られないというふうに考えております。私自身としても今後のさまざまな活動の拠点として、この北小というのは地理的にも、あるいは建物的にも補強さえできれば大変使い勝手がいい建物と考えておりますので、今後とも地元の方とも含めて利用について検討していきたい、そういうふうに思っております。

行政といたしましても、この施設を利用してこういうことをしたいというプランを練っていきたく思いますけれども、地元あるいは町民の中から、あの施設の耐震ができればこういうふうに使っていきたく、自分たちの暮らしにこういうふう役に立たい、そういう提案がたくさん出る中で今後の検討方向が決まっていくのが一番ベストだと考えております。今後とも引き続き検討を続けていきたくと考えております。

補助団体に対する町の指導監査であります。これは、補助金の適正な支出とも絡んできますので、その観点からも少しお答えをさせていただきたいと思っております。

補助金は、地方自治法の232条の2の規定により、町が直接的または間接的に公益上必要があると認めた場合に交付するものであります。補助金を支払う町は、補助金が町民の皆さんの税金で賄われていることに留意し、法令及び予算の定めるところに従い、公正かつ効率的に使用されることを求めています。また、補助金を受ける側は、補助金が町民の皆さんの税金で賄われていることに留意し法令または補助金の交付決定の内容、これに付した条件等に従い、誠実に補助事業を行う責務があるととらえております。

平成20年度の当初予算での暫定補助は、48団体へ1億4,455万9,000円計上されており、そのうち6法人へ6,635万7,000円が交付決定が予定されています。

補助金は、毎年予算編成時に従来制度・慣行にとられることなく整理合理化を図ってきましたが、必要性や効果が客観的な視点から十分にチェックされておらず、課題も生じています。その例として、団体の既得権化の傾向が強まり、公平性が失われ、役割が縮小され

たものや目的が達成されたものを見直しが図られていない。

補助金を交付することが目的化し、本来の目的である公益に資することが検証されずあいまいになっている。

団体の補助金への依存が高く、自主財源の確保など自立に向けた姿勢が希薄になっている。

補助金が税金で賄われていることに留意した、公正かつ効率的な補助金の使用がおろそかになっているなどが考えられております。

前年度から行政改革について検討をお願いしております、有識者で組織する行政改革推進委員会でも、補助金の同様な課題が議論され、その見直しが求められています。

町では、平成20年3月に補助金の適正化についての方針及び既存の補助金等を見直し方針を制定し、平成20年度中に見直し作業を行うこととしております。

団体への見直しの趣旨説明は見直し作業で行い、あわせてさきに述べたように、補助金は税金で賄われていることに留意し、法令の定め及び補助金の交付決定の内容、これに付した条件等に従い、誠実に補助事業を行う責務のあることを再認識するように促していきたいと思っております。

議員御指摘のものは、町民の暮らしに直結しているこうした団体の指導をもっと徹底しろということだと思います。今回こうした補助金の見直しがされている、そうした一つの契機として、さらに町民の暮らしが向上するような団体の運営のあり方について、もう少し踏み込んだ形で指導をしていかなければならない、あるいは提案、あるいは相談をしていかなければならないと考えております。もちろんそれぞれの団体には、県の指導等法令に定めるところの指導、監査の基準がありますけれども、そうしたことだけに頼ることではなく、議員御指摘のとおり、町としても町民の暮らしを守るために、あるいは合併という特殊な状況を経て今、法人が運営されておりますので、そうしたマイナス要素が表面化しないように、あるいは長期化しないようにさまざまな面で指導、あるいは協力をしていきたいと考えております。

また御指摘があらうかと思えますけれども、町の基本的な考えを述べさせていただきました。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） ありがとうございます。

まず最初に、静岡市井川との連携の関係でありますけれども、最近の行われている事業等についてはお話を伺いましたけれども、具体的に静岡市、首長、あるいは関係の職員等との行政相互のおつき合い、それから、住民相互のおつき合い、二通りあらうかと思えますけれども、行政相互のおつき合いで、先ほど言った、例えば連絡協議会ですとか、そういう折々の出会いというのがあると思うんですけれども、それ以外にもうちょっと突っ込んだおつき合いといいますか、そういう連携の機会というのは現実にあるのでしょうか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それぞれこの協議会には担当部局が参加しておりますので、その折で話すことは御指摘のとおりでありますけれども、例えば首長、市長、町長というレベルですと、世界遺産登録推進協議会が設立しておりますので、この南アルプスに関して視察研修、あるいは総会時にこうした話す機会ができたということは、大きな今後の交流を深めていく上でプラス要因ではないかと思っております。

それともう1点、道路の関係で静岡市362という静岡市の自治会との同盟会を結成しておりますけれども、その席上でも、もちろん主眼は362の話でありますけれども、川根本町としては東西だけではなく縦軸の道路の整備もしようという、そういった折にそうした井川との道路の整備の必要性も毎年お話をさせていただいて、これは市長のみならず建設部局の局長、あるいは担当の方とも話をさせていただいております。

また、マウンテンパーク構想等ではそうした自然関係の部局とも交流がありますし、そうした中で、ともすれば圏域が違いますので、静岡、特に井川地区のことにに関して静岡市との交流が少なかったわけでありまして。そういった今までのような新しい組織の立ち上げ等を利用して、行政間でもさらに密に連携をとっていける状況になってきた、またそれを生かしていきたいと考えております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 今、お話にありましたように、井川というのは静岡市ということで、大井川の上流にありながら安倍川流域とのおつき合いが深いわけですね。そういう意味で、なかなか私たちの民間のレベルでも井川とのおつき合い、すぐ隣にありながら意外とおつき合いが薄いという状況がございます。そういう意味で、事を進めるのには何よりもおつき合いを深めて連携を進めていくということが大変大きな効果を生むということだと思っておりますので、ぜひとの交流をさらに強めていただきたいというふうに思っております。

それから、これは民間の関係なんですけど、本川根の北部地域、川根本町の北部地域、具体的にいいますと、奥泉、大谷、寸又、それから接岨、北部のいわゆる4区でございますけれども、この地域と今、井川地域。井川地域でいいますと町内会長さん、あるいは観光協会会長さん、森林組合長さん、それに安竹市議員でございますけれどもを加えて、半年余りになりますか、毎月1回ぐらいの割で既に数回やったわけですが、情報交換を行っております。この種の民間レベルの集まりがあるということは、行政から見ると若干警戒する向きもあるかと思っておりますけれども、井川との連携を深めることによって交流人口を少しでも招いていきたい。殊に井川は人口の減少が激しくて、大変将来が不安、そういう状況の中でのおつき合い、下流の地域に、どうしても静岡県の山間部の人たちは南ばかりを見ているということで、奥地に対する配慮が欠けるわけですよ。そういう中で井川地域に対して川根本町が少しでもお役に立てることは応援していきたい、そういう思いの中で、それと具体的にお客さんがふえれば川根本町にも潤いが出るというようなことで、そういう交流、井川・川根交流会ということで今、言っておりますけれども、集まりが最近始まっております。このことに

ついてどうお考えかお聞きしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） そういうことを行っているということは私も話は聞いておりますので、そういったことがどんどん進んで、例えば民間レベルでの交流とか、あるいは直接このこととは関係ないと思いますけれども、ことしは夜っぴとい神楽が井川地区で開催されるとか、さまざまな民間レベルの交流が進んでくることは大変素晴らしいことだというふうに思っております。どうかこの中で民間として連携してやっていくこと、そして民間だけでは難しいので、行政も巻き込んで一緒にやっていこう、あるいは川根本町、地元だけでは無理なので県も巻き込んでと、そういった役割、あるいはそういったものもともに考えながら、この地域の活性化が図られればいいかなというふうに思っております。

私も先ほど冒頭申し上げたように、川根本町がここで行きどまりではなく、井川に向けるということは大きな魅力であります。また今後、基盤整備ができれば、井川から下ってきて、例えば静岡空港、あるいは海岸のほうへ出ていくという、そういうルートも当然形成できると思っておりますので、連携は強めていきたいと考えておりますし、そういう民間レベルの交流をいろいろな意味で支援をしていければと思っております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 交流会での専らの話題なんですが、専らということもないんですけれども、どうしても大きくなるのは井川と閑蔵間6kmの話であります。最近になりまして、井川の町内会20ぐらいあるらしいんですけれども、この町内会としても玉川を経て静岡へ抜ける、いわゆる今までの静岡街道ですか、これから、そこのバイパスを中心に今まで進めてきたわけですけれども、最近、閑蔵まで道路が開いたということで、井川地域としては、この6kmに焦点を絞って今後道路開発を進めていきたいというようなことになったようであります。そういうことで、要は静岡市内の問題ではありますが、これが事によって奥大井地域の観光の周遊性というのは大変高まるわけでありますので、井川のほうからそういう道路等のまだ具体的に何もございませんけれども、運動を進めていく上で協力の要請があった場合には何らかの形でこたえていければというふうに思っていますけれども、この点についてはほかにもいろいろなバイパスの問題ですとか、抱えているという状況がございますけれども、その点について町長はどうお考えかお伺いをしたいと思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） このことについては、今、先ほど言ったように、例えば362の道路改良については静岡市の自治会との同盟会を持っている。そして、浜松とのそうした同盟会の設立も久保尾地区の方々、あるいはそうした動きも現在行われている。そういうことを考えれば、当然こうした井川地区との道路の改良についてもいろいろな形で支援、あるいは協力をとることは必要なことではないかと思っております。ただ、川根本町の地域ではございませんので、静岡市の自主性というか、静岡市の政策に対して川根本町として行政レベルでと

やかくいうというのは避けたいと思いますけれども、逆にこの道が改良されて使い勝手がよくなれば、川根本町としてはこういう使い方がある、あるいはこういうプランがある。したがって、静岡市側から見ても、道がよくなれば川根本町と連携して井川地区、ひいては静岡市のこういった交流促進になって地域づくり、あるいはまちづくりにつながる、そういった形のプランとかアイデア、そして実際の拠点の整備を進める中で推進することが、あるいは推進力になることが可能ではないかというふうに思っております。

静岡市側から見て、この道ができればよくなるなと思われるような川根本町側の体制を整備していくことも、これはもちろん川根本町自身のためにもなりますけれども、地域全体のためになるのではないかと、そんなふうに考えております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） そういうことで道路の問題も含めて今後、井川、井川という地域に限定しないで、静岡市とのいろいろな面でのおつき合いが大切になってくるんだろうというふうに思っております。そういう意味でよろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、北小学校の問題であります、いずれにしても大変なお金がかかるということで、地元としても、後の維持管理の問題もついてくる話でございますので、なかなか地域としての意見というのはまとまらない、交流施設がどうだとか福祉施設、あるいは校舎は解体してグラウンドゴルフができるような広場にいただければ維持費もかからないしというふうなお話、あるいは現在もグラウンドゴルフに使っているわけですが、そのトイレ、水道が使えないというようなこともありますので、そこら辺を何とかとりあえずはしていただけないとか、いろいろ御意見は何っておりますけれども、いずれにしても、これは金がかかるからということで長く放置されるということが、その地域の人にとっては一番困ることだというふうに思っています。

したがって、慎重に再利用というのは考えていかなければいけないとは思いますが、放置すれば、老朽化も風を通さない状態で置くとさらに進むわけでありますので、慎重にはお願いしたいわけですが、早急に何らかの検討を加えていかなければならないということだろうというふうに思います。そういう意味で、その検討するための場所、そういうものを近々設けていくお考えがあるかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたいというふうに思います。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） こうした質問というか、一般質問でこうしたことが出てくるということは、当然議員の後ろにはそうした地元の要望があるというのは御発言を聞いて感じることがありますので、それを受けて、あくまでも素案というか要望を固めていく、あるいは要望を聞いて具体策を練っていくというようなレベルで、そういった地元の方との懇談を持ったり、あるいは町としてどういう使い方があるのかということ、各関係部局で、今までも土地利用委員会、町有財産の利用委員会でやってきましたけれども、そういった今回の御指摘

も受けて、そちらでも練っていく、そういったことで必要があれば行政と地元、あるいは関係団体との協議会を持っていくような形で、2年もたってきておりますので、この事業に対しての方向性が煮詰まるような対策をしていければというふうに思っております。

私自身としても、前段の議論もありましたように、行政改革を推進する中で新たな投資をやるには相当慎重でなければならないということで、なかなか踏み込めない分野というのはございますけれども、こうして地元の声を受けて、あるいは時間的にも一つのだんだん過ぎてくる中で、このことに対して、もう少しみんなが検討できるようなプランを練っていく、その中で最終的な方向が出る、そういうことを積極的にやっていければというふうに思っております。例えば小学生の農山漁村の体験事業というのは、これから本格的に国が進めてまいりますけれども、そうした受け皿とか、あるいは地理的な条件で各地で地震災害が発生しておりますけれども、災害時の場合の緊急の避難所的な活用も含めて、常に活用、利用できるような状況にしておくことも大事か、あるいはグリーンツーリズム、あるいはいろいろなものが、エコツーリズムが、その中で長島ダム等さまざまな地域資源を後ろに控えておりますし、寸又峡温泉、あるいはその奥には南アルプスの前衛等が控えておりますが、そういったことも踏まえてさまざまな活用策が練れるんじゃないかというふうに考えております。

我々としては、例えば今後その投資が住民全体の御理解を得られるかどうか、そういったことはプランを練りながら、それを情報開示をしながら、御意見もいただきながら、そうした一つの素案が固まっていけばいいなというふうに私は思っております。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） いずれにしても、やり損なうと取り返しがつかないというような事態にもなりかねない、そういう問題だというふうに思っております。したがって、しっかり計画を立てて、失敗のないようなものを考えていかなければならないかというふうに思っております。そういう意味で、できるだけ早く検討を開始してはいただきたいと思いますが、いずれにしても、その地域で考えても、いろいろなことを考えてみますと、なかなかこれといったアイデアも出てこない、そういう状況の中でありますので、町がまず何らかの検討の場を設けて、その中でやっていただければありがたいというふうに思っております。

それから、最後の問題でありますけれども、補助団体に対する指導監督、この団体については余り手をつき込んで団体の自主性を損なうというようなことがあってはいけませんので、そこら辺のつき合い、程度というのは難しい微妙な問題があるかとは思いますが。

そこで、現在、先ほどの話ですと補助団体48というお話でございましたが、それらの団体の現在の運営がうまくいっているのか、一部ちょっと問題があるようなお話も伺っているんですが、そこら辺、町長存じておりますか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） ちょっとさかのぼって1つだけつけ加えさせていただきますけれども、北小に関しては検討していないわけではなかった。今までもいろいろな検討をしましたけれ

ども、行政改革を推進する中で1億円余の投資をする、あるいは壊すにしても5,000万の投資をするにはなかなか踏み込めなかった部分があったと。今回こういった御指摘を受けて、やはりそれを乗り越えて皆さんが納得するようなプランとか、あるいは案というのを行政として提案していかなきゃならんというふうに思っているということでもありますので、決して今までも放置したわけではないのだけはつけ加えておきます。

補助団体に関しては、当然行政でありますので、さまざまなチャンネルから、あるいは町民自身から、個人の例としてこういったことがあったよというのは耳に入ってきております。その都度対応できるもの、あるいは調査するものはしてきて、当然耳に入ったものは担当レベル、あるいは私の耳に入ってきた、そういったものに対しては対処しておりますけれども、全体としてなかなか例えば合併後の調整がうまくいっていないというふうに思われ、何回か先ほど言った補助金も絡めて、あるいは予算編成時に指導はしている、そういったこともありますけれども、なかなか実効性が上がっていないと考えている団体もございます。

議長（森 照信君） 佐藤公敏君。

2番（佐藤公敏君） 一部に若干の問題はあるということの認識を町長もお持ちのようであります。いずれにしても微妙な問題でありますので、どの団体ですとかというようなことは一切申し上げませんが、いずれにしても、そこで意欲を持って働いている職員さん、それらの方が仕事がしっかり頑張れる、そういう状況をつくってあげる。そのことによって地域の住民の皆様方にも行政のサービスが伝わっていくということでもあります。補助金を通して、町の行政の一部を担っていただいている。それが団体の補助金の役割だということにも思っておりますので、今後問題が起きないように、中には職員さん、お互いに気まずい思いが出てまいりますと、その職場からはじけ飛んでしまうというようなこともないとも限りません。そういうことで、町の指導がどこまで及ぶのか大変難しい問題ではありますが、要は先ほどの答弁、そのとおりだとは思いますが、指導とか監督という、必ずしもその言葉にこだわらないで、担当の職員さんが現場に時に赴いてみるとか、日ごろのかかわりといいますか、それを深めていくことが相互の理解にもつながるし、役場も私たちのことを心配してくださっているというようなことにもつながっていくわけでもありますので、ぜひとも今後さらにそういういい関係が築けるようなおつき合いをしていただきたいというふうに思います。その点についてお聞かせいただいて、私の一般質問は終了させていただきます。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議員がおっしゃるように、制度とか決まりとか規約を乗り越えて、今後良好な関係を構築する中でよりよいサービスが提供できるようにしていきなさいということは、私もそのとおりだというふうに思っております。我々としても補助金を出して、それが決定したらもう終わりだということではなく、その運用過程でさまざまなかかわりを持ちながらアドバイスするものはしていきたいというふうに思っております。

それともう1点、それぞれの組織には役員会、あるいは理事会、そして運営協議会等、正

式な機関があって、年間の行動計画とか、あるいは過去の1年間の事業の反省を行っているかと思います。そういった公式な場でその機関自身が課題があれば直していく、そういったことも同時にやっていただきながら、我々の情報提供とか指導とあわせて、結果として住民サービスの向上を図っていきたいと考えております。しっかり御指摘のとおり受けとめながら、そうしたことが拡大しないように、起こらないように配慮していきたいと思っております。

議長（森 照信君） これで佐藤公敏君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

日程第2 議案第33号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正 する条例について

議長（森 照信君） 日程第2、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1委員長、報告を求めます。鈴木多津枝君。

第1常任委員長（鈴木多津枝君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月27日の本会議におきまして、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査の付託を受けましたので、27日午後1時より大会議室において審査を行いました。その経過と結果について報告いたします。

審議するに当たっては、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。最初に、担当課職員より、今回の改正は国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金などの課税額と国民健康保険税の減額のうち、支援金など課税額の均等割額や平等割額を7割、5割、2割において、それぞれ軽減する額について改正したものであり、この改正により急激な負担増が予想されることから、国保全体のバランスをとりながら支援金分の応益割合を調整した緩和措置を行ったものである旨、改正の趣旨が述べられ、次いで、今年度の税率を決めるのに必要な税額をどのように算出したかについて、平成19年度決算案調書及び平成20年度補正予算調書をもとに説明がありました。これにより、平成19年度から平成20年度への繰越金を1億2,917万8,000円と見込んだとの説明がされました。

また、平成17年度に創設された県の特別調整交付金について、平成18年度までは科目設置で対応したことによる余剰金の2,500万円を平成19年度に一たん支払準備基金に積み立てましたが、この積み立てた基金を5年間で取り崩し、後期支援分の税負担額の緩和措置を設けることにしたとの説明がありました。これは、国も今回の制度改正で国保に残った低所得者

への軽減措置を5年間定めていることに準用したものであるとの説明で、続いて、資料の平成20年度補正予算調書をもとに必要税額の算定根拠の説明が行われました。

専決における税率との違いは支援分の税率で、医療分、介護分については変更はありませんが、専決で定めた税率では応益である均等割、平等割が合わせて3,000円の負担増になる一方で、所得割、資産割の応能割合がマイナス1.64%になることがわかり、今まで比較的応益部分のみの多かった75歳以上の方が、制度改正によって後期高齢者へ移ったことで急激な負担増を避けるため緩和措置を検討する必要があると考え、この率で予定される収納額は4,744万2,000円となり、必要税額の5,151万3,000円に対し407万1,000円不足するので、今回の補正予算に407万1,000円の基金の取り崩しを計上し、支援金分の必要税額に充て、支援分の応益を45%に下げたバランスを大きく崩すことなく設定したとの説明がありました。

後期高齢者医療制度の開始により、比較的所得が低かった75歳以上の方が国保から脱退したことで、応能・応益のバランスが崩れるので、全員が負担する応益を上げざるを得なくなった。どこの市町も同じで、所得のある方は全体的に見て国保税の負担は減少するが、所得のない方で応益のみの負担の方には負担がふえる傾向の税率となるとの説明がありました。

このような中で委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、平成20年度の特定世帯、つまり夫婦2人暮らしの世帯主が後期高齢者に移行し、扶養だった妻など1人残される方の国保税は1人平均で幾らか、また、19年度の1人平均国保税と比べてどうかとの質問があり、平成19年度と20年度では国保の対象者に大きな違いがあるため、単純に比較をすることはできないとの答えがありました。

特定世帯、それ以外の国保世帯数、被保険者数はとの質問に、平成20年4月現在の世帯数は1,574世帯で、被保険者数は2,830人となり、このうち特定世帯は365世帯であるとの答えがありました。

医療費の伸び率や近隣の自治体との1人当たり平均保険税額や医療費の比較はどうかとの質問に、資料より一般ではほぼ横ばいだが、退職分については19年度に大きな伸びを示し、補正をして対応した。訪問型のマッサージ利用の急増や藤枝総合病院の医療機関指定取り消しに伴う療養費の支給が原因となっているとの答えがありました。

また、退職の対象者が75歳未満から65歳未満に下がり一般に移ったことで、20年度当初予算で1カ月900万と見込んだのが458万円となり、今回5,120万円という大きな減額補正となったこと、1人当たり平均保険税は平成19年度は5万3,786円に対し、20年度は5万6,056円とややふえているが、近隣との比較はデータが出ている18年度での比較しかできないが、1人当たりの医療費は20万7,478円で県下で20位、保険税額は5万927円で県下42番目の最下位であること、1人当たりの基金保有額は4万518円で県下で2番目となっているとの説明がありました。

委員から、今後も負担増を避けるために基金を取り崩して繰り入れる措置を続けるなら、基金条例の改正をやったほうがいいとの意見が出され、早速取り組みたいとの答えがありま

した。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成全員で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） これで委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 原案に反対の立場から討論します。

今回提案された国保税条例の改正は、先ほどの委員長報告でも明らかなように、単に毎年行っている前年度の所得が確定したのを受けて今年度の必要税額を収納できる今年度の税率を定める本算定だけの条例改正ではありません。大きな2つの改正が盛り込まれています。それは、日本じゅうで反対・廃止しかないとの声が渦巻く中で見切り発車した、後期高齢者医療制度へ国保被保険者の支援金を徴収する3方式の賦課徴収税率や、3方式による合計最高限度額が6万円もふえたこと。65歳以上の年金受給者の国保税徴収方法を、年金が月額1万5,000円以上あれば有無を言わせない天引きをする制度を導入するなどの重大な条例改正が、3月31日に議会の意見も聞かずに専決で行われましたが、この専決は形だけのもので、実際にこれらの制度改正が実施されるのは、今回の本算定のための条例改正以降であることも委員会審査で明らかになりました。

今回の本算定のための条例改正では、専決で定めた医療分、支援金分、介護分、3分野とも応能・応益、50対50の税率だったのを、このままでは低所得者の負担が急増するとの判断で、医療と介護部分はそのままですが、支援金部分で7・5・2の法定軽減が受けられるぎりぎりまで応益を下げて、応能対応益を55対45とする税率で試算し、407万1,000円の不足が見込まれるので、支払準備基金を取り崩して充てるとする担当職員の努力の跡がうかがえる案が提案されました。

また、この基金は、平成19年度末に積み立てた県の特別調整交付金の増額で発生した余剰金2,500万円を支払準備基金に積み立てたもので、今後も急激な負担増を避けるために5年間で取り崩して低所得者の軽減に充てるという当町だけの方針も示されました。このこと自体は、委員会審査でも述べましたように、批判の多い新制度のもとでも、加入者の耐えがた

い負担増を何とか避けようとの町民を思う担当者の熱意のあらわれであり、大いに評価するものです。

しかし、この議論の中でも、基金は医療費の3カ月分をためておくなど、議会の合意もないことがまるで決まっているかのように述べられたのは必要もない負担増に道をつけるもので認められないものです。当町は一般会計からの法定外繰り入れも一切認めない県下でも数少ない町で、この上、基金への過大なため込みをよしとする方針では、たとえ医療費がふえなくても、2億円近くもある基金の2,500万円の取り崩しが終わる5年後以降からは、大幅な引き上げが待ち受けていると言わざるを得ません。たとえ激変緩和があっても年金がふえるわけではなく、ますます減る一方の年金からの新たな天引きは、激変緩和が切れれば、以前に増して負担増が押し寄せ、介護保険料、住民税、その上、国保税までも市町村は取りはぐれない年金天引きで楽に徴収できるようになります。高齢者にとっては唯一の生きる糧の年金から本人の意思も無視した強制天引きでは、滞納したくなくてもできなくて、年金が少なくなることになれるなどということは決してないはず。それなのにこれまでの一般質問への町長の答弁、また、かつて意見書提出を呼びかけても耳をかさない議会、後期高齢者医療導入に基づく議案に対しても、だれも一度の批判も示さない国言いなりの議会では、町民は何のために自分たちの代弁者を出しているかわからないでしょう。75歳以上の高齢者だけを困って際限ない負担増と露骨な差別医療で医療費抑制をねらった、うば捨て山との批判が渦巻く後期高齢者医療制度を肯定する町長や議会のもとでは、懸命に働く職員が結局は町民の批判にさらされ、気の毒です。

滞納が1年以上続いて、正規の保険証がもらえず、3カ月ごとに納税相談に応じなければならぬ短期被保険者証が32世帯、具合が悪くても医療機関にかかるのに窓口で10割支払いをしないとつかれない資格証明書発行の人も、1人おられることがわかりました。病院で支払いのたびに滞納していることがわかる保険証になっている人が30世帯以上もある現状も、深刻な問題です。ほとんどが払いたくても払えない人たちではないでしょうか。この人たちも10月からは介護保険料、住民税などの上に国保税までも天引きする特別徴収が始まります。滞納は強制的になくなるでしょうが、生きていくのにぎりぎりの年金でも、月額1万5,000円以上だと、食費よりも医療費よりも水道料や電気代よりも先に天引きが始まります。こんな非人間的なことがまかり通る社会でいいのでしょうか。

年金はふえるどころか減る一方です。それなのに当町の国保税は平成18年の1人当たり平均が5万927円、19年度は5万3,786円、20年度は5万6,058円とふえ続けています。資料でいただいた19年度決算調書と20年度補正予算調書を比較すると、医療費を高見積もりして必要税額が計算され、税率が定められています。高齢者2人暮らしの世帯で、雇用保険の被保険者だった御主人の扶養となって保険料を納めなくてよかった妻などが、1人で国保に残った場合を特定世帯といい、均等割が5年間半額になりますが、そんな特殊な者はいないだろうという声もありましたけれども、その期待に反して特定世帯の方が365世帯もあることも

明らかになりました。

また、もともと経団連などが要望し、退職から一般に65歳以上を移す制度改正でも、退職被保険者の医療費が19年度決算対比では1億5,000万円しか減っていなかったのを、今回20年度当初予算で1カ月900万円と見込んだのが458万円に下がったので、5,120万円という大きな減額補正となったと説明がありましたけれども、一般の医療費も当初で2億5,000万円近くもふやしてあり、これは何も減らさないで高見積もりのままで本算定の必要税額を見積もり、税率を決めています。

18年度に県下で最下位の年金額だとのことですが、所得水準も低く、医療サービスも都市部に比べて医者に行くだけでも何千円もかかるようなこの地域では、よほど具合が悪くならないとお医者に行くのも我慢して重症になり、助かる命も助からないなど、県下で最低の医療費だから健康な人が多くて喜べるとばかりは言えないと、限らないものです。たとえ部分的には加入者の負担増を避ける緩和措置がとられているとしても、根本には国じゅうで批判が渦巻いている後期高齢者医療制度に対して、何の批判の声も上げない町長によって提案されたこの条例改正には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

それでは、この案について賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度については、前回27日の専決した部分の説明で、また賛成討論等やったとおり、国の制度のことに關することであり、また、この後期高齢者12万の支援分がふえる、2方式から3方式にふえるということは、前回言い忘れましたけれども、昨年11月、また2月、3月の全協でも説明をされております。ですので、この部分は省略させていただきますけれども、今回の税制のポイントは、その専決した処分の部分の例の改正なしにいきますと、去年、19年度から比べますと均等割2,000円、平等割で1,000円、所得割ではマイナス0.64%、資産割で1%、限度超過額6万円というような比較になりますけれども、今回この緩和措置というか、なるべく抑えようという本当に職員の皆さん、5月の出納閉鎖から6月の中までの短い時間の中で精査した結果であり、また、運営協議会でも十分検討した結果であると思っておりますので、その中でも税制のポイントとして7・5・2の割合を軽減するために応益割合を55の45にして7・5・2を使うとか、また、今回の不足分は基金から、昨年度の県の交付金等がありましたので2,500万円ありますけれども、そのうち400万を約5年間を緩和措置としてやるような、そういった措置をしております。ですので、今回につきましては本当にぎりぎりというところというより、かなり精査した結果で出した税制改正だと思います。

また、特定世帯の緩和等もありますけれども、特定世帯につきましても平等割を2分の1軽減して、その額に7・5・2を減額する等の緩和措置もっておりますので、この案に対して賛成の立場から意見を申し上げます。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第33号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第34号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について

議長（森 照信君） 日程第3、議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、杉本道生君。

第2常任委員長（杉本道生君） それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月27日の本会議におきまして、議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について付託を受けましたので、27日午後2時45分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査をするに当たっては、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。今回の改正は、合併以来続いていた1国2制度の廃止に伴うもので、料金や料金体系の改定等を行うものでもあります。

このような中で、委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、一般家庭用で一番多い口径の質問に、13mmの口径が多いとの答えがありました。

また、地元業者に依頼してはの質問につきましても、順次移行するとの説明がありました。

一般家庭での水道使用量はどのくらいの問いに、40m³から60m³との答えがありました。消防詰所の使用料もコミュニティ関係施設とするとの説明がありました。

以上のことが確認をされました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） これで委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

改正の趣旨は、合併により続いていた1国2制度を一本化するための料金改定で、大きな工事を続けて借金が膨らんでいる旧中川根と水道整備工事は町の一般財源で行い、水道会計の借金はほとんどない旧日本川根では料金にも開きがあり、合併後も一本化することができませんでした。しかも、合併直前に旧中川根では借金返済計画に基づく1割の料金値上げを行ったのに対し、余剰が出て基金に積み立てている旧日本川根では反対に値下げをしたため、その差がますます広がっていました。

今回示された料金体系は、このような格差が大きい旧2町の水道事業の一本化であり、水道料金が低かった旧日本川根の人たちには、合併前であれば合併の話が吹き飛ぶくらい大きな問題のはずです。そうはいつでも、合併したからには、いずれ一つの体系にされるのは合併の宿命というもので、それならば、本来なら負担は低いほうに、サービスは高いほうに合わせるのが合併の大原則だと私は主張してきました。住民の暮らしを守るために合併を進めた町長や議会の責務です。その点で言えば、今回提案された料金や管理体系は、担当職員の考えに考えた結果の料金の見直しで、余り水を使わない高齢者世帯は負担が下がるように、一般家庭も節水効果が出るようにと、基本水量を20㎡から10㎡に下げた基本料金を設定したり、口径の大きさによる料金格差を少なくして、商売や事業への負担を軽くするなどの工夫が随所に行われているのは、大いに評価できるものです。

しかし、結局は全協の資料にも書いてあるように使用水量が同じとして、18年度調定額ベースで240万円負担増、率にして2.0%の増額、19年度調定額ベースで220万円増、率にして1.8%の増額など、負担増には違いなく、子供さんや家族が多くて水道使用量が多いお宅などでは、今までより水道料金が上がるのは間違いないことで、ましてや一般家庭では旧中川根よりかなり安い旧日本川根の住民にとっては、無料の水源を確保している人も少なくなく、

健康維持のために町民に多くの喜びと感動を与えてくださった、その健全経営をしていた旧本川根の水道事業が、なぜ旧中川根の借金のしりぬぐいをしなければならないのかと、バス運行などのサービスはまだまだなのに、統一されていない状況でなぜ急がずのか、これは批判の声が上がっても仕方のないことだと思います。

このような負担増に対しては住民の周知を図り、納得を得て進めるのが公僕としての行政の責務のはずです。料金改定は21年度からで、今議会で議決しなければならない差し迫った理由はないはずです。今後、広報やインターネットなどで町民に周知を図ると言われますが、こういう問題こそ、ことしから始まったパブリックコメントの対象に位置づけて、町民に行政の考えや料金改定の影響などをインターネットはもちろん、広報や地区懇談会を開いて説明し、意見を求めてから議会にかけても遅くないと思います。区長会長さん方には説明もされ、一応の了解は得ているとの説明でしたが、区長さんから区民に伝わるには役員会や組長会を経なければ、あとは不確かなうわさのような形でしか伝わりません。まだ住民がほとんど知らない状況での値上げは、住民参加を否定するものとしか言いようがなく、何のためにパブリックコメント方式を導入したのかと批判されても仕方のないことです。

その意味で、担当者の難しい一本化に取り組む熱意が伝わる改正内容であっても、住民不在のままでは賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。6番、澤畑義照君。

6番（澤畑義照君） 私は議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例改正では、同じ町民が同じ負担で同じサービスが受けられる。そういうことを基本方針として、平成21年度から1国2制度を廃止して新町としての新たな料金体系を構築することが主な内容となっております。

当町は、過疎と少子化、高齢化が進行していますし、人口が減れば使用水量も減り、料金収入も減少する苦しい運営となります。中川根区域においては、近年の施設整備のため、これからの起債償還がピークを迎えるところであります。これも反対討論の中に出ておりました。本川根区域においては老朽施設の改善整備を平成28年度までに計画的に行って、より安全・安心な水の供給を図っていかねばなりません。1国2制度を廃止して、町内全域の簡易水道施設を一体的に管理運営することによって、業務の効率化を図り、職員数も4名から3名というふうに削減する、そういう取り組みも行われます。料金体系を統一することによって、上がる方、そして下がる方もいらっしゃるわけですが、その中で高齢者の単身世帯などは使用水量が少なく、経済的に厳しい方々に配慮して、先ほども出ました基本水量20^mから10^mに改正する内容となっております。

また、自治会等が管理運営するコミュニティ関係施設についても適用範囲を拡大して、実質的には自治会等の負担を軽減するなどの特徴も見られるわけであります。

平均の料金改定率は、平成18年度の実績のベースでは2.0%、平成19年度の実績のベース

では1.8%となっております。長期定期的な財政計画の中で起債償還のピークには基金の取り崩しと、それから、一般会計からの借入に頼ることにより料金改定率を抑え、平成30年度ころから、その年の料金収入でその年の必要経費を賄う内容となっております。

最後に、この料金の統一条例改正につきましては、平成19年度8月、11月、それから、平成20年度には1月と2月と4月、何回も川根本町水道運営委員会で慎重に審議し、適当であるとの答申をいただいていることをつけ加えまして、賛成討論といたします。

以上です。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第34号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第35号 川根本町飲料水供給施設条例の制定について（全部改正）

議長（森 照信君） 日程第4、議案第35号、川根本町飲料水供給施設条例の制定について（全部改正）を議題とします。

本案について第2常任委員長の報告を求めます。第2常任委員長、杉本道生君。

第2常任委員長（杉本道生君） それでは、本定例会で第2常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月27日の本会議におきまして、議案第35号、川根本町飲料水供給施設条例の制定について（全部改正）の付託を受けましたので、27日午後2時45分より大会議室において審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告いたします。

審査をするに当たっては、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。現在、飲料水供給施設は町内に17施設あり、それぞれ地区に管理を委託しているが、高齢化や人口の減少等により管理が困難となってきたりしている施設が多くなってきている。このため、町直営

で管理運営するための条例改正であります。

このような中で委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、管理運営についての質問に、30万円以上が大規模修繕、戸数五、六戸の場合は20万円以上が大規模修繕との説明がありました。

ウッドハウスおろくぼの水道使用料はどうするかの質問に、町へ支払っていただくとの答えがありました。

担当課職員の的確な説明により、十分な審議がされました。

以上のことが確認され、審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、議案第35号、川根本町飲料水供給施設条例の制定について（全部改正）は賛成全員で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） これで委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第35号、川根本町飲料水供給施設条例の制定について（全部改正）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、川根本町飲料水供給施設条例の制定について（全部改正）は、委員長の報告のとおり可決されました。

会議時間の延長

議長（森 照信君） なお、本日の会議時間につきましては、日程の都合によって延長いた

しますので、あらかじめ御了承ください。

これで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 4時41分

再開 午後 5時04分

議長（森 照信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） これから議案第38号、平成20年度川根本町の一般会計補正予算を御審議いただくわけでありますけれども、それに先立ち一言私のほうからおわびを申し上げたいと思います。

今回の補正予算の内容の一つに、てん茶事業の取り下げがございます。平成19年3月の議会において上程、可決されたこのてん茶事業を、今回の補正予算で取り下げることになったことに対して、議長初め議会の皆様に大変な御心配や御迷惑をかけたことを改めておわびしたいと思います。

今回この一連の過程の中でさまざまな反省点もありますので、今後こうしたことを生かして、今後の茶業振興事業、あるいはまちづくり事業に関しては、こうした一連の反省を踏まえて事業の精査、あるいは住民の意識、合意形成に努めながらまちづくりを進めていきたいと思いますので、そうした改めて皆様の前で陳謝いたし、今後のまちづくりに生かしていきたいと思います。大変失礼いたしました。

以上であります。

日程第5 議案第38号 平成20年度川根本町一般会計補正予算
(第1号)

議長（森 照信君） 日程第5、議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について補正予算特別委員長の報告を求めます。補正予算特別委員長、杉本道生君。
補正予算特別委員長（杉本道生君） それでは、補正予算特別委員会に付託されました議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果につ

いて報告いたします。

6月27日の本会議終了後、正副委員長の選出を行い、委員長には私、杉本道生、副委員長には澤畑義照議員が選出されました。

審査につきましては、6月30日午前8時半から大会議室において、各担当課より説明を受け、審査を行いました。審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は賛成多数で可決です。

次に、審査の経過の中での意見、質問、要望等につきましては、全体を報告すべきですが、皆様方のお手元に資料を配付してありますので、その中から幾つかを抜粋して報告させていただきます。

2款2項1目企画総務費、山岳図書館の運営はどこか、運営経費はどうするのかの質問に、寸又峡美女づくりの湯観光事業協同組合で運営、（仮称）管理運営委員会を設置する予定。経費については運営委員会を設け、賛同者の協力をも得る。組合でイベントの開催、利用料も検討する。

3款1項社会福祉費、6目国民健康保険費及び7目老人医療費の繰出金、9目後期高齢者医療費の返還についての説明があった。

6款1項8目山村振興事業費、てん茶施設建設事業交付金2億4,850万円はトンネル予算であり、ソフト事業100万円、附帯事業費140万円について、それぞれの補助率が50%で、120万円は一般財源であるとの説明があった。農業委員会や茶業振興協議会等での話し合いは持ったかの質問に、農業委員会、茶業振興協議会、その他の団体、共同製茶工場、自園自製部会等の会議で協議してきたが、事業の取りやめといった状況になっていることは話し合いが少なかったともいえ、町としての推進指導に対しても大いに反省するところである。

今後のてん茶事業について質問があり、川根地域として、てん茶の必要性、優位性など、地域の合意を得た上で事業実施に向けて検討していくとの説明があった。

7款1項6目ウッドハウスおろくぼの運営費、今回の補正は、ウッドハウスおろくぼの運営を町直営から指定管理者にしたことによる組み替え補正であります。特に指定管理者制度に伴う営業収入に係る歳入の全額、共済、賃金、需用費等の減額であります。

なお、指定管理料は施設の老朽化、突発的に生じる施設修繕費等につきましては増額しております。

それから、債務負担行為補正ですが、小学校パソコン教育機器賃貸借契約における債務負担行為の追加であるとの説明がありました。

以上、抜粋して幾つかを報告いたしました。

これをもって補正予算特別委員会委員長報告とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（森 照信君） これで補正予算特別委員長報告を終わります。

補正予算特別委員会は議長を除く全議員が所属となっておりますので、委員会審査の経過と結果に対する質疑は省略します。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

原案に反対の立場から討論を行います。

2款2項1目企画総務費の南アルプス山岳図書館建設費補助金1,000万円は、南アルプスを世界遺産にとうたう人たちによって山岳図書館建設委員会が発足し、山に関する図書の寄贈を全国に呼びかけたことなどから発展したものだと思っています。その委員に入っておられる町長自身が、ハード面の事業ではなくソフト面で南アルプスの価値を認識していただく事業で、図書館をつくるならもっと利用しやすいところへつくりますと言われていたことを考えても、今回の建設委員会のお偉い先生方がだめもとで県に補助金を申請したところ、一発でついてしまったらしいという地元の方たちの話を聞くと、本来なら幸運を喜ぶべきことですが、箱物をつくることはそんなに安易に進めてはならないと思います。補助金がついたからどうしよう、地元寸又の温泉組合が管理運営するしかないだろうと話し合いをしても、一円の利益も生まない図書館経営は、むしろ維持管理費が必要で、その合意は地元はもちろん、町でも何の合意形成もされていないことです。このような状況で箱物だけつくっても、何の魅力も地元の活性化にもつながらないことは、火を見るより明らかです。

昔からのしにせの温泉街で旅館が集合している全国的にも名が通った寸又峡温泉が、最近では日帰り型の行政による温泉が町場のほうに次々とつくられ、年ごとにお客が減っているとも聞いています。しかし、あの大自然の中で営々と続いてきた寸又峡温泉の活性化をいうなら、寸又の人たちは図書館よりも老朽化した露天風呂の整備に支援をしてほしいというのが心情ではないでしょうか。補助金を申請した委員の先生方がかわり番に寸又を訪れて管理を受け持ってくださいというならいざ知らず、トンネルだから、県が全額出してくれるから、サロンのような場所を提供するだけで無人で運営するから維持管理費はかからないなどと、きちんとした資料も何も出さないで議会に了解を得るのは、余りにも無責任な姿勢としか思えません。

そのような安易な考えが、今回の県の2億4,970万円の補助をトンネルだからと当初予算でろくな情報も出さないで、この地域の茶業振興の目玉のような説明だけで予算を通し、今回、3カ月そこそこで事業主体が事業推進のめどが立たないということで全額削除の補正が出て、住民から厳しい批判の声が上がっているてん茶施設建設の断念と何の変わりもないように思えます。事業主体の人たちへの行政の指導は、ただただ早くつくってくれということで、ろくな調査も研究もないまま手を挙げた事業主体に、もう県のゴーサインが出ているのだからとせかした行政の姿勢こそ、深く反省すべきです。むしろ懸命に事業計画を練り直し、

余りにも厳しい情勢の中で見通しの甘さを反省して、町にとって真に将来性のある事業かどうかも含めて、もっと詳細に事例の調査などを行い、真剣な責任ある指導や取り組む姿勢が求められるものです。

また、ウッドハウスおろくぼの指定管理料470万円の算定根拠もあいまいでした。とても一円でも大切な町民のお金ですと言われている町長の姿勢とは思えないものです。運営赤字は補てんしないといって公募した大新東だけは、町がもりのくに同様、赤字補てんをしてくれることがわかっていたとしか思えない説明で、先日の委員会審査でも結局根拠はあいまいなままでした。

さらに、今回の補正で、やってもやっても崩れて仕方がない境川線の法面工事に要する追加経費が150万円計上されていますが、これも単に地元対策の約束状が1枚出てきたことから始まった見通しの甘い工事で、お荷物の箱物づくりより、まだ悪いと言わざるを得ません。今回の工事で、もう崩れないという保証があるとはとても思えません。あそこは昔から地盤が悪いと言われて、昔あったけもの道のようなところで、しばしば崩れるためにもうだれも使わなくなって久しいところと聞いています。あそこをあけなければ地元の人が本当に困るのか。もっと効果的なところがあるのではないかなど、慎重な事業計画が練られたのかどうか、地元の人たちの意見を聞いたのかなど、もともとの事業計画の甘さが悔やまれてなりません。

第一小と中央小の教育パソコンの賃貸契約の債務負担行為や、老人保健特別会計19年度繰り出した分の精算で一たん立てかえた1,583万5,000円が戻ってきて、財政調整基金の取り崩しの減額に1,300万円が積み増しされ、残りの300万円近くが一般財源の不足に充てられるなど、真に町民が期待する事業が取り組まれているとは思えません。

どの部署でも担当職員の真剣な取り組み、仕事ぶりにはいつも敬意を表するものですが、町民からの評価はなかなか厳しいように思われます。それというのも、トップである町長への、小さな町だから一人一人の顔が見え、温かい血が通うまちづくりへの姿勢が町民に感じられないからではないでしょうか。国・県言いなりの甘い姿勢でなく、真に町民を守る厳しさがトップである町長に感じられない当補正予算には賛成できないことを明らかにして、反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。8番、高畑雅一君。

8番（高畑雅一君） 高畑です。

議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算に賛成の立場で討論をいたします。

議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算は、企画総務費として寸又峡美女づくりの湯事業主体による南アルプス山岳図書館建設費1,000万円、備品購入として文化会館管理としての住民に貸し出しもできるようなプロジェクター購入費が含まれております。寸又峡建設予定の山岳図書館は、県内外から寸又峡を訪れる人たちに奥大井のすばらしさを目で見、肌で感じてもらうばかりではなく、資料、書物を通じて自然のすばらしさを知ってもら

う地域振興対策の一環と考えます。

また、社会福祉費においては、国民健康保険事業特別会計繰出金、老人医療費については290万9,000円を老人保健事業特別会計に繰り入れる予算も計上されております。後期高齢者医療制度に当たっては、激変緩和によって生じた国・県支出金の返還金が含まれております。この社会福祉費の補正においては、住民が安心して安全に生活を送るためのなくてはならない補正だと考えております。

また、商工費においては、ウッドハウスおろくぼ運営費の1,652万6,000円の減額、債務負担行為においては、中央小、第一小学校のウインドウズ2000 X Pを小学校同一のウインドウ2003 X Pに変え、平成21年度から平成25年度までのリース契約をされる2,185万4,000円が計上されております。いずれの科目においても内容は適切であります。

また、農林水産費においては、2億4,932万5,000円の大幅な減額修正になっております。これは地域活性化プロジェクト推進事業交付金、てん茶工場建設予定事業主体によって交付されるはずだった2億4,850万円の減額、また、それに伴うソフト事業100万円の減額が主なものであります。

また、町道境川線の障害物伐採委託料、また補償費も含まれております。

川根本町の主体産業である川根茶の振興に当たっては、銘茶ブランドを確立するため先代から受け継いだ技術を継承し、茶園栽培、また製造に生かしております。また、全国茶品評会等において上位入賞を目標に努力をしております。川根本町の茶業振興の柱は煎茶の普及にあります。茶業振興協議会では、各種イベント等において、また農業経営振興会においては、「こだわりの川根茶」の提茶サービスを主に、川根茶の消費宣伝に取り組んでおります。

そんな中、近年ペットボトルのお茶の影響を受け、リーフ茶の消費が落ち、我が町でも価格の低迷、消費の落ち込みにより生産者の経営が悪化しております。そんな中、茶業振興の一つのアイテムとして、てん茶工場建設が期待されたわけではありますが、残念なことに中止となりました。事業主体、そして町、そしてそれを後押しをしてきた議員にもいろいろな問題を投げかけてくれました。議員の一人として新しい芽を育てる手助けができなかったことについて、自分自身、反省をしております。

今回のてん茶工場建設中止に当たる補正予算については、事業主体からの説明を受けたところ、事業実施は無理との話を聞き、現段階では本年度中の事業実施は不可能と判断しての減額予算であり、大変残念なことと思いますけれども、本年度予算から減額することはやむを得ないことであると判断をいたします。

ただし、てん茶の振興は今後本町の茶業振興上、重要な施策であると思いますので、今回の中止の経過を踏まえ、事業の必要性、優位性等を再精査し、地域や地域団体の理解を得た上で事業実施を図るようつけ加えて、この私の賛成討論といたします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） 私は議案第38号について反対の討論をさせていただきます。

今、高畑議員から賛成討論がありました。その理由をそのまま反対討論にしてもいいんですけれども、私も言います。というのは、私は一にかかって、このてん茶の事業、これの減額補正について反対をしております。理由については、この当初予算にのせたこと、それから、その後の事業の執行について著しい準備不足があったという点、それから、責任がまだしっかり明確になっていないという点、特に関係したJAおおいがわの説明というものを全く聞く機会がなかったという点は、至極残念な点です。

それから、3月の当初予算の補正が6月に出てくるというこの異常な状況について、これでいいのかなという部分があります。またそれと、それは時期的なものだけじゃなくて、補正を出す前にしなければならないことが幾つもあるじゃないかなという感じがします。

そして最後に、今回の委員会等で行政のほうから議案の撤回、再提出を求めたり、また議会のほうの修正案等もいろいろ努力してみましたけれども、いずれも物にならないという、このようなことから、私は本案について反対をいたします。

以上です。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。9番、中澤智義君。

9番（中澤智義君） 9番、中澤です。

私は平成20年度川根本町一般会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論いたします。

先ほど8番、高畑議員が賛成討論を行いました。私もほとんど同じでございます。その中で、今、板谷議員が反対討論としててん茶工場の件につきまして話がありましたので、私はその点について触れたいと思います。

てん茶工場の事業を進めるために、事業主体あるいは町行政が、事業を急ぐ余り、慎重さに欠けていた点があったと思います。それぞれの立場の私たちも含め、それぞれ反省しなくてはならぬ点があったと私は思っております。しかしながら、昨今の茶の状況は、生産者が生産を放棄するんじゃないかと思われるような状態になってきております。そうした中で、何としても行政、そして私たち議会、何らかの手を打たなきゃならんし、施策を考えていかなきゃならんと考えます。

そうした中でてん茶工場建設の予算でありましたので、我々は喜んで賛成し、今日に至ったわけですが、事業主体の辞退により中止となったわけです。しかしながら、今日のこの状況を救うには、どうしてもてん茶も含めて次の展開に早く進まなきゃならんし、このように思います。そうしたことを考えたときに、事業主体の人たちが辞退したてん茶、20年度の予算でありますので、早くもとに戻して、そして次のことに取り組むことが重要ではないかと思っておりますので、私は20年度の一般会計補正予算にそうした意味から賛成いたします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。5番、原田全修君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

5番（原田全修君） 5番、原田です。

私は議案第38号、一般会計補正予算に反対する立場で討論をいたします。

理由は、てん茶事業の取りやめによる減額補正が含まれているということから、本議案に反対するものであります。

理由を申し上げます。3月、平成20年度予算審議に臨み、川根茶本流である煎茶の振興策が議論されないまま、当地域としては全くの未知の分野であるてん茶生産の導入は危険が多いのではないかとの思いから、私としては事前に提出しました質問書の中にも、事は慎重に進めるべきだとの意見を申し述べました。町長は茶業関係者の合意形成を初め、必要な条件はすべて整っている。町費で実施する事業なら公益性を考え大きな議論が必要だが、県費であり、町はトンネルとしての役割で事業費を経営主体に渡すのみだとの趣旨の説明の繰り返しで、私としましては唖然とする中で予算審議が終わったことを思い出します。

このような事態を不審に思っていた議員は私一人ではないと思いますが、しかし、町長は胸を張って自信のほどを見せてくれておりましたから、事は順調に運んでいたものと思っておりました。ところが実は、計画が破綻したのだとの計画主体である行政からの報告は、ここでもただ唖然とするのみでありました。

事業計画の資料の提示も一切なく、口頭での説明でその場をしのぐようなやり方は、行政がとるべき態度ではないはずです。関係者の合意形成を初め、必要な条件はすべて整っていると聞かされておりましたが、計画破綻後に出された資料で再確認すると、事前の準備が不備であったと言わざるを得ない事実が次々に出てくるということは、計画策定が密室で行われていた結果だとの思いも強くいたしました。

先ほどの私の一般質問の中でも、町長は、事業主体の申し入れに応じてプロジェクト支援交付金の交付採択を県・国に申請したものである。そして、破綻についても事業主体の申し出を受託したものであるが、破綻要因として農業関係者の合意形成が不十分であった、また、町の指導にも問題があったという程度の反省では、計画主体である行政としての責任のとり方にも問題があると思われまます。

農業関係者及び住民に対する事業計画策定の経緯、破綻の原因、責任の所在、これらを踏まえたプロジェクト再構築の方法等を示しながら、今回の事業の取りやめについて了解を得ていくことが、行政としてとるべき道筋であると思われまます。いわゆる説明責任の果たし方が問われているわけでありまます。

また、プロジェクト支援交付金の交付元であります農水省、あるいは県の関係機関に対しても同様な対応を行うことにより、失った信頼の回復にも全力を挙げなければなりません。したがって、今回の減額補正措置については、措置の前段階で行うべきこれらの手続が完了した時点で行うべきであるとの理由から、私は反対するものであります。

以上、討論を終わります。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

それでは、原案について賛成の立場から討論いたします。

まず最初に、山岳図書館ですけれども、この経営事業主体は寸又峡美女づくり観光事業協同組合で運営され、また管理委員会等もできておりますので、この点については大丈夫じゃないかなと思っております。

また、3款については返還金、また6款につきましては今の山村事業でございますけれども、確かにいろいろ議会等においても議論されておりましたし、また、冒頭の町長のあいさつ等にもかんがみ、苦渋の選択というのは否めませんけれども、賛成をせざるを得ないんじゃないか、事業主体が中止になったということで賛成することとなります。

また、境川線は地元の要望もありますし、工事も進捗、大分進んでおりますので、その応急処置ということであると思えます。

また、ウッドハウスおろくぼに関しましては、指定管理者制度に伴う営業収入に係る減額であります。また、指定管理料につきましては、管理者を指定するときに説明した折、管理料、積算の上の管理料でありますので、委託料でありますので、それについては認めることといたします。

また、おろくぼにつきましても、今後年間を通じて宿泊客を安定するための営業努力等もされることと思えますので、以上をもちまして賛成の討論とさせていただきます。

議長（森 照信君） ほかに討論ありませんか。1番、山本信之君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番（山本信之君） 1番、山本信之。

反対意見、てん茶振興について、私といたしましても町の茶業振興上、地域として各種のお茶が生産できる産地であることの必要性は近年の茶状況から判断しても重要な点と考えます。3月の議会でてん茶加工施設建設が可決されました。6月20日の全員協議会において、3月に本年度一般会計当初予算に2億4,900万円を計上したにもかかわらず、てん茶加工施設の建設事業を中止すると説明がありました。同事業を計画した4人の実施予定者が5月に入り、事業運営上の不安を払拭できないと、町に事業の取りやめを申し出ました。行政側から、てん茶の食品加工需要が高まっている状況などから、町内の農家や農協職員ら4人が同事業の実施体となる株式会社を設立し、町と準備を進めていた。ただ、利益を出すために必要な量の生葉の確保が難しく、原油高や資材の高騰など工場運営の見通しが立たず、町が再考を促しても4人の考えは変わらなかった。

てん茶加工施設整備は町の本年度の目玉事業の一つであった。町は町の指導不足も一因であり、収支の見通しや事業者のやる気など、慎重な見きわめが必要だったのではないかなど、説明がありました。

以上のような経過を踏まえ、事業を立ち上げた4人、行政側、議会の責任はどのようにしたらいいか。今後の茶業振興施策の具体的な取り組みとして、茶業振興協議会の開催とか、

共同製茶工場等の代表者の会議の開催等、地域の茶業の置かれているさまざまな状況に対応していくため、多くの町内外関係者により川根地域全体の茶業振興施策を考える場を設け、検討を重ねた後、補正予算減額補正をもう一度見直す必要があるのではないのでしょうか。

全員協議会、補正予算特別委員会において、以上に述べたことに関しての質問をしましたが、回答がありませんので、再度、行政側の回答をお願いしたいと思います。町民に説明を受けた際、現在の状況では説明ができませんので、6月補正予算の中でのてん茶事業について、通すことは反対いたします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、杉本道生君。

7番（杉本道生君） 私は議案第38号に対しまして、賛成の立場より討論します。

茶の消費低迷による茶価の低落により、農家所得の茶業経営は困難を極めております。放棄茶園の増加が今後加速度的にやってくるのが予想されます。そんな中でてん茶の話聞いたときに、今のお茶の状況が飲む茶から食べる茶へ移行してきているわけでありまして、農家としても強い関心を持っていたわけですが、何分説明不足の感もあって、てん茶自体のことも知らない農家も多かったと思います。農家も踏み込めなかったこともあると思いますが、今後もてん茶の振興というのは茶業振興上、重要な施策であることには変わりはありませんので、今回の中止を受けたわけですが、必要性、優位性を再精査した中で、地域のコンセンサスを得た上で事業の実施を図るようにつけ加えるとともに、今回の減額補正が本年度の事業を執行していく上で必要であるものと判断し、私の賛成討論とします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） これで討論を終わります。

これから……。

（「議長」の声あり）

議長（森 照信君） はい。

3番（中田隆幸君） 3番、中田ですが、先ほどの町長の陳謝によりまして、私はこの議決のあれをできませんといいますが、この中に入れませんが、退室をお願いしたいと思います。

（3番 中田隆幸君退場）

議長（森 照信君） それでは、これから、議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第38号、平成20年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

（3番 中田隆幸君入場）

日程第6 議案第39号 平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議長（森 照信君） 日程第6、議案第39号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、鈴木多津枝君。

第1常任委員長（鈴木多津枝君） 日程第6、議案第39号、第1常任委員会報告を行います。

それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

6月27日の本会議におきまして、議案第39号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について付託を受けましたので、27日午後1時より大会議室において審査を行いました。その審査の経過と結果について報告いたします。

保険税の本算定に当たり、前年度の事業に基づく精算と今後の所要額、財源などについて担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。今回の補正は、4,487万9,000円を減額して、歳入歳出の補正後の額を10億5,212万1,000円とするものです。平成19年度決算見込みをもとに算出した20年度への繰越金1億2,917万8,000円が見込まれることから、当初予算で計上した4,000万円に8,917万8,000円を増額し、支援分では負担増を軽減するための税率で4,407万1,000円の不足が見込まれるため、支払準備基金から取り崩して充てるなどの説明がありました。

ここでは、今年度の療養給付費交付金が321万8,000円、前期高齢者交付金が2億9,236万2,000円と確定したこと。また、これにより算出された歳入歳出の不足予想額が8,998万5,000円が必要税額となること。同様に、介護分でも歳出で介護納付金が4,753万5,000円の確定や歳入で繰越金40万1,000円、国庫金で1,786万8,000円、県支出金で232万8,000円、一般会計繰り入れの基盤安定分で230万6,000円などの確定に伴う歳入歳出の差し引きで算出された必要税額が2,460万6,000円となることが説明されました。

同じく、後期高齢者支援分でも後期高齢者支援金が1億1,554万6,000円と確定したことで、当初予算の不足額607万1,000円を増額し、歳入でも国・県支払基金から入る支援金の確定に伴う補正及び歳入歳出差し引いた必要税額が5,151万3,000円となることが説明されました。

次に、この補正で算出された必要税額、一般医療分（一般退職合算分）1億1,020万4,000円、支援分5,151万3,000円、介護分2,460万6,000円を賄うための税率を定めたとの説明があ

りました。

このような中で、当議案に対する質疑は、さきの議案第33号で出尽くし、特に委員からの質疑もないため、質疑を打ち切って討論、採決を行いました。

討論はなく、採決は起立によって行い、議案第39号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は賛成全員で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（森 照信君） これで委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第39号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第39号、平成20年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第40号 平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（森 照信君） 日程第7、議案第40号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第40号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立全員です。

したがって、議案第40号、平成20年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第8 川根本町議会議員派遣の件

議長(森 照信君) 日程第8、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長(森 照信君) 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第10 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長(森 照信君) 日程第10、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程の追加

議長(森 照信君) お諮りします。

お手元にお配りした議事日程第2号の追加1のとおり、工事請負契約の締結について(平成20年度川根本町地域振興センター建設工事)外2件を日程に追加し、追加日程として議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森 照信君) 異議なしと認めます。

したがって、工事請負契約の締結について(平成20年度川根本町地域振興センター建設工事)外2件を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第42号 工事請負契約の締結について(平成
20年度川根本町地域振興センター建
設工事)

議長（森 照信君） 追加日程第 1、議案第42号、工事請負契約の締結について（平成20年度川根本町地域振興センター建設工事）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第42号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年度川根本町地域振興センター建設工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る 6 月26日に 6 社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、木内建設株式会社が落札し、契約金額 1 億6,065万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成21年 3 月10日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

1 1 番（鈴木多津枝君） 6 社ともすべて町外の業者ですけれども、どうして町外の業者だけを指定したんですか。

議長（森 照信君） 町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） こうした大規模な工事に関して資格、あるいは今までの実績等を勘案して、指名委員会で決定されたものであります。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

1 1 番（鈴木多津枝君） 2 億円を切る工事ですので、これまでそれくらいの建物なら、例えば給食センターなんかもそうですし、町内の業者でやっていると思うんですよ。そんなにすごい金額ではないわけで、なぜ町内の業者を指定できなかったのか、もう一度答えをお願いします。

議長（森 照信君） 副町長。

副町長（澤本 廣君） 町内には今、一般と特別とありますけれども、国の特別の認定を受けている業者がいません。ということで、2,500万円以上の関係が出てきますが、下請できるかできないか、そういうことで町内の業者が一般でマル特、特別の建設業者でありませんので、入札に参加する資格はございませんので入っておりません。

議長（森 照信君） 11番、鈴木多津枝君。

1 1 番（鈴木多津枝君） そういう話は初めて聞いたわけですがけれども、これまで町内の業者、マル特取っている業者があるんじゃないですか。

議長（森 照信君） 副町長。

副町長（澤本 廣君） 今現在は、1 社もありません。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は 3 回になりました。

ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(森 照信君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

まず、原案に反対者の発言を許します。

11番(鈴木多津枝君) もともこの総合支所、地域振興センター建設というのは、合併のときの協議で、本川根地域の人たちが地域を残したいということで役場を建てかえて、不便にならないようにと、小さい合併なんだからということで始まった協定だと思います。そのことでは殊さら反対するわけではないんですけれども、場所とか建物の規模とか、そういうことについて、じゃ、本当に住民の人たちの合意を得ているのか、町長はよく合意合意と言われますけれども、とっても合意を得て進めているとは私は思えません。しかも、先ほどの答弁でも、入札指名でもわかったんですけれども、町内の業者も入れないような計画をする。どこに経済的波及効果があるのか。以前、原田議員が山の木なんかを使った建物に、シンボルにしたらどうだという提案もされましたけれども、それもならない。もう2億近い、総額では2億以上の建物が全く町内の業者に、下請で入るのかどうかは知りませんけれども、とにかくいいところを持っていく、外の元請が、町内の業者ではないということで、私はとても詳しいことはわかりませんけれども、賛成できないことを明らかにします。

議長(森 照信君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番(久野孝史君) 13番、久野です。

本川根総合支所の建設に関しては、建設委員会と地元等の合意もできておりますし、また、今の説明によりますと、特定業者等の業者が町内にいないということでもありますので、この案については賛成といたします。

議長(森 照信君) ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(森 照信君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号、工事請負契約の締結について(平成20年度川根本町地域振興センター建設工事)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(森 照信君) 起立多数です。

したがって、議案第42号、工事請負契約の締結について(平成20年度川根本町地域振興セ

ンター建設工事)は原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第43号 工事請負契約の締結について(平成
20年度川根本町地域振興センター電
気設備工事)

議長(森 照信君) 追加日程第2、議案第43号、工事請負契約の締結について(平成20年度川根本町地域振興センター電気設備工事)を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第43号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年度川根本町地域振興センター電気設備工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る6月26日に6社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、大同電気株式会社が落札し、契約金額6,405万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成21年3月10日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

議長(森 照信君) 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 先ほどと同じですので、ここで黙っているわけにはいきませんから、なぜ町内の業者を指名しなかったのか、電気工事会社、町内でできるところがなかったんでしょうか。

議長(森 照信君) 副町長。

副町長(澤本 廣君) 地元の業者1社指名いたしました。

議長(森 照信君) 11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) どこですか。

議長(森 照信君) 副町長。

副町長(澤本 廣君) 神谷電気さんです。

議長(森 照信君) 11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 神谷電気さんは指名されても辞退をしているということで、町はこれをどういうふうにかえるんですか。

議長(森 照信君) 町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 私は直接指名委員会からの報告の話でありますけれども、もちろん一

定の基準で指名して、その結果、できない、この工事はやはり自分の、あるいは規模とか、あるいは工期とか、いろいろな面でできないという判断されて辞退されたとしか推測できません。そのことに対しては、我々としても辞退届ということで受け付けておりますので、それ以上ということとは追及しません。する必要もないというふうに考えております。

議長（森 照信君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。
ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

先ほどの議案第42号と同じで、それこそ目玉の事業が町内にどれだけの波及効果をもたらすのか、町内の業者が請け負えないような建物を計画しなければならなかったのか、そのところが私には全く理解ができません。こういう重要な建物をつくるときに、ただ単に箱物になるようなものをつくらなくて、やはり町内に波及効果、経済的効果が波及するような研究をやるべきだと思います。そういう点で賛成できない。ほかのことは入札のことなど詳しいことは全くわかりませんので、ただただ、そのことを指摘して反対討論とします。

議長（森 照信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、久野孝史君。

13番（久野孝史君） 13番、久野です。

この入札は町内1社を含む6社によって適正に入札が行われた等々認めますので、賛成といたします。

議長（森 照信君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第43号、工事請負契約の締結について（平成20年度川根本町地域振興センター電気設備工事）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立多数です。

したがって、議案第43号、工事請負契約の締結について（平成20年度川根本町地域振興センター電気設備工事）は原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第44号 工事請負契約の締結について（平成
20年度市町村合併推進体制整備事業
若者定住促進住宅C棟建設工事）

議長（森 照信君） 追加日程第3、議案第44号、工事請負契約の締結について（平成20年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅C棟建設工事）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第44号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成20年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅C棟建築工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る6月26日に6社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、有限会社川根工務店が落札し、契約金額7,347万9,000円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成21年3月19日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（森 照信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（森 照信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これからを討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（森 照信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第44号、工事請負契約の締結について（平成20年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅C棟建設工事）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（森 照信君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、工事請負契約の締結について（平成20年度市町村合併推進体制

整備事業若者定住促進住宅C棟建設工事)は、原案のとおり可決されました。

閉 会

議長(森 照信君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

長時間御苦労さまでした。

閉会 午後 6時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年 7月 1日

議 長 森 照 信

署 名 議 員 原 田 全 修

署 名 議 員 澤 畑 義 照